

第3次長久手町環境基本計画

平成23～32年度（2011～2020）



平成23年3月／長久手町

ごあいさつ

本計画は、このたび改訂いたしました『第3次長久手町環境基本計画』です。環境基本計画は、長久手町環境基本条例第7条に基づき策定するもので、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

今回の改訂作業にあたりましては、平成21年3月策定の第5次長久手町総合計画を反映しつつ、環境問題を取りまく社会経済情勢が大きな時代の節目にあるとの認識のもと、これまでの環境基本計画の内容を全面的に改訂することと致しました。

低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の3つの社会の実現を柱として、あわせてそれぞれの社会を実現するために住民参加社会、地域協働社会の実現を目指すという構図で「施策の体系」を新たに組み直し、この体系に沿って重点プロジェクトを掲げています。これらの重点プロジェクトは、町民や事業者のみなさんと行政がともに携えあって、知恵と力を結集することで実現することができると考えています。

ここに掲げる重点プロジェクトを中心に、本計画に定める内容を着実に推進し、『人と地域がつながり、自然と環境にこだわるまち』の実現に向かって邁進して参りますので、みなさまのご理解、ご支援をお願い申し上げます。

平成23年3月



長久手町長 加藤梅雄

第3次長久手町環境基本計画 目次

序章 計画改訂にあたって	
第1節	計画改訂の背景 1
第2節	計画の基本的事項 2
1.	計画の根拠・目的・位置づけ 2
2.	計画の目標年度・対象 4
3.	計画改訂の基本方針 5
4.	計画改訂の体制 7
5.	計画の構成 9
第1章 環境をとりまく社会的動向と町の特性	
第1節	環境をとりまく社会的動向 10
1.	地球温暖化 10
2.	資源循環 14
3.	生物多様性 16
第2節	長久手町の環境特性と課題 19
1.	町の概要 19
2.	環境特性 23
第2章 めざす環境像と基本目標	
第1節	本町がめざす環境像（基本理念） 27
第2節	計画の基本目標（環境目標） 28
1.	3つの環境目標 28
2.	施策の体系 29
第3章 基本目標の実現に向けた取り組み（重点プロジェクト）	
第1節	重点プロジェクトの位置づけ 32
1.	重点プロジェクトの役割 32
2.	重点プロジェクトの構成 33
第2節	重点プロジェクト 34
1.	地球にやさしい低炭素社会の構築に向けた重点プロジェクト 34
2.	ものを粗末にしない・汚さない循環型社会の構築に向けた重点プロジェクト 36
3.	多様な生物が人と共存する自然共生社会の構築に向けた重点プロジェクト 38
4.	住民参加社会・地域協働社会の実現に向けた重点プロジェクト 40

第4章 施策の基本的方向

第1節 地球にやさしい低炭素社会の構築	42
1. 地球にやさしい暮らしの促進	42
2. 地球にやさしい事業活動の促進	45
3. 地球にやさしい都市づくり	47
第2節 ものを粗末にしない・汚さない循環型社会の構築	49
1. 5Rの推進	49
2. 地域の美化の促進	52
3. 公害の防止	54
4. 水循環の保全	57
第3節 多様な生物が人と共存する自然共生社会の構築	59
1. 自然環境の評価	59
2. 生物の生息・生育場所の確保	61
3. 景観の保全と創造	63
4. 自然への理解増進	65

第5章 環境行動を促すための取り組み

1. 環境教育・環境学習の推進	68
2. 環境情報の収集・整理と発信・共有	71
3. 住民・事業者・行政の連携	73

第6章 計画の推進

第1節 計画の推進体制	75
1. 町・事業者・住民の責務と役割	75
2. 住民・事業者・行政の協働による推進体制	77
第2節 計画の進行管理	80
1. 進行管理の方法（環境マネジメントシステムによる進行管理）	80
2. その他（環境報告書の作成・公表と関係機関との連携）	82

参考資料1 環境基本計画に関わる例規	83
参考資料2 計画改訂の経過	87

序章 計画改訂にあたって



第1節 計画改訂の背景

(1) 長久手町環境基本計画の中間目標年度を迎えたことによる見直し

本町は平成13年3月に「長久手町環境基本計画（第1次計画）」を策定し、その後、第1次計画をベースに、平成18年3月に見直しを加え、「第2次長久手町環境基本計画」を策定しました。

第1次・第2次計画では、計画の目標年次を平成32年、中間目標年度を平成22年と定めており、社会経済情勢の変化や新たな環境問題、計画の進行状況等に応じて、5年ごとに計画の見直しを行うことと定めています。

平成17年度の改訂から5年が経過する平成22年度（平成23年3月）が本計画の中間目標年度となっていることから、施策・事業の見直しを行うものです。

(2) 環境問題を取りまく社会経済情勢の変化をとらえた見直し

第1次計画では、「住民、事業者及び行政のすべての人の協力と働きかけにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能であり、かつ、人と自然が共生できるまちづくりの実現」を理念に掲げ、環境の保全及び創造に取り組んできました。

その後、本町は環境万博をめざした2005愛・地球博のメイン会場となり、「自然の叡智」というテーマの下、様々な住民活動が展開され、環境万博の経験・理念を継承する人材・グループが生まれるなど、環境問題に対する住民意識が大きく高まることとなりました。同時に、会場までの交通手段に日本初の磁気浮上式リニアモーターカーとなるリニモ（東部丘陵線）が整備され、町の交通条件の根幹が大きく変化したこともこの間の変化です。

一方、国際的にも、ポスト京都議定書となる新たな枠組みづくりが議論される中、国は平成32年（2020年）に温室効果ガスを平成2年（1990年）比で25%削減するとの目標を掲げました。また、平成22年10月には生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が名古屋で開催され、平成22年以降の生物多様性保全の目標を定めた「愛知ターゲット」、遺伝資源へのアクセスと利益配分についての「名古屋議定書」が採択されるなど、環境問題を取りまく状況は刻々と変化しています。

こうした社会経済情勢の変化をとらえ、現計画を見直すものです。

(3) 第5次長久手町総合計画が定める基本方針・具体的な取り組みを考慮した見直し

本町は、平成21年3月に第5次長久手町総合計画を策定し、このなかで、「万博理念を継承し、自然・環境にこだわるまち」を基本方針の一つに定めました。

新しい総合計画との整合を図りながら、「自然・環境にこだわるまち」の実現をめざして、環境保全及び創造のためのさらなる取り組みが求められています。第5次長久手町総合計画が定める基本方針、具体的な取り組みを考慮して、現在の環境基本計画を見直します。

第2節 計画の基本的事項

1. 計画の根拠・目的・位置づけ

(1) 長久手町環境基本計画の根拠

長久手町環境基本計画は、長久手町環境基本条例第7条『町長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、長久手町環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。』を根拠として策定します。

(2) 長久手町環境基本計画の目的

長久手町環境基本計画は、長久手町環境基本条例第7条に定めるとおり、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向性を示すもので、本町の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定します。

長久手町環境基本条例（抜粋）

平成12年3月29日 条例第16号

（目的）

第1条 この条例は、本町における環境の保全及び創造に関する基本理念を定め、住民、事業者及び町の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の住民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 環境の保全及び創造は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであるとの認識に立ち、現在及び将来にわたり健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受できるようにするため、適切に行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、住民、事業者及び町の協力と働きかけによって行わなければならない。

（環境基本計画の策定と公表）

第7条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、長久手町環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向性

二 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を策定するに当たっては、第13条に規定する長久手町環境審議会の意見を聞かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

5 環境基本計画を変更する場合は、前二項の規定を準用する。

（施策の策定等及び環境基本計画との整合）

第8条 町は、施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全及び創造について配慮するとともに環境基本計画との整合を図るものとする。

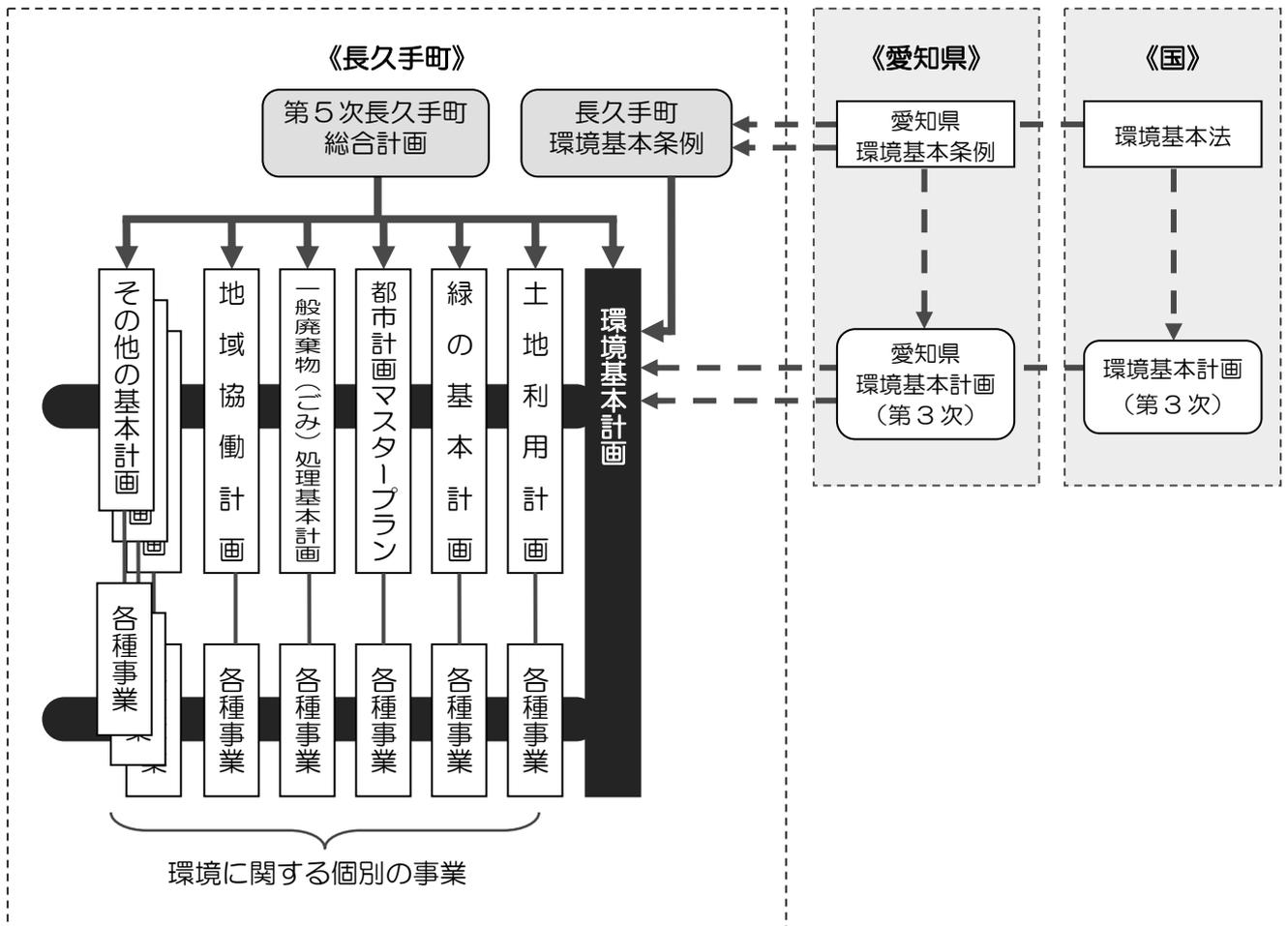
(3) 計画の位置づけ

長久手町環境基本条例第8条に定めるとおり、町は、施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全及び創造について配慮するとともに環境基本計画との整合を図る必要があります。

環境基本計画は、第5次長久手町総合計画に基づくその他の行政計画による施策等を横断的にとらえた総合的な計画であり、環境の保全及び創造に関する取り組みの基本的な方向を示すものとして位置づけられます。したがって、第5次長久手町総合計画と整合を図りながら、本町の環境の保全及び創造に関する施策を策定・推進していく上で最も基本となる計画として位置づけられます。

環境の保全と創造を目的とする計画や施策はもちろんのこと、環境の保全と創造を直接の目的としない計画や施策であっても、環境保全に関わるもの及び環境に負荷を与えるものについては、環境基本計画に沿って実施される必要があります。

また、環境基本計画は、よりよい環境づくりのために、行政のみならず住民及び事業者が公平かつ適正な役割分担のもとに連携し、協力する上での指針としても位置づけられるものです。



図ー1 環境基本計画の位置づけ

2. 計画の目標年度・対象

(1) 計画の目標年度

環境基本計画の目標年度は平成 32 年度となっています。今回の改訂では、平成 32 年度までの 10 年を展望しつつ、平成 27 年度までの間に取り組むべき施策を定めていくこととします。

5 年を目処に定期的な見直しを行うことにより、社会経済情勢の変化や科学技術の進歩等に適合した計画としていきます。

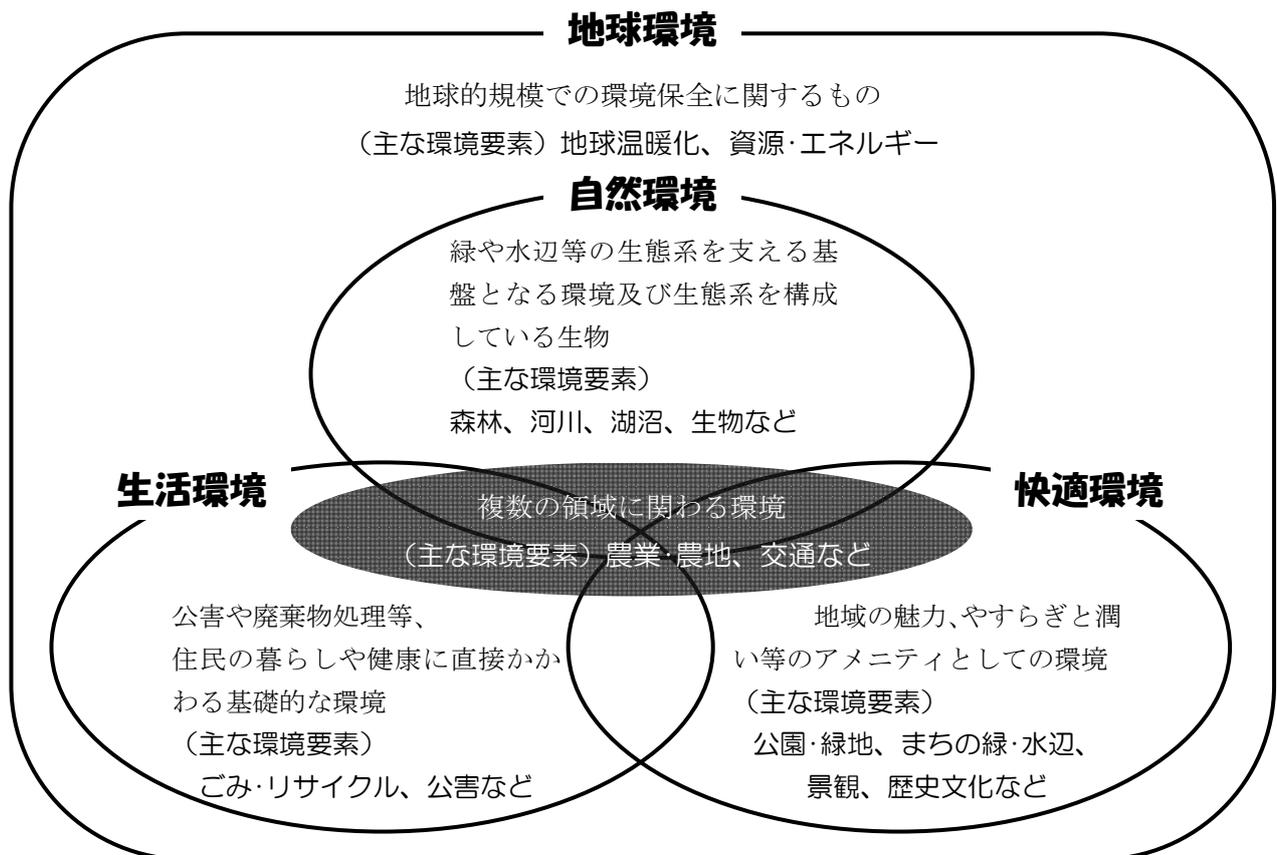
(2) 計画の対象地域

計画の対象地域は本町全域とします。なお、環境問題は広域的に影響し合っていることから、周辺地域の環境や地球環境についても考慮した計画とします。

(3) 計画の対象とする環境の範囲

環境基本計画の対象とする環境の範囲は、私たちをとりまく地域的な環境における「生活環境」、「自然環境」、「快適環境」とそれを支える「地球環境」とします。

なお、この 4 つの範囲は、環境の保全及び創造に取り組むための施策等を検討すべき対象として示すものですが、今後、計画の見直し時や緊急に取り上げるべき環境問題が発生した場合には、必要に応じて新たな環境の範囲を計画の対象とします。



図一 2 計画の対象とする環境の範囲

3. 計画改訂の基本方針

第2次計画は、第1次計画をベースに加筆・修正しています。具体的には、「目指すべき環境のイメージ」、「望ましいまちの姿」、「まちづくりの基本的方向」について、第1次計画を維持し、「施策の方針」以下の内容を見直しました。

今回の計画改訂（見直し）にあたっては、下記の点を重視し、「目指すべき環境のイメージ」、「望ましいまちの姿」、「まちづくりの基本的方向」を全面的に改訂し、「本町がめざす環境像」、「計画の基本目標」、「施策の体系」を新たに作成しました。

（1）低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の3つの社会の実現を柱に計画を組み立てる

→**第2章 めざす環境像と基本目標へ**

平成5年に成立した環境基本法の規定を受けて、国でも第1次環境基本計画（平成6年）、第2次計画（平成12年）、第3次計画（平成18年）が策定されています。第3次計画の冒頭で、『「循環」、「共生」、「参加」、「国際的取組」の4つの長期的目標は各施策を通じて浸透し、環境問題の広がりに対して私たちがどのような方向を目指すべきかを考える上での基本的な指針として定着している』と記しています。

この4つの長期的目標をベースに、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の3つの社会の実現を柱とし、あわせてそれぞれの社会を実現するために住民参加社会・地域協働社会の実現を目指すという構図で、「施策の体系」を新たに組み直しました。

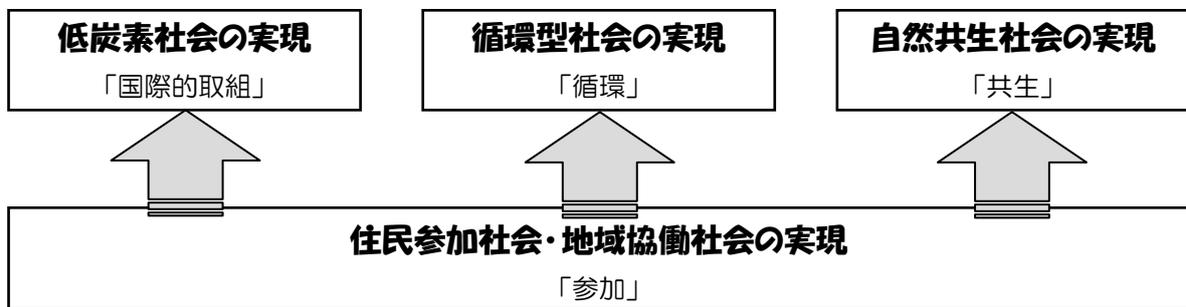


図-3 本環境基本計画の構図

（2）3つの社会の実現に向けて重点的に取り組む事業を整理する

→**第3章 基本目標の実現に向けた取り組み（重点プロジェクト）へ**

→**第5章 環境行動を促すための取り組みへ**

低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の3つの社会の実現を柱とし、それぞれに着実な成果が期待できる実効性のある事業・取り組みを抽出し、第3章で重点プロジェクトとして整理しました。

また、住民参加社会、地域協働社会の実現を目指すため、環境行動を促すための取り組みを第5章に整理するとともに、そのうち重点的に取り組むべき事業・取り組みについては第3章で重点プロジェクトとして整理しています。

(3) 「施策の基本的方向」において、体系ごとの施策の方向性を明示する

→第4章 施策の基本的方向へ

環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する取り組みの基本的な方向を示すものであり、本町の環境の保全及び創造に関する施策を策定・推進していく上で最も基本となる計画です。

いわば「環境マスタープラン」としての性格を有することから、環境に関わる非常に幅広い分野を対象とする計画となります。そこで、第4章施策の基本的方向では、体系ごとの施策についてその方向性を明示することを重視しました。

4. 計画改訂の体制

住民や事業者の方々の幅広い参加を得ながら環境施策を検討するために、環境基本条例で定める「環境審議会」を開催したほか、環境保全・創造の活動に取り組む住民・団体や事業者等による「長久手町環境ワークショップ（以下「環境ワークショップ」と表記）」、広く住民への情報提供・意識啓発を目的とした「ながくて環境見本市」などを開催し、住民・団体・事業者・町の相互連携の下で計画改訂に取り組みました。

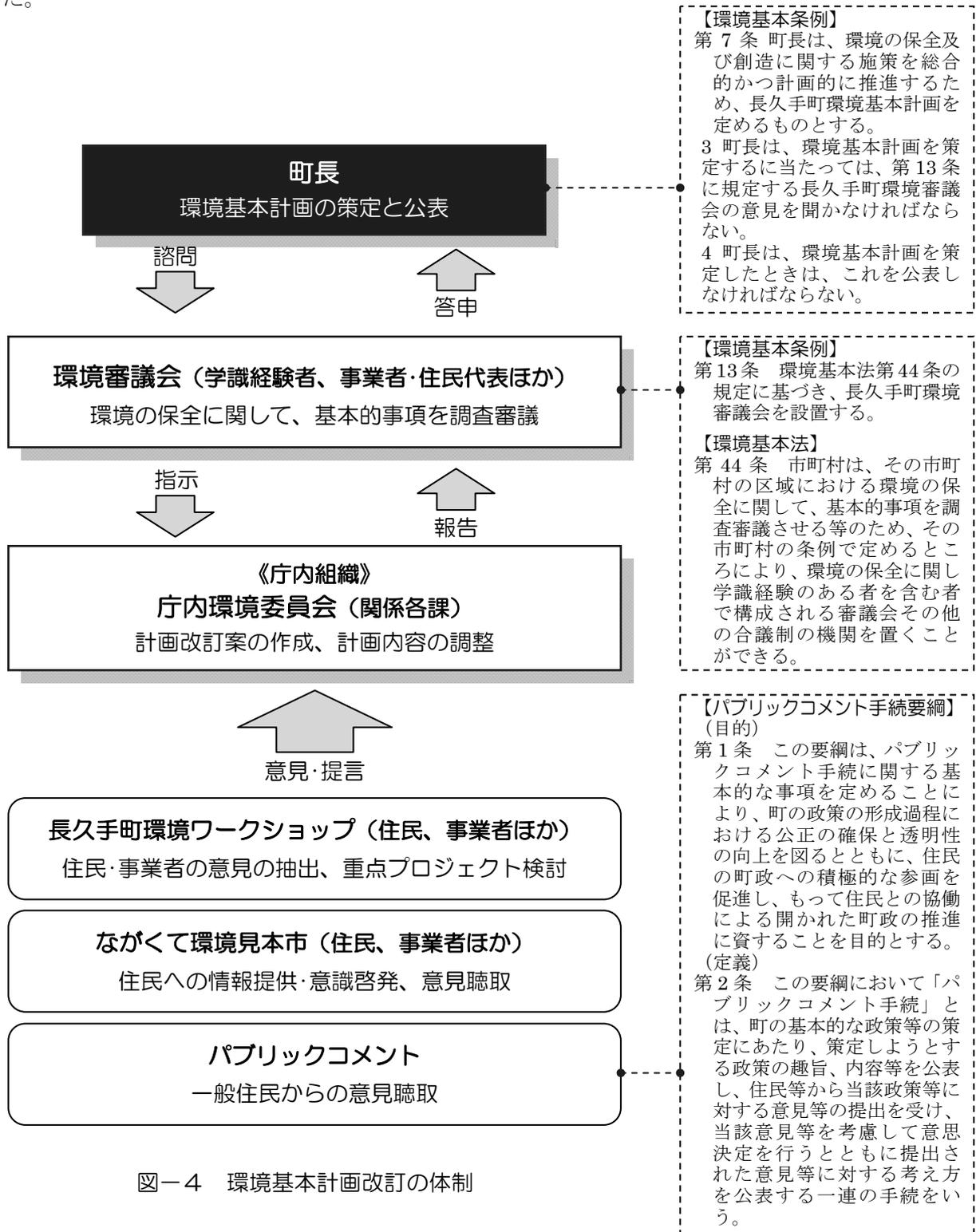


図-4 環境基本計画改訂の体制

なお、「環境ワークショップ」は、今回の計画改訂の機会が、幅広い主体の形成や自主的な行動を喚起する機会となることを期待して開催し、住民・事業者・行政が協働して取り組む環境活動について話し合いました。その成果を計画に反映しています。



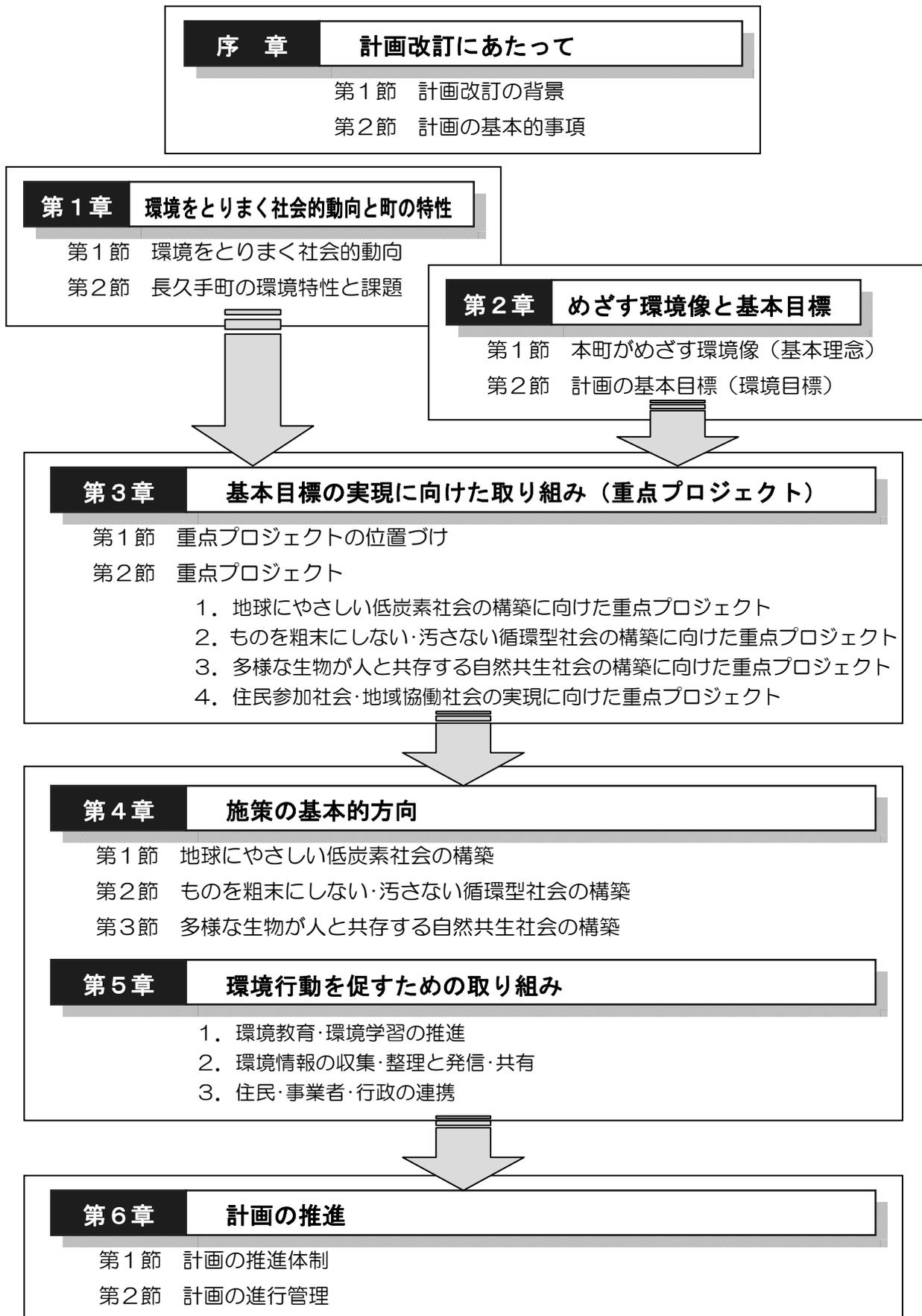
■第1回環境ワークショップ
(平成22年11月26日)



■第2回環境ワークショップ
(平成22年12月14日)



■第3回環境ワークショップ
(平成23年1月14日)



第1章 環境をとりまく社会的動向と町の特性



第1節 環境をとりまく社会的動向

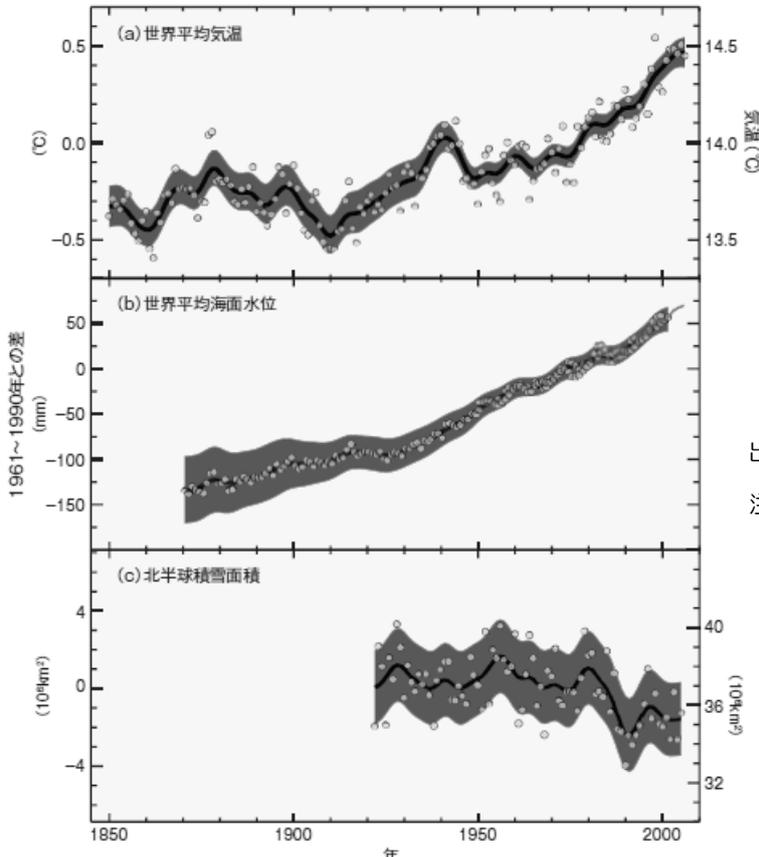
1. 地球温暖化

(1) 地球温暖化の現状

地球温暖化とは、温室効果ガスの増加などにより、地球の気温が高まり、自然環境や生活環境に影響が生じる現象のことです。

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第4次評価報告書では、大気や海洋の世界平均温度の上昇、雪氷の広範囲にわたる融解、世界平均海面水位の上昇が観測されていることから、「気候システムの温暖化は疑う余地がない」と記しています。

地球温暖化の原因といわれる温室効果ガスには様々なものがありますが、なかでも二酸化炭素がもっとも温暖化への影響度が大きいガスです。産業革命以降、化石燃料の使用が増え、その結果、大気中の二酸化炭素の濃度が大きく増加しています。



出典：IPCC 第4次評価報告書統合報告書
政策決定者向け要約

注釈：(a) 世界平均地上気温；(b) 潮位計と衛星データによる世界平均海面水位；(c) 3～4月における北半球の積雪面積、それぞれの観測値の変化。すべての差は、1961～1990年の平均からの差である。滑らかな曲線は10年平均値、丸印は各年の値をそれぞれ示す。陰影部は(a, b) 既知の不確実性の包括的な分析から推定された不確実性の幅、(c) 時系列から得られた不確実性の幅。

図1-1 気温、海面水位及び北半球の積雪面積の変化

また、IPCC は、このままでは 2100 年の平均気温は、温室効果ガスの排出量が最も少ない場合でも平均 1.8 度（予測の幅は 1.1～2.9 度）、最も多い場合には 4.0 度（予測の幅は 2.4～6.4 度）の気温上昇が起こると発表しています（第 4 次評価報告書 2007）。

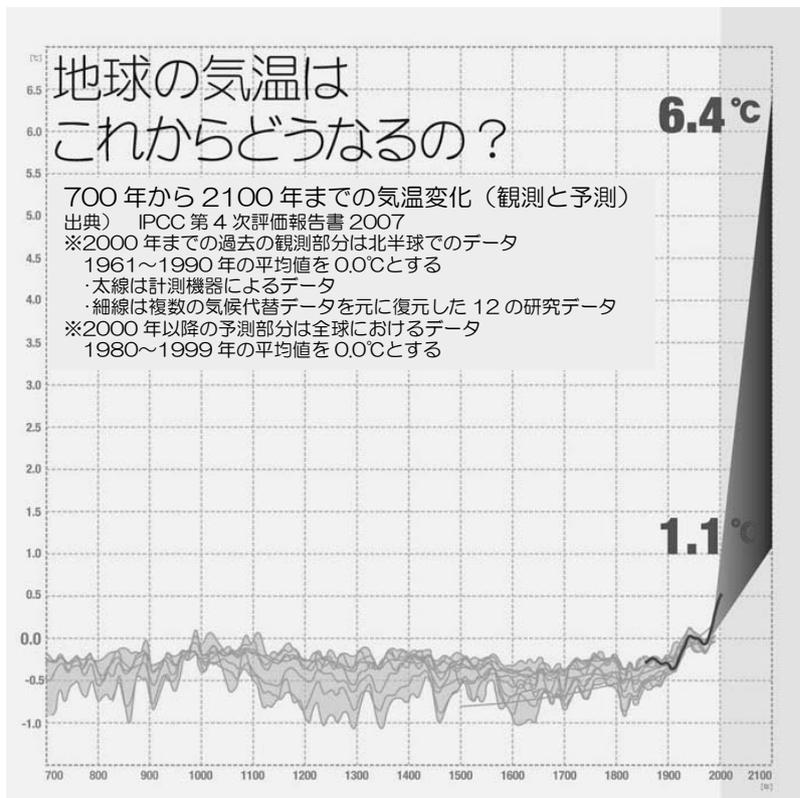


図 1-2 地球の平均気温の変動（観測と予測）

出典：IPCC 第 4 次評価報告書 2007

：図は全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイトより引用

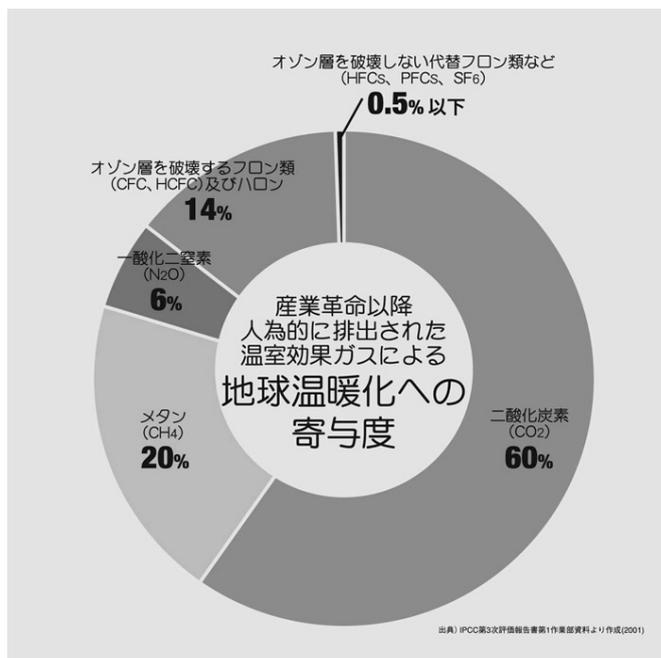


図 1-3 温室効果ガスの種類別、地球温暖化への寄与度

出典：IPCC 第 3 次評価報告書 第 1 作業部資料より 2001

：図は全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイトより引用

(2) 地球温暖化防止に向けた取り組み

この地球温暖化問題に対しては、1990年から国連内で検討を始め1992年5月に採択された『気候変動国連枠組条約』があります。この条約には同年に開催された「地球サミット」の開催期間内において日本を含む世界の国々の大半が署名を行い、先進国については1990年代の終わりまでに1990年の水準を目標に温室効果ガスの排出量を削減することなどが取り決められました。

わが国においてはこうした動きと並行して、平成2年の閣議決定による「地球温暖化防止行動計画」に基づき、各関係省庁では省エネルギー、リサイクル、未利用エネルギーの利用（太陽光発電、風力発電等）などの施策・事業が講じられました。

平成9年12月には、COP3（気候変動枠組条約第3回締約国会議（地球温暖化防止京都会議））が京都で開催され、2000年以降の先進各国における二酸化炭素排出抑制・削減に向けた数値目標を定めた「京都議定書」が採択されました。京都議定書は、2005年（平成17年）に発効し、わが国では2008～12年（平成20～24年）の第1約束期間に、温室効果ガス排出量削減目標（1990年比マイナス6%）を達成することが必要となっています。

現在は、ポスト京都議定書となる新たな枠組みづくりが国際的に議論されているところであり、2010年（平成22年）にカンクン（メキシコ）で開催されたCOP16（同第16回締約国会議）では、先進国及び途上国を対象とした温室効果ガス削減の包括的枠組みの構築を目指すことで、交渉の前進がみられましたが、新たな議定書については2011年末に開催されるCOP17に先送りされ、国際的な合意には至っていません。

このほか、2008年7月の北海道洞爺湖サミットでは、野心的な中期の国別総量目標を実施するという文言が首脳宣言に盛り込まれたほか、翌年2009年7月のラクイラサミット（イタリア）では、先進国は2050年までに温室効果ガス80%減を合意しています。

さらに、2009年9月に発足した新政権の下で、同年9月鳩山首相（当時）はニューヨークの国連気候変動サミットにおいて、わが国の目標として、温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比で25%削減することを表明しました。これを受けて、国は2020年に温室効果ガスを1990年比で25%削減するとの目標のもと、温暖化防止のための国民的運動を「チャレンジ25キャンペーン」として2010年（平成22年）1月より新たに展開しているところです。

このように、地球温暖化の防止に向けた取り組みは、地球的規模での最大の環境問題となっており、本町にあっても効果的な対策を至急に講じていくことが求められています。

表1-1 環境問題をとりまく国内外の主な動き

	国際社会	日本	愛知県	長久手町
平成4年 (1992)	●地球サミット ・気候変動に関する国際 連合枠組み条約 ・生物多様性条約 ・リオ宣言、アジェンダ 21			
平成5年 (1993)		●環境基本法制定 ●アジェンダ21行動 計画策定		
平成6年 (1994)	●気候変動枠組み条約 発効	●環境基本計画(第1 次)策定	●愛知アジェンダ21 策定	
平成7年 (1995)		●生物多様性国家戦略 策定	●愛知県環境基本条 例施行	
平成9年 (1997)	●COP3 ・京都議定書の締結	●地球温暖化対策推進 本部設置	●愛知県環境基本計 画(第1次)策定	
平成10年 (1998)		●地球温暖化対策推進 大綱策定		
平成11年 (1999)		●地球温暖化対策推進 法施行		●第4次長久手町総 合計画策定
平成12年 (2000)		●循環型社会形成推進 基本法制定 ●環境基本計画(第2 次)策定		●長久手町環境基本 条例制定
平成13年 (2001)	●IPCC第3次評価報告 ●COP7 ・マケラシュ合意	●環境省発足	●愛知県環境基本条 例改定	●長久手町環境基本 計画(第1次)策定
平成14年 (2002)	●持続可能な開発に関 する世界首脳会議開 催 ・ヨハネスブルグ宣言	●京都議定書の締結 (受諾) ●新・生物多様性国家 戦略(第2次)策定	●愛知県環境基本計 画(第2次)策定	
平成16年 (2004)		●環境基本法改定		
平成17年 (2005)	●京都議定書発効	●京都議定書目標達成 計画の策定 ●改正地球温暖化対策 推進法全面施行	●あいち地球温暖化 防止戦略策定	●長久手町美しいま ちづくり条例制定
平成18年 (2006)		●環境基本計画(第3 次)策定		●長久手町環境基本 計画(第2次)策定
平成19年 (2007)	●G8 ハイリゲンダ ム(独)サミット ・2050年にCO ₂ 半減	●21世紀環境立国戦 略の閣議決定 ●美しい星50提案 ●第3次生物多様性国 家戦略策定		
平成20年 (2008)	●京都議定書第1約束 期間の開始 ●G8 洞爺湖サミット	●Cool Earth—エネ ルギー革新技術計画	●愛知県環境基本計 画(第3次)策定	
平成21年 (2009)	●G8 ラクイラ(伊) サミット ・2050年までに先進 国80%削減を合意	●鳩山首相、国連気候 変動首脳会合で25 %削減表明	●あいち自然環境保 全戦略策定	●第5次長久手町総 合計画策定
平成22年 (2010)	●COP10(愛知・名古 屋) ・愛知ターゲット ・名古屋議定書	●チャレンジ25キャ ンペーン開始 ●生物多様性国家戦略 2010		●緑の基本計画策定

2. 資源循環

(1) 物質フローの現状

わが国の物質フロー（平成 19 年度）をみると、18.0 億トンの総物質投入量があり、その半分程度の 7.1 億トンが建物や社会インフラなどの形で蓄積されています。また 1.8 億トンが製品等の形で輸出、5.1 億トンがエネルギー消費及び工業プロセスで排出、5.9 億トンが廃棄物等として発生しているという状況で、循環利用されているのは 2.4 億トンです。

すなわち、国内の経済活動は、物質的には 86.2%が天然資源に依存しており、再生利用率はわずかに 13.5%にとどまっていることを示しています。

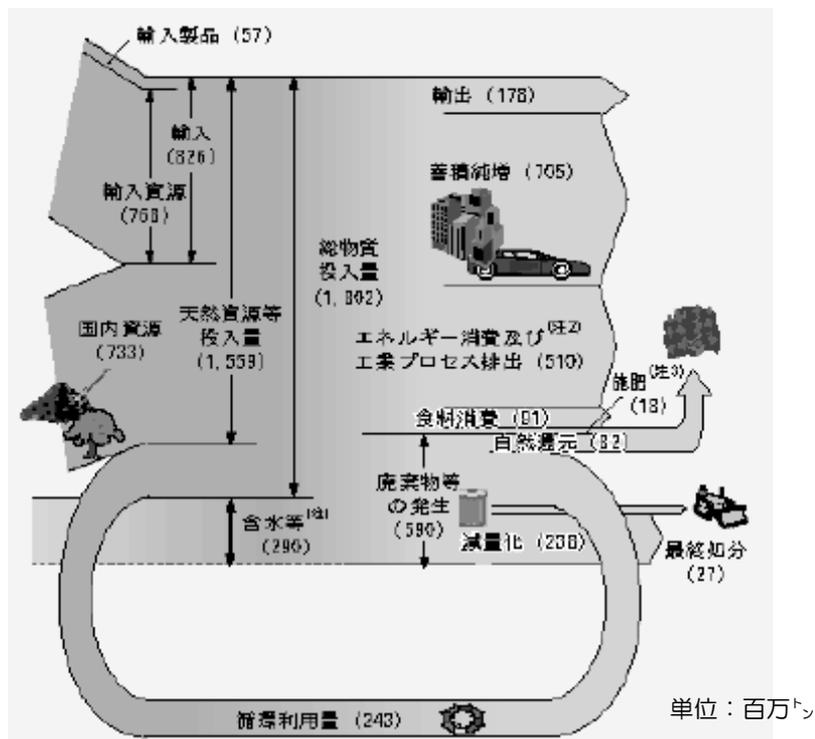


図 1-4 わが国における物質フロー（平成 19 年度）

注 1：含水等＝廃棄物等の含水等（汚泥、家畜ふん尿、し尿、廃酸、廃アルカリ）及び経済活動に伴う土砂等の随伴投入（鉱業、建設業、上水道業の汚泥及び鉱業の鉱さい）。

注 2：エネルギー消費及び工業プロセス排出＝工業製品の製造過程などで、原材料に含まれていた水分などの発散分等の推計。

注 3：施肥＝肥料の散布は実際には蓄積されるわけではなく、土壌の中で分解されていくものであるため、蓄積純増から特に切り出し。

資料：環境省 第二次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第 2 回点検結果
：図は平成 22 年版 環境・循環型社会・生物多様性白書より引用

(2) ごみ（一般廃棄物）排出量の現状

ごみの総排出量及び一人一日あたりの排出量は、第二次石油危機の昭和 54 年度以降にやや減少傾向が見られた後、昭和 60 年度前後から急激に増加し、平成 2 年度からは横ばいないし微増傾向が続いてきました。しかしながら、平成 12 年度をピークとして、ごみの排出量は減少基調にあり、平成 13 年度からは 8 年連続で減少しています。一人一日あたりの排出量は、平成 20 年度の時点で 1,033g/人・日で、平成 12 年度比（1,185g/人・日）は 87.2%です。

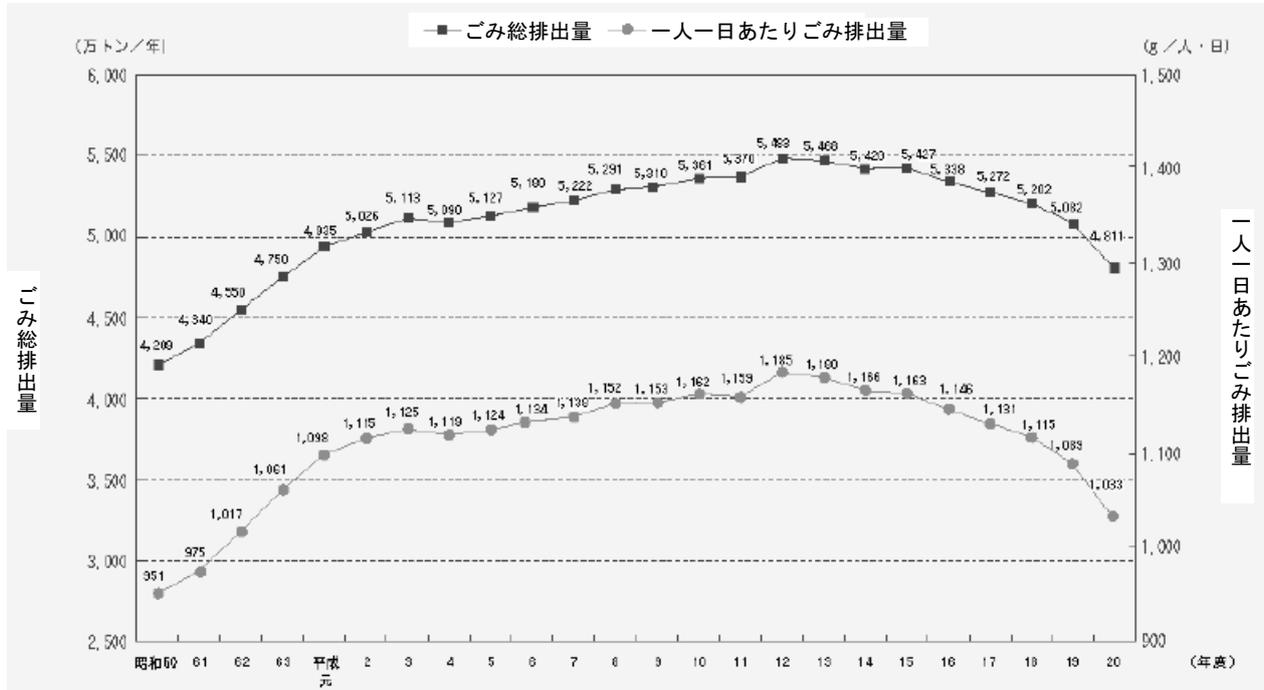


図 1-5 ごみ総排出量と一人一日あたりごみ排出量の推移

注：「ごみ総排出量」＝「計画収集量＋直接搬入量＋資源ごみの集団回収量」。
資料：環境省 平成 22 年版環境・循環型社会・生物多様性白書

表 1-2 第 2 次循環型社会形成推進基本計画における 2015 年度の数値目標（取組指標）

区分	指標	目標
(1) 廃棄物等の減量化		
ア. 一般廃棄物の減量化	(ア) 一人一日あたりのごみ排出量※1	平成 12 年度比 約 10%減
	(イ) 一人一日あたりの家庭から排出するごみの量	平成 12 年度比 約 20%減
	(ロ) 事業系ごみの「総量」	平成 12 年度比 約 20%減
イ. 産業廃棄物の減量化	産業廃棄物の最終処分量	平成 12 年度比 約 60%減 (平成 2 年度比 約 80%減)
(2) 循環型社会形成に向けた意識・行動の変化		
ア. 廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識をもつ		約 90% (アンケート調査結果として)
イ. 廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識をもつ		約 90% (アンケート調査結果として)
(3) 循環型社会ビジネスの推進		
ア. グリーン購入の推進	組織的なグリーン購入の実施	すべての地方公共団体 上場企業※2：約 50% 非上場企業※3：約 30%
イ. 環境形成の推進	エコアクション 21 の認証取得件数	6,000 件
ウ. 循環型ビジネス市場の拡大	市場規模	平成 12 年度比 約 2 倍

※1：計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた一般廃棄物の排出量を一人一日あたりに換算

※2：東京、大阪及び名古屋証券取引所 1 部及び 2 部上場企業

※3：従業員 500 人以上の非上場企業及び事業所

資料：環境省 第 2 次循環型社会形成推進基本計画（平成 20 年 3 月閣議決定）

3. 生物多様性

(1) 急速に失われる地球上の生物多様性

生物多様性を理解する上で、「種」は最も基本的な単位です。未知の生物も含めると、現在 3,000 万種とも推定される数多くの生物が存在しています。そのうち、私たちの知っている種の数約 175 万種であり、全体のほんのわずかにすぎません（図 1-6）。

現在、地球上では人間活動の影響によって生息・生育地の破壊や乱獲のために、急速に野生生物の減少が進んでおり、恐竜時代には千年に 1 種程度であったものが、1975 年以降は一年間に 4 万種程度が絶滅しているといわれています。

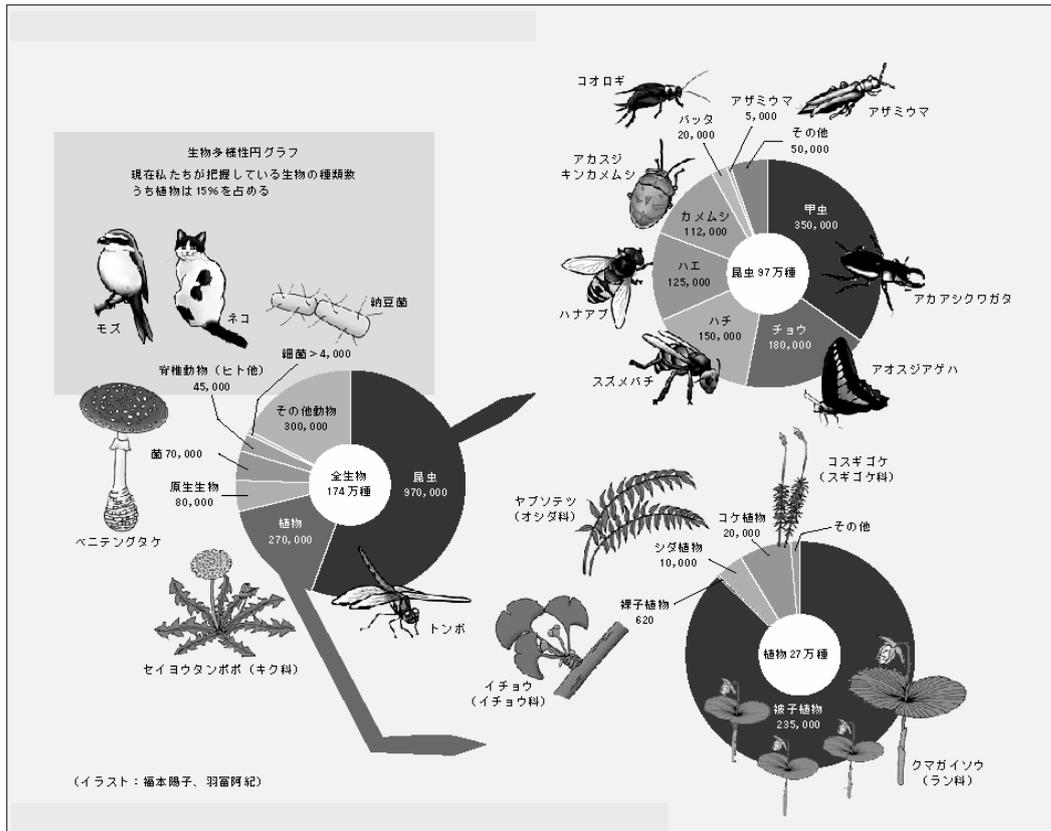


図 1-6 既知の生物種の数と割合 資料：平成 22 年版 環境・循環型社会・生物多様性白書より引用

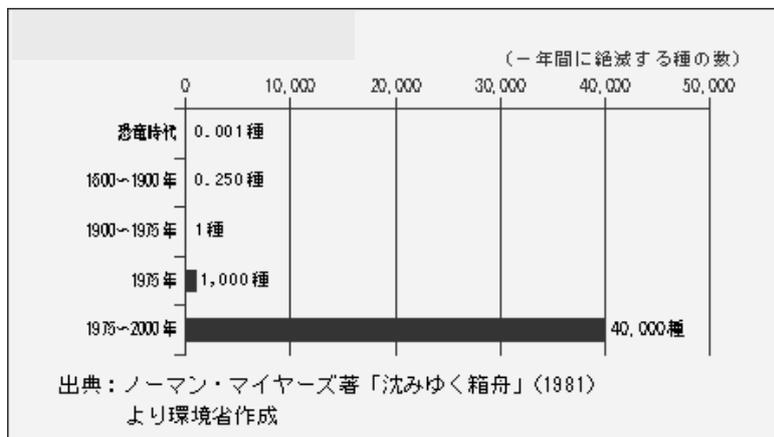


図 1-7 種の絶滅速度 資料：平成 22 年版 環境・循環型社会・生物多様性白書より引用

(2) 生態系と人間生活の関係

国連では2001年から2005年にかけて、世界中の研究者約1,300人が参加して、地球規模での生物多様性及び生態系の保全と持続可能な利用に関する科学的な総合評価「ミレニアム生態系評価*1」を実施しました。これによると、現在の生物の絶滅速度は、過去の絶滅速度と比べ、100~1,000倍に達し、生態系サービス*2（人々が生態系から得ることのできる便益）の状態を示すほとんどの指標が悪化傾向にあるとされています。

生物多様性は生態系が提供する生態系サービスの基盤であり、生態系サービスの豊かさが人間の福利に大きく関係しています。生物多様性の保全は食料や薬品などの生物資源のみならず、人間が生存するために必要な生存基盤を確保していく上でも非常に重要です。

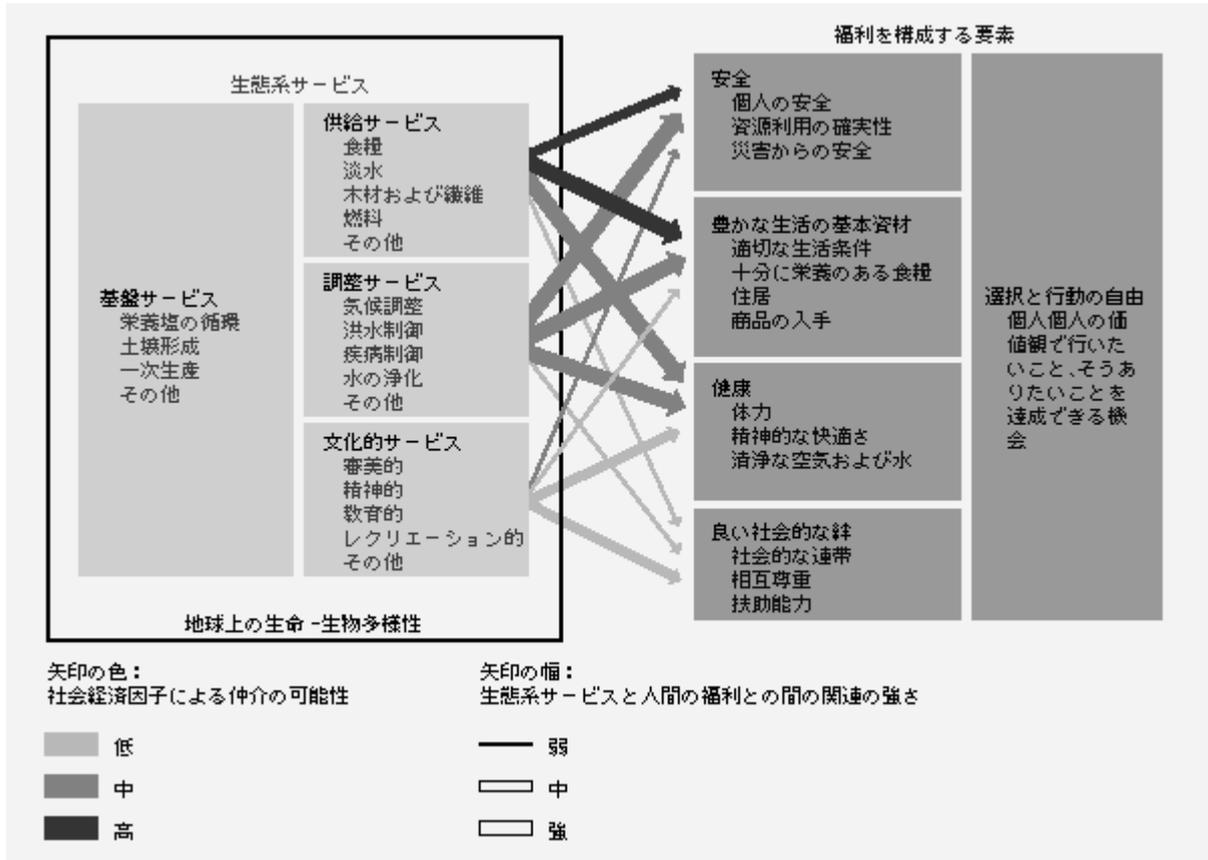


図1-8 生態系サービスと人間の福祉との関係

資料：環境省 ミレニアム生態系評価報告書（国際連合、2005年）に基づき環境省作成

[用語解説]

*1：ミレニアム生態系評価（Millennium Ecosystem Assessment, MA）

国連の主唱により2001年から2005年にかけて行われた、地球規模の生態系に関する総合的評価。95カ国から1,360人の専門家が参加。生態系が提供するサービスに着目して、それが人間の豊かな暮らし（human well-being）にどのように関係しているか、生物多様性の損失がどのような影響を及ぼすかを明らかにした。これにより、これまであまり関係が明確でなかった生物多様性と人間生活との関係がわかりやすく示されている。生物多様性に関連する国際条約、各国政府、NGO、一般市民等に対し、政策・意志決定に役立つ総合的な情報を提供するとともに、生態系サービスの価値の考慮、保護区設定の強化、横断的取組や普及広報活動の充実、損なわれた生態系の回復などによる思い切った政策の転換を促している。

*2：生態系サービス（ecosystem services）

人々が生態系から得ることのできる便益のことで、食料、水、木材、繊維、燃料などの「供給サービス」、気候の安定や水質の浄化などの「調整サービス」、レクリエーションや精神的な恩恵を与える「文化的サービス」、栄養塩の循環や土壌形成、光合成などの「基盤サービス」などがある。

(3) 生物多様性確保に向けた取り組み

生物多様性条約では、締約国は生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国家的な戦略である「生物多様性国家戦略」を策定することとされています。わが国は、平成7年に初めての生物多様性国家戦略を決定し、平成14年と平成19年に見直しを行ってきました。

その後、平成20年に生物多様性基本法が施行され、生物多様性国家戦略の策定が法律上でも位置付けられたことから、平成22年3月に生物多様性基本法に基づく初めての生物多様性国家戦略となる「生物多様性国家戦略2010」を策定しました。

この戦略の特徴としては、平成19年に策定した第3次生物多様性国家戦略の構成や計画期間を維持しつつも、①中長期目標（2050年）と短期目標（2020年）を新たに設定するとともに、②生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の日本開催を踏まえた国際的な取り組みを充実し、③COP10を契機とした国内施策の充実・強化を図りました。

平成22年10月には、名古屋市において生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が開催され、2010年以降の生物多様性保全の目標を定めた「愛知ターゲット」、遺伝資源へのアクセスと利益配分についての「名古屋議定書」が採択されました。

「愛知ターゲット」では、2020年までに生態系が強靱で基礎的なサービスを提供できるよう、生物多様性の損失を止めるために実効的かつ緊急の行動を起こしていくことが確認され、生物多様性の認識を高めていくこと、絶滅危惧種のなかでもっとも減退している種の保全状況を改善していくこと、陸域の17%・海域の10%を保護地域とすることなど20の個別目標を定めました。

今後は「生物多様性国家戦略2010」に基づき、政府の施策を着実に進めるとともに、さまざまな主体による積極的な取り組みを促していく必要があります。

【「生物多様性国家戦略2010」のポイント】 ～環境省～

(1) 中長期目標（2050年）と短期目標（2020年）の設定

平成22年1月に生物多様性条約事務局に提出した「ポスト2010年目標」の日本提案を踏まえ、初めて目標年を明示した総合的・段階的な目標を設定する。

- 中長期目標（2050年）……………生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとする。
- 短期目標（2020年）……………生物多様性の損失を止めるために、2020年までに、
 - ・生物多様性の状況の分析・把握、保全活動の拡大、維持・回復
 - ・生物多様性を減少させない方法の構築、持続可能な利用
 - ・生物多様性の社会における主流化、新たな活動の実践

(2) COP10の日本開催を踏まえた国際的な取り組みの推進

平成22年10月に名古屋市で開催したCOP10以降、COP11（2012年）までわが国がCOP議長国を務めることを踏まえ、地球規模で生物多様性の保全と持続可能な利用を実現するため、国際的なリーダーシップを発揮する。

- COP10の成功
- 科学的な基盤の強化
- 生物多様性における経済的視点の導入
- SATOYAMAイニシアティブの推進
- 科学と政策のインターフェース（接点）の強化
- 途上国の支援

(3) COP10を契機とした国内施策の充実・強化

COP10を契機として、生物多様性の保全と持続可能な利用を、様々な社会経済活動に組み込み、多様な主体が行動する社会の実現に向けた国内施策を充実・強化する。

- 生物多様性の社会における「主流化」の促進
- 絶滅のおそれのある野生動植物の保全施策の充実
- 自然共生社会、循環型社会、低炭素社会の統合的な取り組みの推進
- 地域レベルの取り組みの促進・支援
- 海洋の保全・再生の強化

第2節 長久手町の環境特性と課題

1. 町の概要

(1) 位置・面積

本町は、名古屋市中心部から東に14kmに位置し、面積は21.54km²です。町の中央部をリニモ（東部丘陵線）が東西に走っており、東は愛知環状鉄道八草駅に、西は名古屋市営地下鉄藤が丘駅に接続しています。

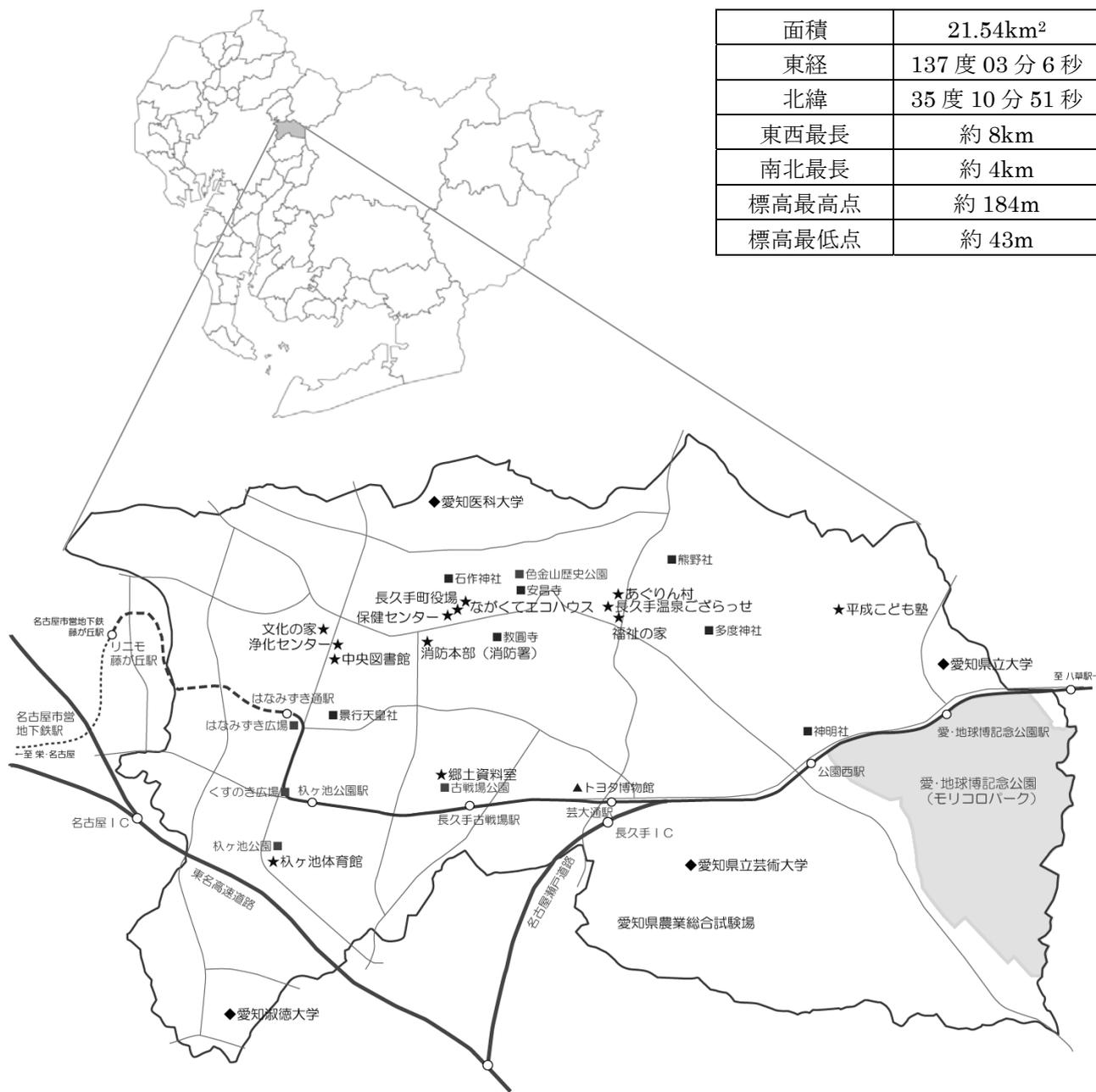


図1-9 町の位置図・概略図

(2) 人口・世帯数

本町は名古屋市に隣接し、土地区画整理事業によって市街地を拡大させてきました。これにより、人口は増加を続けており、愛知県人口動向調査によると、平成 22 年 10 月現在人口は 51,997 人、世帯数は 22,305 世帯です。

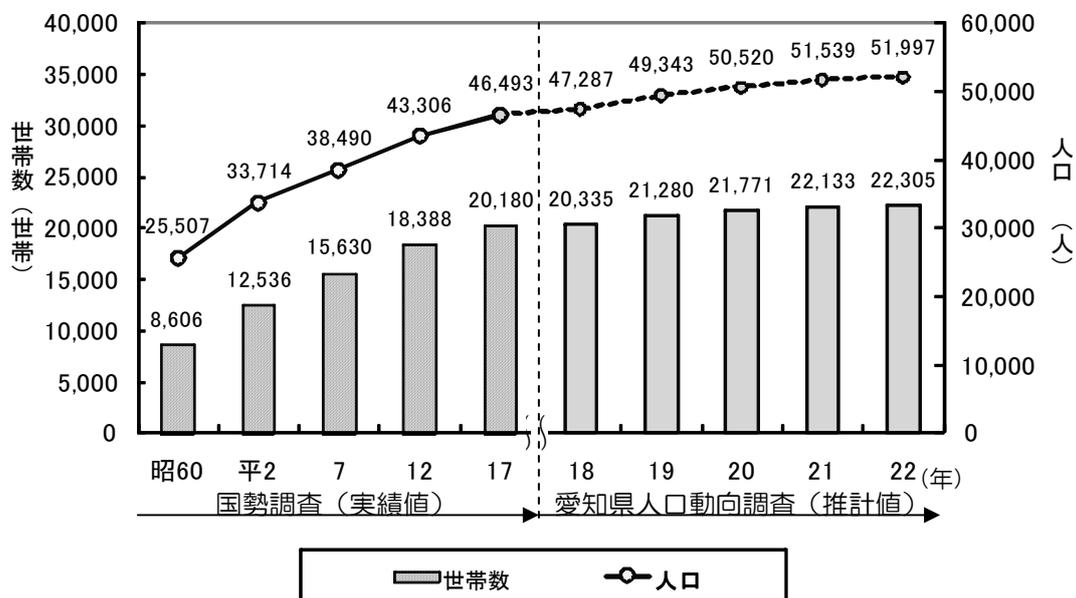


図1-10 人口・世帯数の推移

表1-3 人口・世帯数の推移

	1985年 (昭60)	1990年 (平2)	1995年 (平7)	2000年 (平12)	2005年 (平17)	2006年 (平18)	2007年 (平19)	2008年 (平20)	2009年 (平21)	2010年 (平22)
人口 (人)	25,507	33,714	38,490	43,306	46,493	47,287	49,343	50,520	51,539	51,997
世帯数 (世帯)	8,606	12,536	15,630	18,388	20,180	20,335	21,280	21,771	22,133	22,305

資料：昭和60年～平成17年…国勢調査（実績値）、平成18年～22年…愛知県人口動向調査（推計値）
：いずれも各年10月1日現在。

(3) 土地利用

本町は、名古屋市市の市街地の外延化に対応し、名古屋市に隣接する西部地域において土地区画整理事業による都市基盤整備を行い、低層住宅を主体とする良好な住宅地形成を図ってきました。

一方、東部地域の市街化調整区域には、香流川沿いの良好な農用地や大草丘陵から三ヶ峯丘陵にかけての東部丘陵の森林を主体とする緑地が残っています。したがって本町では都市近郊にあって都市的土地利用がされている西部地域と自然的土地利用がされている東部地域を明確に区分した土地利用を行っています。

しかし、近年、東部丘陵に散見される土取りによる緑地の減少や農家の後継者不足や営農意欲の低下による農用地の荒廃等が進行しており、森林や農用地の保全が重要な課題となっています。

また、リニモ、名古屋瀬戸道路等の交通基盤の整備にともない町域東部で都市的土地利用の需要が高くなるなど都市化圧力が增大しつつあり、住民アンケートにおいても、緑豊かな住宅都市としてのまちづくりを望む声強い一方、リニモを活用したまちづくりを進めるべきとする声も高く、人口フレームに応じた適切な土地利用の誘導が緊急の課題となっています。

さらに、市街地整備が進む西部地域において、計画的な都市基盤整備を促進する必要がある既存市街地があり、市街地環境の向上が課題となっています。

「第2次長久手町土地利用計画（平成21年3月）」では、土地利用の基本方向を以下の4点に整理しています。

①魅力ある都市形成に向けた政策的な土地利用の展開

自然環境に配慮しつつ、都市機能の立地要件の増大化に相まった政策的な土地利用の展開を図ります。

- ・リニモ長久手古戦場駅周辺（新たなシンボル・コア）では、多様な都市機能の集積を図り、町の活性化につながる土地利用の展開を図ります。
- ・公園西駅周辺においては、愛・地球博記念公園（モリコロパーク）や長久手田園バレー事業の理念を継承し、特色ある交流が可能となるような土地利用の誘導を図ります。

②都市と自然環境との共生を可能にする土地利用の展開

自然環境に恵まれ、人口の増加が見込まれるリニモ公園西駅周辺については、開発と保全が調和し、豊かな自然環境との共生が可能となるような土地利用の誘導を図ります。

③高次都市機能立地を活用した特色ある土地利用の展開

4つの大学、愛知県農業総合試験場及びモリコロパーク、博物館、研究施設等の町内の大規模施設を活用しながら、緑地を確保し、個性的な土地利用の展開を図ります。

④住民、行政、NPO等が連携した協働型の土地利用の展開

定住促進に向け、住民による生垣設置や屋上緑化などの景観形成を推進し、居住環境の向上を図る。また、東部地域においては、農用地、森林等適切な土地利用に向け、住民、行政、NPO等が連携した土地利用を推進し、協働型の土地利用の展開を図ります。

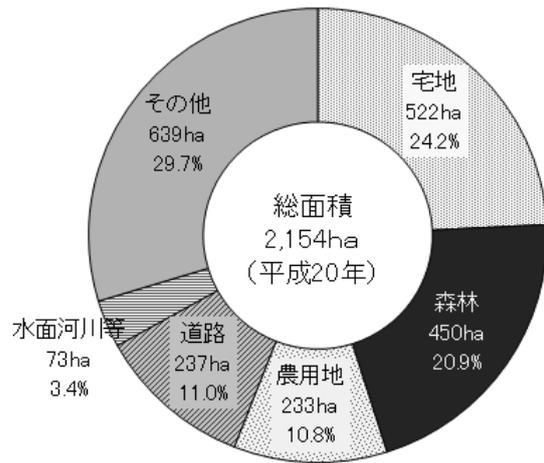


図1-11 地目別土地利用状況

資料：愛知県土地に関する統計年報（平成19年）

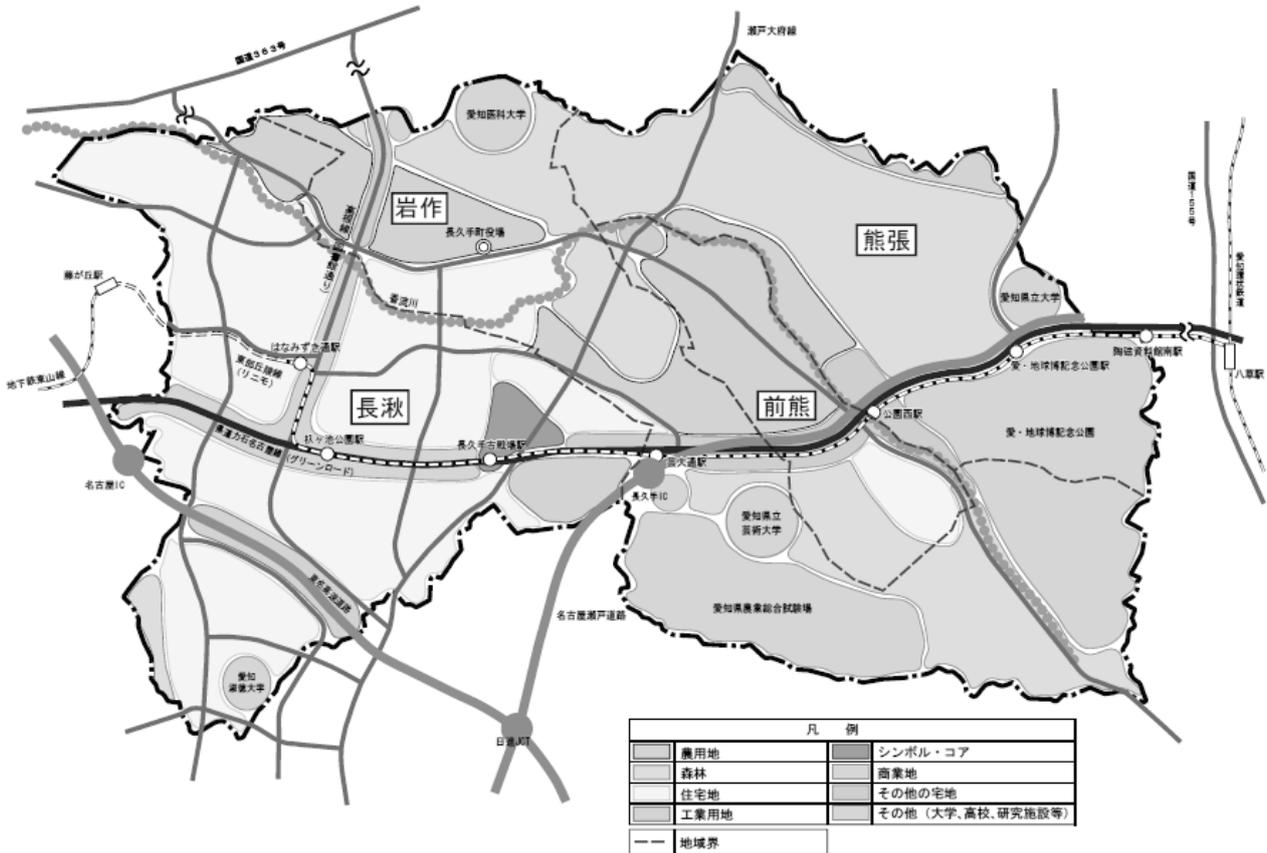


図1-12 土地利用構想図

資料：第2次長久手町土地利用計画（平成21年3月）

(4) 産 業

平成18年の事業所・企業統計によると、本町の従業者数は21,495人で、第1次産業は0.2%、第2次産業は17.0%、第3次産業は82.8%で、第3次産業の大きく特化した産業構造となっています。

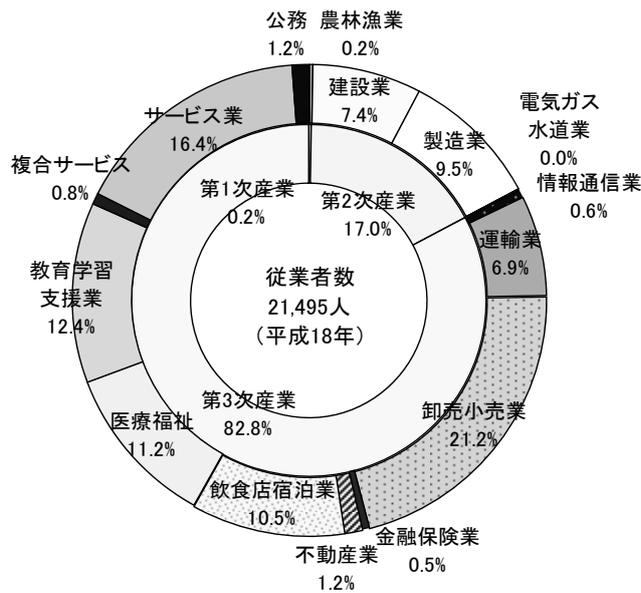


図1-13 産業分類別従業者数構成比

資料：事業所・企業統計（平成18年10月現在）

産業（大分類）	従業者数（人）
農林漁業	50
鉱業	
建設業	1,598
製造業	2,047
電気・ガス・熱供給・水道業	3
情報通信業	138
運輸業	1,477
卸売・小売業	4,559
金融・保険業	100
不動産業	262
飲食店・宿泊業	2,253
医療・福祉	2,408
教育・学習支援業	2,662
複合サービス事業	165
サービス業 (他に分類されないもの)	3,521
公務	252
総数	21,495

2. 環境特性

(1) 二酸化炭素排出量

本町の平成 20 年度の二酸化炭素排出量は 34.1 万 t です。このうち家庭からの排出（家庭乗用車を含む）は 8.9 万 t で 26% を占めています。最近 4 年は横ばいですが、人口の増加に伴って家庭からの排出量は増加しています。

製造業が少なく、住宅都市である本町においては、一般的な市町村と比べ家庭からの排出の割合が大きいことが特徴です。そのため、今後とも人口の増加が見込まれる本町では、家庭からの排出の削減が重要となっています。

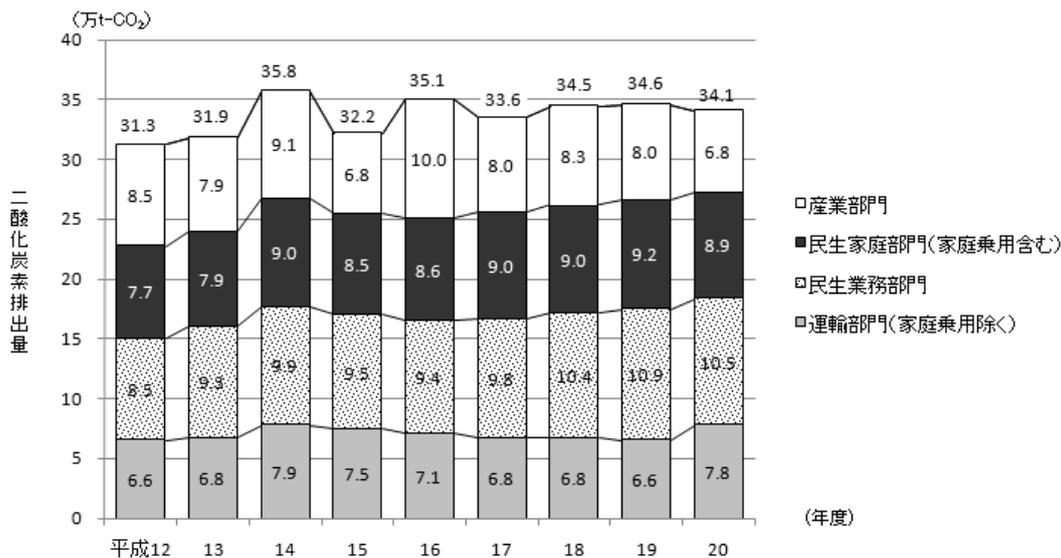


図 1-14 二酸化炭素排出量の推移 試算：環境課

[解説] エネルギー消費の部門は、大きくは産業部門、民生部門、運輸部門に大別され、その中の民生部門は、自家用運輸（マイカーなど）を除く家庭でのエネルギー消費を対象とする家庭部門と企業の管理部門等ビル・事務所・ホテル・百貨店など第 3 次産業（運輸関係事業、エネルギー転換事業を除く）等におけるエネルギー消費を対象とする業務部門に分けられる。

- 産業部門……………農林水産業、鉱業、建設業及び製造業を対象とする。運輸部門に関するものを除く。
- 民生家庭部門……………個人世帯の活動（冷暖房用、給湯用、厨房用、動力・照明等）を対象とする。
- 民生業務部門……………産業・運輸部門に属さない第 3 次産業を対象とする。
- 運輸部門……………人・物の輸送及びこれに付帯する業務を対象とする。

なお、民生家庭部門（家庭乗用車を含む）の二酸化炭素排出量を人口一人あたりに換算すると、平成 2 年度（1990 年度）は 1,536.6kg で、平成 20 年度（2008 年度）では 1,766.7kg と 15.0% の増加となっています。2020 年度に 1990 年比マイナス 25% とする国の目標をこれにあてはめると、2020 年度までに人口一人あたり 1,152.5kg までに削減する必要があります。これは平成 20 年度（2008 年度）の 1,766.7kg から 614.2kg（34.8%）を削減しなければならない値となっています。

表 1-4 住民一人あたりの二酸化炭素排出量（民生家庭部門）の推移

	1990 年度	2000 年度	2008 年度	参考値 (90 年値×0.75)
	(平 2)	(平 12)	(平 20)	
二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	51,805	76,946	89,252	38,854
人口 (人)	33,714	43,306	50,520	—
人口一人あたり排出量 (kg-CO ₂)	1,536.6	1,776.8	1,766.7	1,152.5
1990 年比伸び率 (%)	0.0%	15.6%	15.0%	▲25.0%

試算：環境課 注：平成 2・12 年度の人口は国勢調査、平成 20 年度の人口は愛知県人口動向調査による。
：参考値は、単純に 1990 年度値のマイナス 25% に相当する値。

(2) ごみ排出量

本町のごみの排出量（資源を含む）は平成 21 年度 18,516 トンで、人口が増加しているにもかかわらず、排出量の総量はここ数年横ばいで推移しています。

人口一人一日あたりに換算すると、平成 21 年度は 984.3g/人日で、平成 17 年度の 1,102.5 g/人日から年々減少してきています。

なお、愛知県の平成 20 年度のごみ排出量は 256 万 2 千トンで、県民一人一日あたりのごみ排出量は 1,027 g/人日です。本町の平成 20 年度のそれは 1,014.3g/人日で、愛知県平均とほぼ同程度となっています。

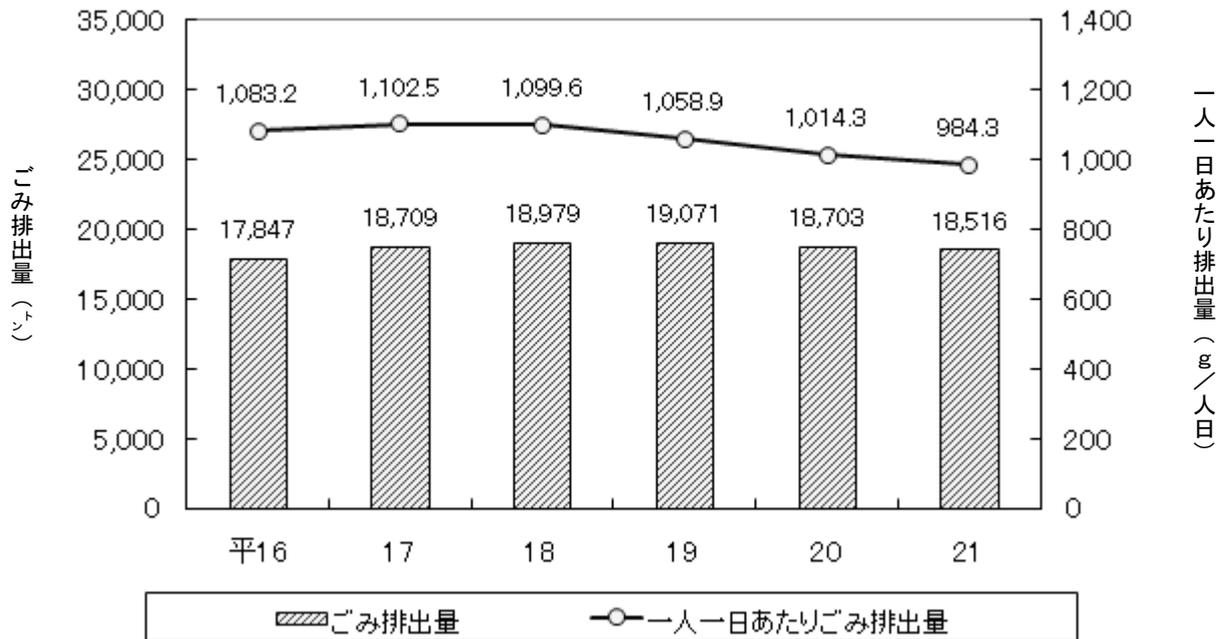


図1-15 ごみ排出量の推移 資料：環境課

表1-5 ごみ排出量の推移

	2004年度 (平16)	2005年度 (平17)	2006年度 (平18)	2007年度 (平19)	2008年度 (平20)	2009年度 (平21)
もえるごみ (トン)	13,281	14,087	14,198	14,338	14,127	14,066
もえないごみ・粗大ごみ (トン)	993	931	986	866	833	847
資源 (トン)	2,457	2,508	2,612	2,739	2,670	2,638
資源回収※ ¹ (トン)	1,116	1,183	1,183	1,128	1,073	965
ごみ排出量 小計 (トン)	17,847	18,709	18,979	19,071	18,703	18,516
人口※ ² (人)	45,141	46,493	47,287	49,343	50,520	51,539
人口一人一日あたり ごみ排出量 (g/人日)	1,083.2	1,102.5	1,099.6	1,058.9	1,014.3	984.3

資料：環境課

※1：資源回収量には、新聞販売店による回収量、廃乾電池回収量を含む。

※2：人口は国勢調査、愛知県人口動向調査による。各年度10月1日現在の人口。

(3) 環境資源

『長久手町環境資源目録』では、多様性を有する生態系資源を次のように整理しています。町の東部に位置する丘陵部とそこを源流とする細流が特に豊かな多様性を示しており、学術的に価値の高い生物も多く生息・生育しているものと考えられています。

【多様性を有する生態系資源】

長久手町の希少種を育む代表的な場所としては、湿地、水のきれいなため池、明るい二次林が挙げられる。

町東部の三ヶ峯丘陵には、周囲が林に囲まれ、水質が比較的良好なため池がある。鯉ヶ廻間上池・下池、愛・地球博記念公園内のかめの池、かきつばた池、愛知県農業総合試験場内のアヤマ池、農総試一号池などはエコトーン*3 がみられ、湿地を付帯するものもあり、多様性に富む生態系といえる。また、同丘陵には、一ノ井川上流湿地や二ノ池湿地群など裸地状の斜面に形成された湧水湿地が存在し、東海丘陵要素植物が生育する。二ノ池湿地群の内の一箇所は裾に日当たりの良い谷底湿地を伴い広大である。ただ、一ノ井川上流湿地のうち小規模な湧水湿地は遷移が進行し消滅しつつある。

河川では、愛・地球博記念公園内の細流は二次林内の河川で水質も良いことから、多様性に富む生態系といえる。

二次林では、上記の湿地やため池が分布する三ヶ峯丘陵、大草丘陵の東山川流域などが多様性に富む生態系といえる。

本町の多様性を有する生態系の多くは愛知県立芸術大学、愛知県農業総合試験場、愛・地球博記念公園の固有地内に存在している。

出典：長久手町環境資源目録（平成 22 年 3 月）

なお、相互の理解を深め積極的な協力・連携活動を進めることを目的として、名古屋市と近隣 34 市町村の首長が集う懇談会が昭和 61 年から継続して開催されています。

平成 22 年度と同懇談会では、名古屋市で 10 月に生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）が開催されることに向けて、「生物多様性の保全に向けての連携」を議題に意見交換し、「生物多様性の保全やその持続可能な利用のための足元からの取り組みを進めていく」との共同アピールを採択しました。

生物多様性の確保に向けた取り組みは、国際社会や国家の枠組みとして取り組んでいくことはもとより、私たち住民が身近なところで、できるところから取り組んでいく必要があります。

【用語解説】

*3：エコトーン (Ecotone)

陸地と水面の境界、森林と草原の境界のように、どちらとも違った特徴を持った移行帯を「エコトーン」と呼ぶ。エコトーンでは、土壌の水分、日光の照度、温度、空気の動き、湿度などが、比較的限られた空間の中で大きく変化するので、そこに育つ植物や動物の種類も豊かになり、隣接する二つの世界を結んで生物の活発な営みが繰り返り広げられる。その地域全体の生物多様性を高めるうえで重要な役割を果たしている。

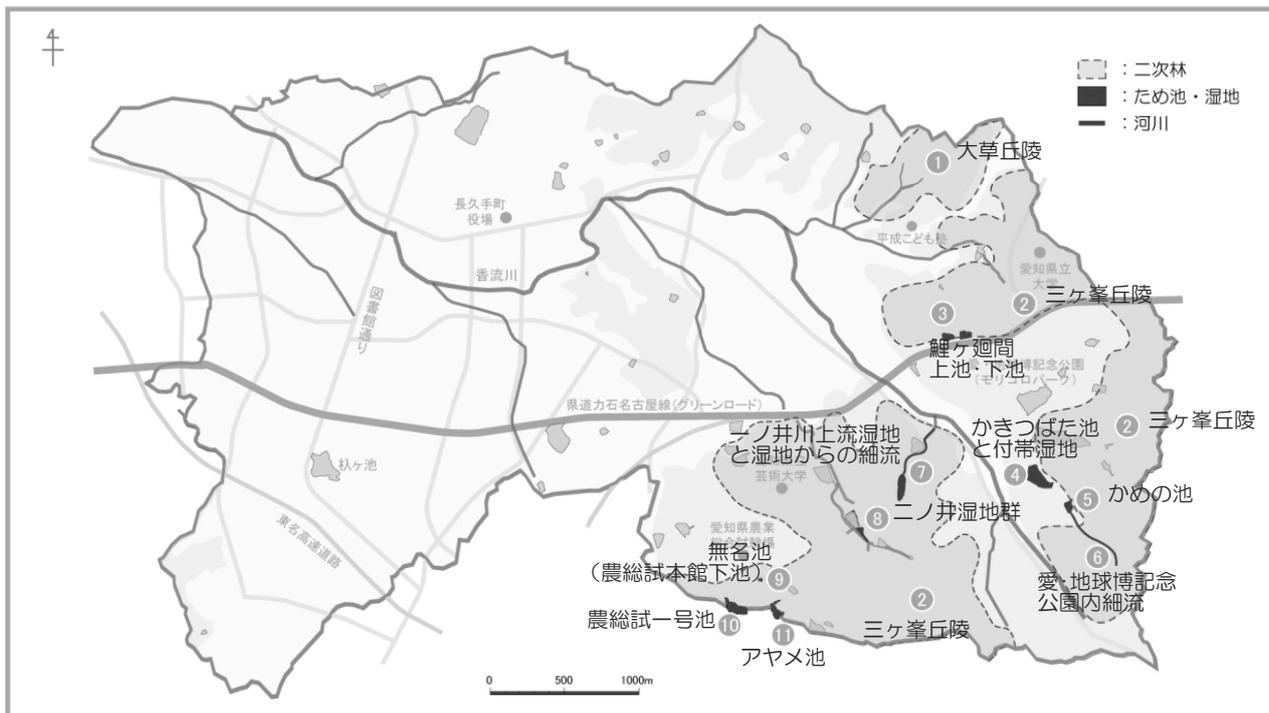


図 1-16 多様性を有する生態系資源
出典：長久手町環境資源目録（平成 22 年 3 月）

長久手町に生息している可能性のある希少動植物

長久手町では町全域を対象とした動植物調査は近年実施されていないため、既存資料や専門家への聞き取り調査により把握した種を挙げました。

多様性を有する生態系

池、沢、湿地、樹林など、異なる環境がセットになっており、多くの希少種の棲み処となっている場所を挙げました。

<p>明るい二次林</p> <p>(植物) フモトミズナラ</p> <p>(動物) ギフチョウ</p>	<p>1 大草丘陵</p>	<p>2 三ヶ峯丘陵</p>
<p>湿地を付帯する環境（ため池、谷津田、川）</p> <p>(植物) ケブカツルカコソウ オオアブノメ ミズギク アギナシ シラタマホシクサ ヒナザサ サギソウ</p> <p>(動物) カスミサンショウウオ モートンイトトンボ ヒメタイコウチ ウラギンスジヒョウモン</p>	<p>3 鯉ヶ廻間上池・下池</p> <p>4 かきつばた池と付帯湿地</p> <p>5 かめの池</p> <p>7 一ノ井川上流湿地と湿地からの細流</p>	<p>8 ニノ池湿地群</p>
<p>ため池・川</p> <p>(植物) タチモ スプタ トチカガミ ミズオオバコ</p> <p>(動物) カワバタモロコ ウシモツゴ ホトケドジョウ メダカ ベニイトトンボ キイロサナエ メガネサナエ</p> <p>トチカガミ</p> <p>フタスジサナエ</p>	<p>6 愛・地球博記念公園内細流</p> <p>10 農総試一号池</p> <p>11 アヤマ池</p>	<p>9 無名池（農総試本館下池）</p>

図 1-17 学術的価値の高い環境資源
出典：長久手町環境資源目録（平成 22 年 3 月）

第2章 めざす環境像と基本目標



本章では、「第1章 環境をとりまく社会的動向と町の特長」をふまえ、本町がめざす環境像及び本計画の基本目標を定めます。

第1節 本町がめざす環境像（基本理念）

平成21年3月に策定した第5次長久手町総合計画では、「町の将来像」と「まちづくりの基本方針」を次のように定めています。

〔町の将来像〕 **人が輝き 緑があふれる 交流都市 長久手**

〔まちづくりの5つの基本方針〕

1. 万博理念を継承し、自然・環境にこだわるまち
2. リコモでにぎわい交流するまち
3. 人がいきいきとつながるまち
4. 文化をみがき、人が輝くまち
5. みんなの力を結集する自治と協働のまち

主に「基本方針1」において、環境分野にかかわる基本施策として、環境にやさしいまちをつくる、ごみの減量化・資源化を進める、豊かな自然環境を次世代に継承するといった基本施策を整理しています。

この環境基本計画では、総合計画に定める「まちの将来像『人が輝き 緑があふれる 交流都市 長久手』」ならびに基本方針と基本施策との整合を図り、まちがめざす環境像を次のとおり定めます。

人と地域がつながい、自然と環境にこだわるまち

本町は都市と自然が共存していることが大きな特色です。この特色を最大限生かしつつ、「自然との共生」をテーマとした愛・地球博の理念を継承し、住民一人ひとりの環境行動を高めていきます。

そのため、住民はもちろん事業所や大学など多様な主体相互の交流を促しながら、人と人、人と地域のつながりを大切に育てます。その中から環境保全・環境創造に向けたいきいきとした活動を大きく育てるまちをめざします。

そして、都市と農村、都市と自然が共存するという私たちの町の個性をみんなが共有して、これを生かした活動を展開することにより、『自然と環境にこだわるまち』を実現します。

第2節 計画の基本目標（環境目標）

1. 3つの環境目標

（1）地球にやさしい低炭素社会の構築

本町は都市的土地利用の需要が依然として高く、計画的に都市化を受け止めていくことが広域的な役割として求められています。その一方で、地球温暖化問題に代表される地球的規模での環境問題に対応していくことはこれからの時代の責務です。

このため、私たちの町の財産とも言える万博理念を継承・発展させ、魅力的な都市づくりと地球環境への貢献を両立させるため、住民・事業者・行政が協調して、温室効果ガスの発生抑制に向けた長期的で総合的な環境施策に取り組み、エネルギー、資源を最も効率的に利用する『地球にやさしい低炭素社会の構築』をめざします。

（2）ものを粗末にしない・汚さない循環型社会の構築

地球的規模での環境問題という深刻な問題が顕在化することとなって、大量生産、大量消費、大量廃棄という暮らしのあり方を根本的に見直すことが求められ、持続可能な循環型社会の構築が避けることのできない課題となっています。

本町は、都市的な暮らしと農村的な暮らしが同居する町です。こうした特性をうまく生かし、人間社会がつくる循環システムと自然の循環システムの両者が調和した都市づくりを目標とし、住民・事業者・行政が連携して、ごみの減量化・資源化の推進、不用になるものを買わない、断るといったライフスタイル、自然環境と調和したライフスタイルの定着に取り組み、『ものを粗末にしない・汚さない循環型社会の構築』をめざします。

（3）多様な生物が人と共存する自然共生社会の構築

本町は名古屋都市圏の東端に位置し、森林、河川とそこに棲む生物などの豊かな自然環境と新たな都市づくりの場が接しています。

そこで、生物の生息・生育状況についての正確なデータを蓄積するための仕組みづくりに取り組むとともに、そのデータを活用して、地域における人と自然の関係を再構築していきます。そして、本町がもつ豊かな生物多様性を将来にわたって継承し、その恵みを次世代に受け継ぐような『多様な生物が人と共存する自然共生社会の構築』をめざします。

2. 施策の体系

めざす環境像と計画の基本目標（環境目標）を図 2-1 に、施策の体系を図 2-2 に記します。

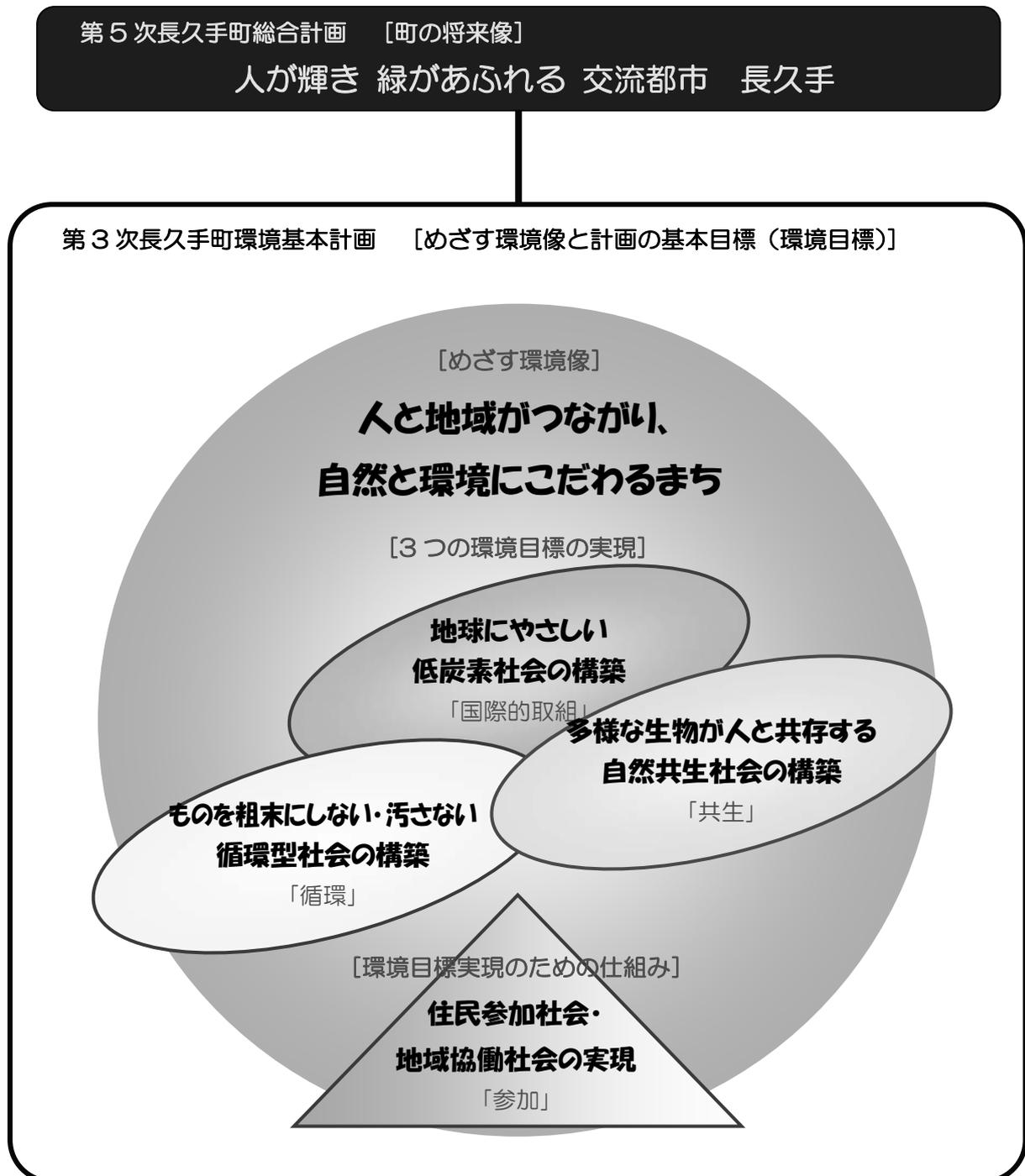


図 2-1 めざす環境像と計画の基本目標（環境目標）

施策の体系

総合計画
における
町の将来像

めざす
環境像
基本理念

計画の基本目標（環境目標）

★3つの環境目標の実現

地球にやさしい低炭素社会の構築

■環境指標 ※基準値から20%減をめざします。

【環境指標】	基準値（平成20年度）	目標値（平成27年度）
家庭部門における 二酸化炭素排出量	1.77 トン／人	1.41 トン／人

■重点プロジェクト

1. リモ沿線におけるモデル的な低炭素都市づくりの促進
2. 環境家計簿モニター制度の導入
3. 町施設における太陽光発電システムの設置

ものを粗末にしない・汚さない循環型社会の構築

■環境指標 ※ごみ排出量は一人一日10%以上を削減します。
※さらなる資源化をめざします。

【環境指標】	基準値（平成21年度）	目標値（平成27年度）
住民一人一日あたり ごみ排出量	984.3g／人日	880.0g／人日
資源化率	28%	36%

■重点プロジェクト

1. 事業系ごみ調査隊の活動支援
2. 学生向けごみ減量作戦の展開
3. 生ごみ水切りキャンペーンの実施
4. 地域における生ごみたい肥化に対する支援
5. 住民主体の不用品交換等に対する支援

多様な生物が人と共存する自然共生社会の構築

■環境指標 ※自然観察調査等の情報を着実に積み上げ整理します。

【環境指標】	基準値（平成21年度）	目標値（平成27年度）
住民との協働により生物 の生息・生育状況に関する データを整理する場所 の箇所数	0 箇所	2 箇所

■重点プロジェクト

1. 自然観察調査の実施と自然環境データ蓄積システムの構築
2. 里山保全の方針の作成
3. 市街地内の公園における生物の生息・生育環境の創出

★目標実現のための仕組み

住民参加社会・地域協働社会の実現

■重点プロジェクト

1. (仮称)ながくて環境見本市の開催
2. (仮称)ながくて環境ネットワークの創設
3. 環境教育・環境学習の体系化

人が輝き 緑あふれる 交流都市 長久手

人と地域がつながり、自然と環境にこだわるまち

図 2-2



基本施策

単位施策

地球にやさしい暮らしの促進

- ★エコライフの普及
- ★住まいのエコ化促進
- ★自然エネルギーの導入促進

地球にやさしい事業活動の促進

- ★事業所における環境マネジメントの促進
- ★省エネルギー、自然エネルギーの導入促進
- ★中小企業に対する取り組みの普及

地球にやさしい都市づくり

- ★集約型都市構造の実現
- ★公共交通機関や自転車の利用促進
- ★CO₂吸収源としての森林の保全・管理の促進

5Rの推進

- ★廃棄物の発生抑制 (Reduce/Refuse)
- ★不用品の再利用・再生利用の促進 (Reuse/Recycle/Repair)
- ★廃棄物の適正処理

地域の美化の促進

- ★ポイ捨てや不法投棄の防止
- ★適切な空き地管理と雑草対策の促進

公害の防止

- ★騒音・振動対策の促進
- ★大気汚染・悪臭対策の促進
- ★水質汚濁・土壌汚染対策の促進
- ★環境測定等の推進

水循環の保全

- ★水源かん養機能の増進
- ★水資源の有効活用

自然環境の評価

- ★正確な情報に基づく現況把握とデータの活用

生物の生息・生育場所の確保

- ★自然環境の保全
- ★自然環境の回復
- ★生物の保護

景観の保全と創造

- ★総合的な景観行政の推進
- ★自然景観・歴史的景観の保全
- ★市街地景観の形成

自然への理解増進

- ★自然とふれあう空間の整備
- ★自然とふれあえる機会・情報の提供
- ★人材の育成と組織体制の充実

環境教育・環境学習の推進

- ★環境教育・環境学習の体系化
- ★教育・学習プログラムの拡充
- ★推進体制の充実

環境情報の収集・整理と発信・共有

- ★環境情報の収集・整理
- ★環境情報の発信と共有

住民・事業者・行政の連携

- ★主体的な環境保全・環境創造活動への支援
- ★行政の率先行動
- ★活動主体の連携促進

第3章 基本目標の実現に向けた取り組み (重点プロジェクト)



第1節 重点プロジェクトの位置づけ

1. 重点プロジェクトの役割

本計画においては、次の性格を有する「重点プロジェクト」を設定します。

(1) 基本目標の実現に向けて戦略的に推進する事業

本計画は、『人と地域がつながり、自然と環境にこだわるまち』を基本理念として、「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」を基本目標に掲げています。重点プロジェクトはこの3つの基本目標を実現するため、本計画期間の前半5ヶ年に戦略的に実施する事業です。

(2) 本計画のすべての施策の推進を先導し牽引する事業

重点プロジェクトは、本計画を代表する事業です。「第4章 施策の基本的方向」に示す施策から、特に基本目標の実現に直結するものを事業として抽出し、本計画に示すすべての施策を先導し牽引する役割を担います。

(3) 基本目標の実現や計画の進捗状況を把握するためのシンボリックな事業

重点プロジェクトは、本計画期間の前半5ヶ年（平成23年～平成27年）におけるシンボル事業であるとともに、基本目標の実現状況を測る代表的事業としての役割を担います。このため、3つの基本目標ごとに環境指標（数値目標）を設定し、計画の進行管理を行います。

2. 重点プロジェクトの構成

重点プロジェクトは以下の構成で整理します。

(1) 重点プロジェクトのねらい・めざすところ

- 重点プロジェクトの背景・ねらい、計画達成によりめざす町の姿について、基本的な考え方を整理します。

[本町が抱える主要課題]

- ・重点プロジェクトの背景となった町の主要課題を要点整理します。

(2) 環境指標

- 計画の進捗状況、施策・事業を評価するための環境指標（数値目標）を設定し、その考え方を示します。
- 環境指標の基準年は数値データを把握できる最新年度を基本とします。また、目標年度は本計画の中間年度である平成 27 年度とします。

(3) 重点施策・事業の内容とスケジュール

- 重点プロジェクトとする施策・事業の具体的な内容を記載します。
- 平成 23 年度から平成 27 年度の 5 年間の実施スケジュールを記載します。

第2節 重点プロジェクト

1. 地球にやさしい低炭素社会の構築に向けた重点プロジェクト

(1) 重点プロジェクトのねらい・めざすところ

- 国は平成 32 年（2020 年）までに温室効果ガスを 25%削減（1990 年比）するという目標を掲げ、「チャレンジ 25 キャンペーン」として温暖化防止のための国民的運動を展開しています。
- 本町における二酸化炭素排出量を経年的にみると、産業部門の排出量は減少傾向にあるものの、民生（家庭・業務）部門での排出量は増加傾向にあります。
- 本町においては、今後も人口増加が予想される中で、地球的課題である温暖化防止に向けて、効果的な対策を至急に講じていくことが求められています。特に家庭からの二酸化炭素の排出削減に向けて、住民による意識改革と実践行動の普及に取り組みます。

[本町が抱える主要課題]

- ・本町では、民生家庭部門*4、民生業務部門*4 及び運輸部門*4 での排出量増加が著しく、これらを減少基調に転換していくことが急務の課題です。
- ・地球温暖化が叫ばれて久しくなるにもかかわらず、家庭における二酸化炭素排出量の削減が最も遅れており、この 5 か年に特に重点をおいて取り組む必要があります。

(2) 環境指標

○わが国が国際公約として発表した削減目標（2020 年までに温室効果ガス 25%削減（1990 年比））を中長期の削減目標として視野に置くものとします。

○家庭における CO₂ 排出量の削減が最も遅れていることから、この 5 年に集中して取り組む課題であるととらえ、「民生家庭部門*4」を代表指標に掲げます。

○家庭からの排出量を平成 27 年度までに 20%削減することを目標に定めます。

【環境指標】	基準値（平成 20 年度）	目標値（平成 27 年度）
民生家庭部門（家庭乗用含む）における 人口一人あたり二酸化炭素排出量	1.77 t / 人	1.41 t / 人 (20%の削減)

[参考] 基準値（平成 20 年度）の 1.77 t / 人は 1990 年比 15.0%増、また、目標値（平成 27 年度）の 1.41 t / 人は同 8.0%減に相当します。

[用語解説]

* 4：エネルギー消費の部門（産業部門、民生家庭部門、民生業務部門、運輸部門）

エネルギー消費の部門は、大きくは①産業部門（製造業、農林水産業、鉱業、建設業）、②民生部門（民生家庭部門 [冷暖房用、給湯用、厨房用、動力・照明等]、民生業務部門 [企業の管理部門等の事務所・ビル、ホテルや百貨店、運輸部門を除く第 3 次産業等]）、③運輸部門（旅客部門 [乗用車やバス等]、貨物部門 [陸運や海運、航空貨物等]）に区分される。その解説については図 1-14（23 頁）参照。

環境指標に定めた「民生家庭部門（家庭乗用を含む）」とは、家庭用の冷暖房用、給湯用、厨房用、動力・照明等のエネルギー消費（具体的には電力、ガス、灯油の消費量から推計）に、運輸部門の中の自家用自動車等のエネルギー消費を加えたものである。

(3) 重点施策・事業の内容とスケジュール

重点プロジェクト事業名 [第4章の施策との関係]		事業の内容		
1. リニモ沿線におけるモデル的な低炭素都市づくりの促進 1-3.地球にやさしい都市づくり (1)集約型都市構造の実現 ①リニモ沿線の利便性向上		<ul style="list-style-type: none"> ●リニモ長久手古戦場駅前に公共交通を核とした新たな拠点として、リニモテラスを整備します。施設整備においては、地球温暖化防止や環境共生への貢献をテーマとします。 ●リニモ駅周辺においては、環境に配慮した住宅地開発、エコ住宅の建設促進、カーシェアリングの導入等により、低炭素型都市づくりを促進します。 		
平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
計画の立案		整備の実施・促進		供用の開始
→		→		→

重点プロジェクト事業名 [第4章の施策との関係]		事業の内容		
2. 環境家計簿モニター制度の導入 1-1.地球にやさしい暮らしの促進 (1)エコライフの普及 ①家庭での省エネ行動の促進		<ul style="list-style-type: none"> ●家庭の二酸化炭素排出量を算出する環境家計簿を配布し、効果を検証する住民モニター制度を導入します。 ●モニターによる環境家計簿により家庭部門の排出削減状況を把握するとともに、日常的なエコライフによる地球温暖化防止効果をPRします。 ●環境家計簿を住民に広く普及させ、二酸化炭素排出量の「見える化」を促進します。 		
平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
環境家計簿モニター制度の構築 モニターの募集		モニターの環境家計簿・エコライフ 実施によるCO ₂ 削減実証実験		実証実験結果のPR 環境家計簿の普及
→		→		→

重点プロジェクト事業名 [第4章の施策との関係]		事業の内容		
3. 町施設における太陽光発電システムの設置 1-2.地球にやさしい事業活動の促進 (2)省エネルギー、自然エネルギーの導入促進 ①自然エネルギーや未利用エネルギーの活用促進		<ul style="list-style-type: none"> ●町の公共施設の建替・改修時に、今後も太陽光発電システムを設置し、自然エネルギーの導入を推進するとともに、発電状況や地球温暖化防止効果を住民に広報します。 ●学校施設等においては、太陽光発電システムを活用しながら、環境教育を推進します。 		
平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
		施設の建替・改修に合わせた太陽光発電システムの設置		
→		→		



太陽光パネル（役場本庁舎）



太陽光発電システム（長久手町福祉の家）

2. ものを粗末にしない・汚さない循環型社会の構築に向けた重点プロジェクト

(1) 重点プロジェクトのねらい・めざすところ

- 一人一日あたりのごみ排出量は、平成 17 年度までは増加していましたが、その後は減少傾向となっています。しかし、今後は人口増加に伴うごみ総排出量の増加が懸念されます。
- 資源の有限性を認識し、より良い環境を次の世代に残すために、大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活スタイルを改め、資源循環型の生活スタイルへの転換を促進します。
- 特に家庭からのごみの排出量を減少させるため、わかりやすい共通の削減目標を掲げて、日頃からごみの削減に取り組みます。

[本町が抱える主要課題]

- ・増加が続いている事業系ごみの発生抑制を図るための対策を講じる必要があります。
- ・もえるごみの減量対策を進める必要があります。特に雑紙の分別促進、単身者や学生等に対する分別意識の向上、生ごみのたい肥化などを推進することが必要です。

(2) 環境指標

○住民一人一日あたりごみ排出量について、現状値（平成 21 年度時点）の 10%以上の削減を目標とします。毎年、約 2%程度の割合で減少していくことを想定したものです。

○一般廃棄物（ごみ）処理基本計画で定めている平成 25 年（2013 年）時点の資源化率の目標値 35%を踏襲しつつ、平成 27 年度（2015 年）時点ではさらに 1%を上回る 36%を目標に定めます。

【環境指標】	基準値（平成 21 年度）	目標値（平成 27 年度）
住民一人一日あたりごみ排出量 （資源回収分も含む）	984.3g/人日	880.0g/人日 （10.6%の削減）
資源化率（資源化される量÷ごみ排出量）	28%	36%

(3) 重点施策・事業の内容とスケジュール

重点プロジェクト事業名 [第 4 章の施策との関係]	事業の内容				
1. 事業系ごみ調査隊の活動支援 2-1.5 R の推進 (3) 廃棄物の適正処理 ③事業系廃棄物の適正処理の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみの減量に関心をもつ住民・各種団体・学生等の有志を募り、活動主体となる「ごみ調査隊」を結成します。 ●事業系廃棄物の処理方法について、町内事業所・施設等（大学や病院などを含む）の実態調査を行います。そして、ごみ減量に向けた先進的な取り組みを広く一般住民や事業所に紹介します。 ●町内各事業所・施設等の活動を紹介することにより、自発的なごみ減量への活動を促すとともに、事業所・施設間の連携・協力を促します。 				
平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
●→	●→			●→	
ごみ調査隊の結成	実態調査の実施と紹介（各年数回程度）			環境見本市での事例・成果報告	

重点プロジェクト事業名 [第4章の施策との関係]		事業の内容		
2. 学生向けごみ減量作戦の展開 2-1.5 Rの推進 (1) 廃棄物の発生抑制 ①ごみの減量に向けた住民活動・地域活動の促進 (2) 不用品の再使用・再生利用の促進 ①分別ルールの徹底		<ul style="list-style-type: none"> ●ごみの組成調査によると、ごみの資源可能な割合（もえるごみの中に資源化可能なものが混入される割合）は学生マンションで特に高いことから、学生単身世帯を対象としたごみ減量作戦を展開します。 ●大学と連携して、入学時におけるごみの分別説明会の開催やごみの出し方を紹介した冊子の配布等、ごみ減量や分別ルールの徹底のための啓発活動に取り組みます。 		
平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
計画・立案	入学時における説明会の開催・ごみの出し方を紹介した冊子の配布等の情報提供			

重点プロジェクト事業名 [第4章の施策との関係]		事業の内容		
3. 生ごみ水切りキャンペーンの実施 2-1.5 Rの推進 (1) 廃棄物の発生抑制 ②生ごみの減量、たい肥化の促進		<ul style="list-style-type: none"> ●家庭からのもえるごみの減量に向けて、家庭に対して生ごみをもうひと絞りする「水切りキャンペーン」を重点的に普及・PRします。 ●生ごみの水切りをはじめとした家庭での減量アイデアを募集して、優秀で楽しい事例を紹介し、普及させます。 		
平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
生ごみ水切りの普及・PR		環境見本市での事例・成果報告		

重点プロジェクト事業名 [第4章の施策との関係]		事業の内容		
4. 地域における生ごみたい肥化に対する支援 2-1.5 Rの推進 (1) 廃棄物の発生抑制 ②生ごみの減量、たい肥化の促進		<ul style="list-style-type: none"> ●生ごみの減量とリサイクルを促進するため、自治会等が主体となり、地域の生ごみをたい肥化し、できたたい肥を近隣の農家や家庭菜園で活用させる取り組みに対して、資材の貸与や技術指導等の支援を行います。 		
平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
支援制度の構築		取り組みへの支援の実施		

重点プロジェクト事業名 [第4章の施策との関係]		事業の内容		
5. 住民主体の不用品交換等に対する支援 2-1.5 Rの推進 (1) 不用品の再使用・再生利用の促進 ③不用品再利用システムの充実		<ul style="list-style-type: none"> ●ながくてエコハウスの他に、住民主体により取り組むバザーやフリーマーケットの実施、不用品交換ボードの設置などに対し、実施場所の提供や広報等における支援を行い、実施を後押しします。 		
平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
支援制度の構築		取り組みへの支援の実施		

3. 多様な生物が人と共存する自然共生社会の構築に向けた重点プロジェクト

(1) 重点プロジェクトのねらい・めざすところ

- 本町は尾張東部丘陵に位置し、町の東部は中央の香流川を挟む田園地帯とそれを囲む丘陵地からなっていることから、生物多様性に富み、貴重な自然環境を有する場となっています。
- 本町の丘陵地には、二次林を中心に多くの希少生物が生息・生育していますが、これらの生物種数、個体数の実態などの正確な情報が蓄積されていないため、効果的な保護対策を講じることができていません。
- このため、これらの生息・生育状況に関するデータ蓄積の仕組みづくりに取り組み、このデータに基づき、生物の保護や緑地の保全についての方針を設定します。

[本町が抱える主要課題]

- ・生物多様性の保全対策を進めるに先立ち、生物の生態に関する体系的な調査を確立させ、実態を明らかにすることが緊急の課題です。

(2) 環境指標

- 生物多様性の実態を評価する数値目標が現時点では得られていないことから、生物の生態に関する自然観察調査等の情報を着実に積み上げて、整理することを環境指標とします。
- 住民との協働により自然観察調査等を行い、生物の生息・生育状況に関するデータを整理する場所の箇所数を数値目標として定め、2箇所以上と設定します。

【環境指標】	基準値（平成21年度）	目標値（平成27年度）
住民との協働により自然観察調査等を行い、生物の生息・生育状況に関するデータを整理する場所の箇所数	0 箇所	2 箇所以上



シラタマホシクサ



サギソウ



ハッチョウトンボ

(3) 重点施策・事業の内容とスケジュール

重点プロジェクト事業名 [第4章の施策との関係]		事業の内容		
1. 自然観察調査の実施と自然環境データ蓄積システムの構築 3-1.自然環境の評価 (1)正確な情報に基づく現況把握とデータの活用 ①自然観察調査の実施		<ul style="list-style-type: none"> ●生物を通じて本町の環境変化を把握するため、自然観察調査を開催します。 ●自然観察調査の結果に、住民の観察による情報もあわせて、本町における生物の生息・生育状況を記載した自然環境マップを作成し、自然保全活動や環境学習に活用します。 ●自然観察調査や住民の観察による情報を継続的に蓄積するため、データ蓄積システムを確立します。 ●本町の自然環境データを基礎として、貴重種を保護するための方策を県・周辺自治体等と協力しながら進めます。 		
平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
システムの検討		自然観察調査の実施	実態の把握・分析の試行	システムの稼働

重点プロジェクト事業名 [第4章の施策との関係]		事業の内容		
2. 里山保全の方針の作成 3-2.生物の生息・生育場所の確保 (1)自然環境の保全 ②身近な緑地や水辺の保全		<ul style="list-style-type: none"> ●自然観察調査の結果をふまえ、本町における長期的な視点に立った里山の保全・活用のあり方を検討します。今後の指針となる「里山保全の方針」の作成をめざします。 ●また、住民・事業者・大学・行政や土地所有者が連携して、里山管理を行う仕組みを構築します。 ●住民が里山に気軽に親しめるような遊びや学び、体験の場や機会を創出します。 		
平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
里山管理の仕組み検討		協働による里山管理のモデル的試行	里山保全の方針検討	

重点プロジェクト事業名 [第4章の施策との関係]		事業の内容		
3. 市街地内の公園における生物の生息・生育環境の創出 3-2.生物の生息・生育場所の確保 (1)自然環境の保全 ②身近な緑地や水辺の保全		<ul style="list-style-type: none"> ●市街地内においても自然を保全し、親しむことのできる場と機会を創出するため、市街地内の公園における生物の生息・生育環境を保全・創出します。 ●生息・生育環境の保全活動とあわせて、住民協働による樹木管理、案内板設置、観察会の開催等を行います。 		
平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
住民協働による保全・創出の仕組み検討		住民協働によるモデル的な試行		

4. 住民参加社会・地域協働社会の実現に向けた重点プロジェクト

(1) 重点プロジェクトのねらい・めざすところ

- 住民の環境問題に対する知識や関心は高まっているものの、それが具体的な環境行動に結びつき、目に見える成果を得るまでには至っていないのが現状です。
- 住民の一人ひとりが、環境問題について自らの問題として関心を持ち、具体的に行動を起こすよう、学習する機会、体験する機会を提供していくことが必要です。
- そして地域の環境を持続可能なものへと転換していくためには、住民一人ひとりの意識改革とあわせて、行動する住民、団体、事業者等、多様な主体が様々な形で協力・連携していく社会、すなわち住民参加社会・地域協働社会をつくりあげていく必要があります。
- そのため、環境教育・環境学習のプログラムを体系的に提供していくとともに、環境行動を実践する人材・団体が情報を共有し、お互いの交流・連携を促進する機会・場の提供を推進します。

[本町が抱える主要課題]

- ・老若男女、地域等の違いを問わず、環境問題について幅広く学び体験する機会を提供することが必要です。また、本町では子ども向けの環境教育・環境学習の機会に比べ、成人向けの学習機会を充実することが必要です。
- ・多様な活動団体が環境保全及び創造活動に取り組んでいる一方、これらを横断的につなげ連携を図っていくような取り組みが必要です。

(2) 環境指標

前述の3つの環境目標（低炭素社会、循環型社会、自然共生社会）に応じて設定した環境指標の実現を支えます。



環境学習会



自然観察会

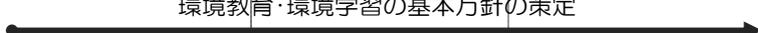


環境学習会

(3) 重点施策・事業の内容とスケジュール

重点プロジェクト事業名 [第5章の施策との関係]		事業の内容		
1. (仮称) ながくて環境見本市の開催 1.環境教育・環境学習の推進 (3) 推進体制の充実 ③環境教育・環境学習に関わる人材・組織の連携 3.住民・事業者・行政の連携 (3) 活動主体の連携促進 ①住民・事業者等との連携		<ul style="list-style-type: none"> ●町内において、環境保全・創造活動に関わる住民、事業者、各種団体、大学等の多様な主体が一堂に会し、環境情報を共有する場として、「(仮称) ながくて環境見本市」を毎年開催します。 ●各活動団体の活動を紹介するブース出展、町内の先進的な環境活動を報告するステージ企画、環境教育プログラムなど、広く住民が楽しみながら参加できるイベントとして発展させます。 ●多様な主体の参画により実行委員会方式を採用するなど、企画・運営・評価・改善を多様な主体が協働して担うことで、継続開催していくことをめざします。 		
平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
毎年度開催 ●	毎年度開催 ●	毎年度開催 ●	毎年度開催 ●	毎年度開催 ●

重点プロジェクト事業名 [第5章の施策との関係]		事業の内容		
2. (仮称) ながくて環境ネットワークの創設 3.住民・事業者・行政の連携 (3) 活動主体の連携促進 ①住民・事業者等との連携		<ul style="list-style-type: none"> ●環境保全・環境創造活動を担う人材や団体をつなげる場として、「(仮称) ながくて環境ネットワーク」を創設します。 ●町内で環境行動を実践する人・団体の参加の下に、町の環境をとりまく現状や課題について情報交換し、問題意識を共有化して、相互の活動団体の協力関係や支援関係について意見交換し、複数の団体が協働して具体の事業に取り組む連携の仕組みを構築します。 		
平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
環境行動を実践する人材・団体が集う場づくり (「(仮称) ながくて環境見本市」企画・開催等) 				

重点プロジェクト事業名 [第5章の施策との関係]		事業の内容		
3. 環境教育・環境学習の体系化 1.環境教育・環境学習の推進 (1) 環境教育・環境学習の体系化 ①基本方針づくり		<ul style="list-style-type: none"> ●本町における環境教育・環境学習のあり方を体系的に整理します。 ●策定にあたっては、町内で環境行動を実践する人・団体、事業者等の幅広い参画を得て、これからの環境教育・環境学習のあり方を検討します。 		
平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
環境教育・環境学習の基本方針の策定 		多様な主体の参画の下での教育・学習プログラムの企画・開発 		

第4章 施策の基本的方向



第1節 地球にやさしい低炭素社会の構築

1. 地球にやさしい暮らしの促進

現状と課題

地球温暖化とは、人間の活動が活発になるにつれて温室効果ガス*5が大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が上昇する現象のことです。温室効果ガスの大半は二酸化炭素（CO₂）が占めています。近年は、森林の減少や化石エネルギーの大量消費により温室効果ガスの濃度が増加し、大気中に吸収される熱が増えたことにより、地球規模での気温上昇（温暖化）が進行しています。このため、炭素を含むエネルギー源である化石燃料への依存を抑える「低炭素社会」の構築が必要となっています。

本町の平成20年度の二酸化炭素排出量のうち、民生業務部門*4が31%、民生家庭部門*4が26%、運輸部門*4が23%を占めています。家庭からの排出量はここ数年横ばいですが、長期的にみると人口とともに増加してきました。また、人口の増加とともに沿道サービス施設などの立地が進んでおり、その結果、業務部門の排出量も大きく伸びているものと考えられます。本町は工場等の立地が少なく、住宅都市としての性格が強い町です。そのため、他の市町村より産業部門の排出割合が小さくなっており、今後とも人口増加が見込まれる本町では、家庭・業務部門からの排出削減が重要な課題です。

家庭からの二酸化炭素の排出を削減するためには、家電等の生活機器を省エネルギー型へ転換する、断熱性を強化した住宅構造にする、太陽光等の自然エネルギーを導入する等とともに、日常生活そのものを、省エネルギーを意識した「エコライフ」としていくことが不可欠です。

このため、一人ひとりの住民が地球温暖化問題を捉え、省エネルギー・省資源型の暮らしの実践を促進する必要があります。

[用語解説]

*4：エネルギー消費の部門（産業部門、民生家庭部門、民生業務部門、運輸部門）
34頁参照。

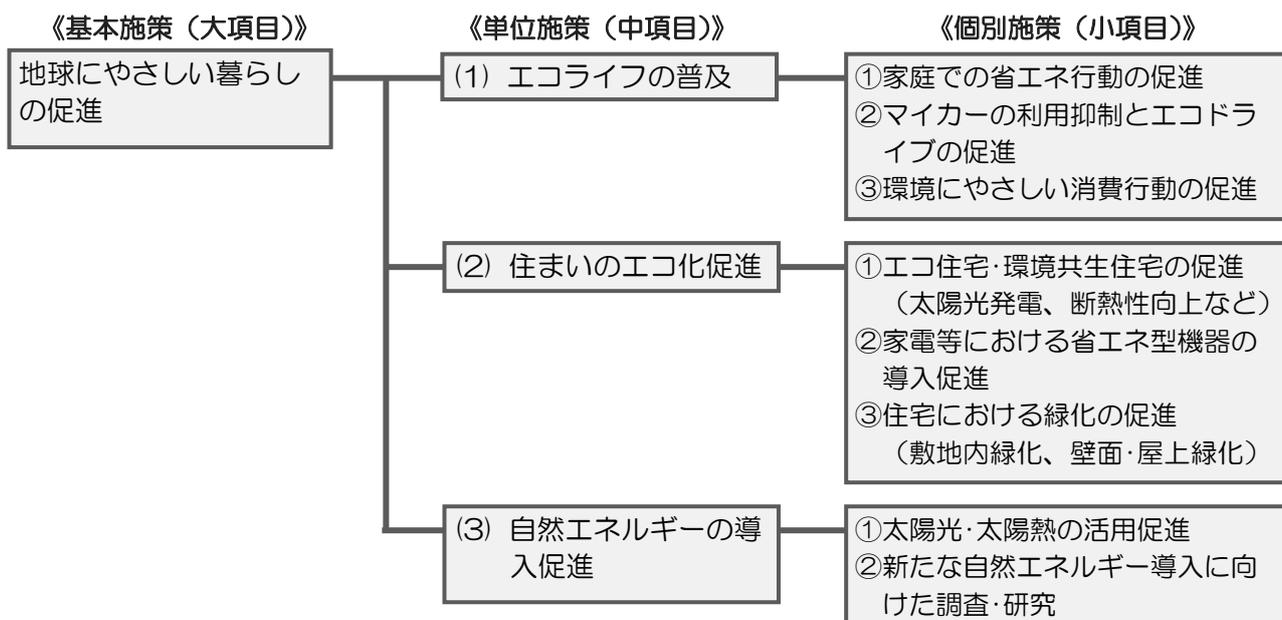
*5：温室効果ガス（Greenhouse Gas, GHG）

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。

【主要課題】

- 温室効果ガスの95%を占める二酸化炭素の排出量は増加を続けています。特に家庭からの排出量（民生家庭部門）は、人口増加に伴う増加が懸念されるため、住民の意識向上と行動の推進を軸とした取り組みを促進する必要があります。

施策の体系



施策の内容

（１）エコライフの普及

①家庭での省エネ行動の促進

広報やホームページ等による情報提供、環境家計簿モニター制度の導入、住民のエコライフアイデアの募集、優秀事例の紹介、エコライフや地球温暖化に関する環境講座の開催等により、家庭での省エネ行動を促進するためのPRや情報提供を充実させます。

②マイカーの利用抑制とエコドライブの促進

徒歩や自転車移動、N-バスやリニモ等の公共交通機関の利用等を啓発することにより、マイカーの利用抑制を促進します。徒歩や自転車移動については、健康施策等と連携させながら利用促進の啓発に努めます。

マイカー利用に対しては、急加速・急発進の防止やアイドリングストップ等、環境負荷の少ない運転方法であるエコドライブを普及・促進するとともに、ハイブリッド車等の低公害車の利用促進をPRします。

③環境にやさしい消費行動の促進

流通におけるエネルギーの低減を図るため、農産物等において地元生産物を積極的に購入して

消費する「地産地消」を促進します。また、環境負荷の低い商品やサービスの購入を促進するとともに、小売店と連携してレジ袋や容器包装削減のための取り組みをさらに促進します。

(2) 住まいのエコ化促進

①エコ住宅・環境共生住宅の促進

住宅の省エネ性能の向上を図るため、断熱性向上や太陽光発電導入など次世代省エネルギー基準、長期優良住宅、住宅性能表示、国や県の支援制度に関する情報提供などにより、エコ住宅や環境共生住宅の建設を促進します。

②家電等における省エネ型機器の導入促進

家電製品等の更新時に、省エネ家電や高効率エネルギーシステム等のエネルギー消費の少ない機器を導入するよう普及・PRを行います。

③住宅における緑化の促進

緑による気候緩和効果や冷暖房効率の向上効果のため、緑化施策と連携しながら、植栽・芝生化や生垣設置、屋上緑化や壁面緑化、緑のカーテン等による住宅地内の緑の増加を促進します。

(3) 自然エネルギーの導入促進

①太陽光・太陽熱の活用促進

地球温暖化防止対策の一環として、住宅用太陽光発電システムや太陽熱温水システム等、住民による自然エネルギー利用を普及・PRするとともに、国の制度と連携した支援を行い、太陽光・太陽熱の活用を促進します。

②新たな自然エネルギー導入に向けた調査・研究

最新環境技術の動向等を見据えながら、廃棄物や未利用資源を活用したバイオマスエネルギー、燃料電池等の新エネルギー、風力や小水力による発電等についての本町における導入可能性を検討します。

2. 地球にやさしい事業活動の促進

現状と課題

本町の産業は、商業・サービス業の立地が増加しており、これに伴い民生業務部門における二酸化炭素排出量が増加傾向にあります。製造業については、製品生産額は増加していますが、省エネ化等の取り組みが進んでおり、二酸化炭素排出量は減少傾向にあります。

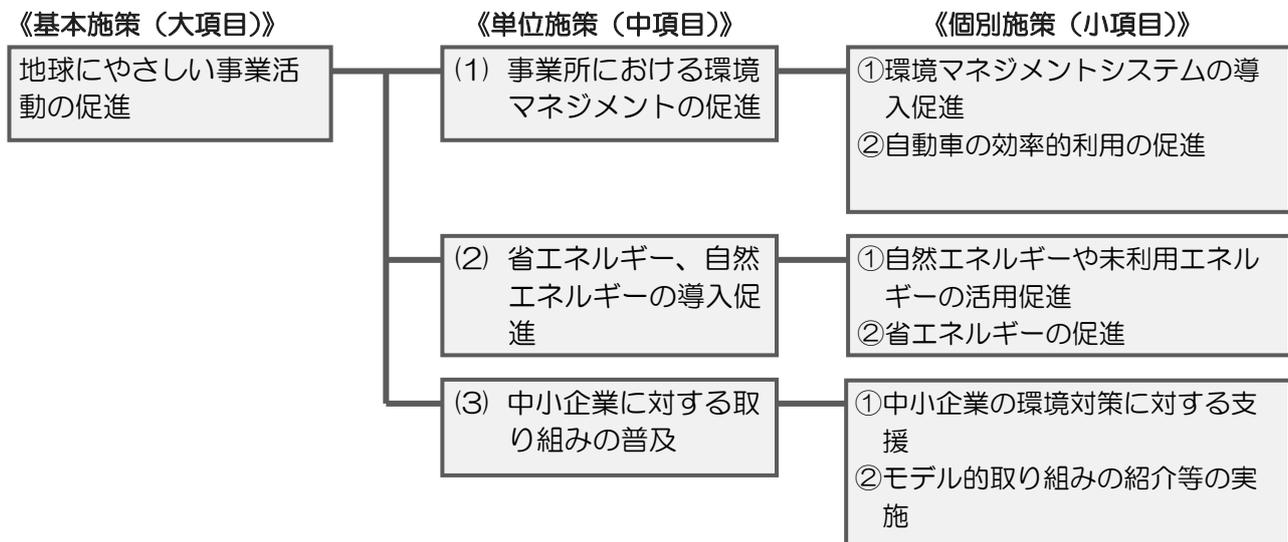
事業所においては、大企業を中心に自主行動計画や環境マネジメントシステムに基づく二酸化炭素排出削減の取り組みを積極的に進めていますが、中小企業においては不安定な経済状況の影響もあり、省エネルギーや二酸化炭素排出削減の取り組みが進んでいない状況にあります。

このため、事業所における省エネルギーや自然エネルギーの導入、環境マネジメントの取り組みを促進することにより、事業所からの二酸化炭素排出を削減する必要があります。特に、商業・サービス業を中心に中小企業の取り組みを促進することが必要です。

【主要課題】

- 製造業については引き続き二酸化炭素排出削減の取り組みを促進するとともに、商業・サービス業、中小企業に対しては、産業としての発展とともに、二酸化炭素排出削減の取り組みが積極的に行われるように、普及や支援を行う必要があります。

施策の体系



施策の内容

(1) 事業所における環境マネジメントの促進

①環境マネジメントシステムの導入促進

ISO14001 やエコアクション 21 等の環境マネジメントシステムに関する情報提供等により、事業所における自主的な地球温暖化防止活動を促進します。また、既に環境マネジメントにより成果をあげている町内事業所の取り組み事例を紹介します。

②自動車の効率的利用の促進

通勤や営業行動等における公共交通機関への転換や自動車の相乗り利用等の促進、納品・配送等におけるルート効率化や共同配送等、事業活動に関する自動車利用の効率化を普及・PR することにより、事業活動における自動車の効率的利用を促進します。

(2) 省エネルギー、自然エネルギーの導入促進

①自然エネルギーや未利用エネルギーの活用促進

太陽光・風力を利用した発電や廃熱利用等、自然エネルギーや未利用エネルギーについて、事例紹介や普及・PR 等により、事業所による活用を促進します。

②省エネルギーの促進

事業所に対し、省エネ型の照明機器やオフィス機器、高効率給湯器、省エネ型業務用エアコンなど省エネ機器・設備について、最新環境技術に関する情報提供や普及・PR、国・県の支援制度の紹介等により、店舗・オフィス・工場等における省エネルギー機器の導入を促進します。

また、情報提供や PR 等、町内の先進事例紹介等により、店舗・オフィス・工場等における省エネ性能の高い建築物への新築・建替等を促進します。

(3) 中小企業に対する取り組みの普及

①中小企業の環境対策に対する支援

商工会との連携による、中小企業に対する省エネ型の機器・設備に関する情報提供、国・県等の支援制度の紹介、環境マネジメントの導入や省エネ機器導入等に対する助言や技術的支援等により、中小企業や個人経営店舗等における二酸化炭素の排出削減、環境にやさしい事業活動を促進します。

②モデル的取り組みの紹介等の実施

本町の事業所における二酸化炭素削減について、先進的で削減効果が高い、住民との協働等のモデル的取り組みについては、住民に取り組み内容を紹介し、事業所の取り組み意欲の向上を図ります。

3. 地球にやさしい都市づくり

現状と課題

地球温暖化の防止のためには、家庭や事業所における取り組みとともに、環境に配慮した都市づくりも必要です。

まずは都市の様々な機能や施設は分散せず、コンパクトに集約していることが望まれます。施設や機能が集約することにより、自動車等を利用した人や物の移動が少なくなり、二酸化炭素の排出削減にも貢献します。また、都市機能の集約をリコモや N-バス等の公共交通機関の利用促進と連携させることにより、効果はさらに高まります。また、緑地の果たす役割も重要です。適切に管理された森林は、生物の生息・生育や気候緩和機能だけでなく、二酸化炭素の吸収源にもなり、地球温暖化防止に貢献します。

本町では、西部地域及びリコモ沿線における都市機能の集約、東部地域における自然環境や農用地の保全を位置づけています。計画的な土地利用のもと、地球環境にも貢献する都市づくりを推進していく必要があります。

【主要課題】

- 主に自動車利用により発生する運輸部門の温室効果ガス排出量の削減を図るため、人や物の移動ができるだけ少ない集約型の都市構造を実現するとともに、二酸化炭素の吸収源となる森林保全を推進していく必要があります。

施策の体系



施策の内容

(1) 集約型都市構造の実現

①リニモ沿線の利便性向上

公共交通や幹線道路が整備され、交通利便性が高いリニモ・グリーンロード沿線について、都市計画等と連携しながら、商業・サービス施設をはじめとした利便施設の立地を誘導することにより、リニモ駅を核とした生活利便性の向上を図ります。

②低炭素まちづくりの促進

リニモ沿線における新たな住宅地開発においては、環境に配慮した住宅地開発、エコ住宅の建設促進、カーシェアリングの導入等により、低炭素型都市づくりを促進します。

③無秩序な市街化の抑制

集約型の都市構造実現のためには、無秩序な市街地拡大の抑制が必要です。土地利用計画に基づき、都市計画法等の適用を受けながら、駅から 1km 圏内を目安に計画的な市街地整備を誘導し、無秩序な住宅立地や郊外型店舗の立地の抑制を図ります。

(2) 公共交通機関や自転車の利用促進

①リニモの利用促進

リニモ駅周辺の利便性向上、通勤・通学等におけるリニモ利用の PR、EXPO エコマナーとの連携、リニモ関連イベントの開催等の多様な方法により、リニモの利用促進を図ります。

②バスの利用促進

路線バスや N-バスについて、利用促進のための PR 活動を進めます。

③自転車の利用促進

自転車走行環境の安全性向上、自転車利用 PR やマナー向上等のイベント開催等により、自転車利用の促進を図ります。

(3) CO₂吸収源としての森林の保全・管理の促進

①里山の保全・育成

「第 2 次長久手町土地利用計画」に基づき、東部の森林の保全を図るための効果的な方策を検討します。里山が産業廃棄物処理施設となることを防止するとともに、土取り等による裸地出現に際しては、里山再生を目指した回復措置を行う等、里山の保全・育成を促進します。

②住民協働による里山管理の促進

里山については、土地所有者の理解を得て、地域団体やボランティアの活動等と連携しながら、住民協働により里山の保全・管理活動を行う仕組みを検討します。

第2節 ものを粗末にしない・汚さない循環型社会の構築

1. 5Rの推進

現状と課題

本町のごみ排出量は、平成17年度以降はほぼ横ばいの状況ですが、住民一人あたりの排出量は減少傾向にあります。平成19年には「ながくてエコハウス」が開館し、資源回収やリサイクル・リユースが促進されています。

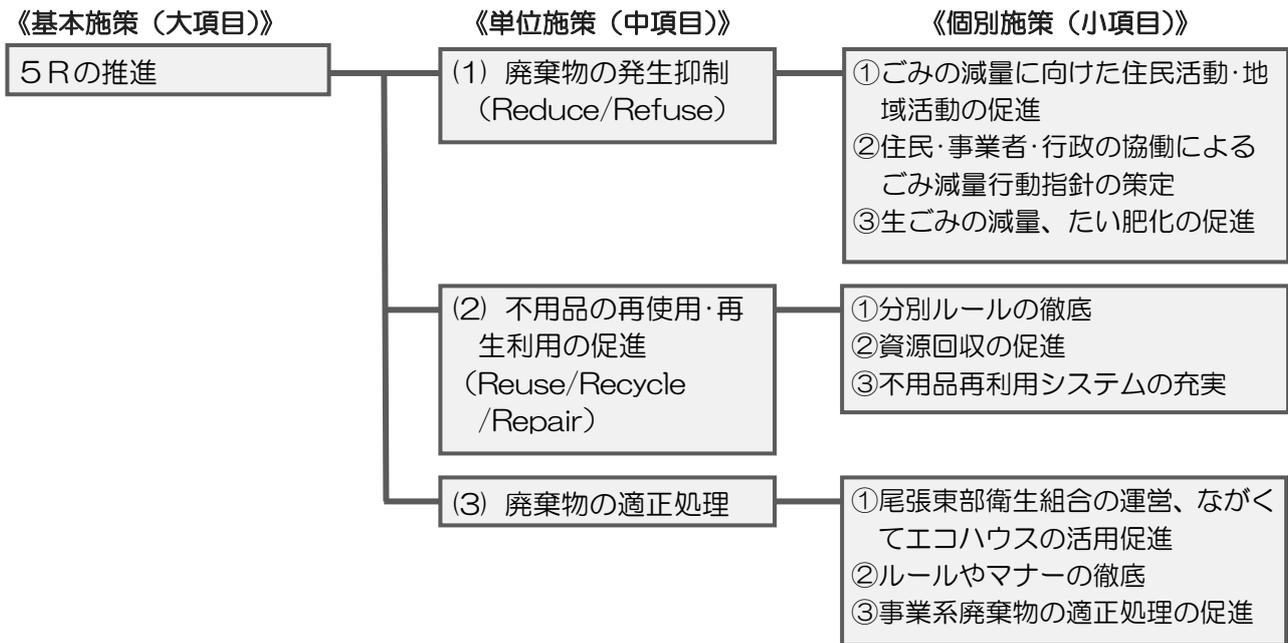
ごみを発生させることは、資源を無駄に消費することにつながり、またその処分に際して多くの費用がかかることとなります。本町の一般廃棄物の処理は尾張旭市、瀬戸市とともに設立している尾張東部衛生組合により行っていますが、その焼却・破砕・埋立施設の運営に多額の公費が投入されています。ごみを減量することは、生活のムダを省くとともに、資源の有効活用や町財政にも貢献することから、ごみの排出を減少させ、物を大切にする「循環型社会」を構築することが大切です。

循環型社会を実現させ、ごみを減量するために、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の「3R」に、ごみになるものは買わない（リフューズ）、修理して使用する（リペア）を加えた「5R」を、住民・事業者・行政のそれぞれが押し進める必要があります。

【主要課題】

- 住民一人ひとりが物を大切にして、「リデュース」「リユース」「リサイクル」「リフューズ」「リペア」の「5R」を意識しながら生活し、一人あたりのごみ排出量を減少させる必要があります。
- 特に、ごみの分別を徹底させ、再使用や資源としての再生利用を増加させることにより、焼却・埋立による処理量を減らすことが必要です。

施策の体系



施策の内容

（１）廃棄物の発生抑制（Reduce/Refuse）

①ごみの減量に向けた住民活動・地域活動の促進

地域単位でのごみ減量、マイバッグ・マイ容器持参やエコクッキングの普及等、ごみ減量に貢献する住民活動・地域活動を促進し、環境にやさしい住民の育成をめざします。

また、大学と連携して学生単身世帯を対象としたごみ減量にも取り組みます。

②住民・事業者・行政の協働によるごみ減量行動指針の策定

ごみ減量の目標を着実に実現させるため、一般廃棄物処理基本計画に基づき、日常の生活や事業活動において注意すべきポイントを記載した、ごみ減量に向けた行動指針を策定・普及することにより、住民・事業者への普及を図ります。

③生ごみの減量、たい肥化の促進

もえるごみの減量において重要となる生ごみについて、作り過ぎや食べ残し等の無駄をなくすエコクッキング、水分を含む生ごみをしぼる、乾燥させる「水切りキャンペーン」の実施等、減量のための方法を普及させるとともに、家庭における生ごみ処理機やたい肥化容器の普及・PR、地域における生ごみたい肥化に対する支援等を行うことにより、生ごみの減量を促進します。

（２）不用品の再使用・再生利用の促進（Reuse/Recycle/Repair）

①分別ルールの徹底

ごみの減量やリサイクルのためには分別の徹底は不可欠であるため、地域と協力した住民へのきめ細かい説明や普及PRとともに、家庭内での分別工夫事例の紹介等により、分別ルールの徹底を図ります。

②資源回収の促進

ながくてエコハウスにおける資源回収の利便性を向上させるとともに、子ども会等の地域団体による集団回収を促進するため、奨励金交付等の支援制度を充実する等により、資源回収の促進を図ります。

③不用品再利用システムの充実

ながくてエコハウスにおける不用品の交換再利用の取り組みをさらに推進するとともに、住民主体によるバザーやフリーマーケット等に対する支援により、リユースの促進を図ります。

(3) 廃棄物の適正処理

①尾張東部衛生組合の運営、ながくてエコハウスの活用促進

今後も安定した廃棄物処理を行うため、焼却・粉砕施設、最終処分場を運営する尾張東部衛生組合について、瀬戸市及び尾張旭市と協力して運営します。また、本町のリユース・リサイクル拠点であるながくてエコハウスについては、住民の利用利便性を確保しながら、有効に活用します。

②ルールやマナーの徹底

ごみの分別や減量とともに、指定袋の利用やごみ出しの場所や時間の遵守など、ごみ出しの基本的なルールやマナーの徹底を、自治会等と協力して行います。

③事業系廃棄物の適正処理の促進

事業者に対し、廃棄物の減量・分別・リサイクル等の適正な処理を啓発するとともに、一般廃棄物については尾張東部衛生組合の焼却・粉砕施設における適正な処理を推進します。また、各種リサイクル法の適切な運用を啓発することにより、法令遵守による一般廃棄物及び産業廃棄物の適正な処理を促進します。

また、住民・各種団体・学生等の有志からなるごみ調査隊を結成し、事業系廃棄物の処理方法についての実態調査を行います。そして、ごみ減量に向けた先進的な取り組みを広く一般住民や事業所に紹介するなどして、事業系廃棄物の減量に向けた取り組みを推進します。

2. 地域の美化の促進

現状と課題

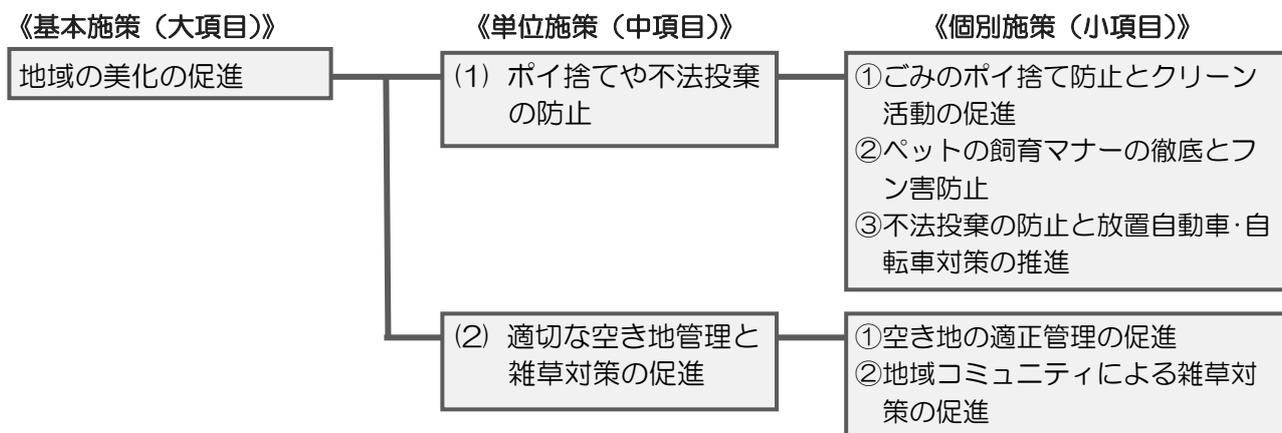
本町は住宅地、田園、里山などの良好な環境を有するものの、道路、河川、空き地にはごみのポイ捨てや不法投棄、ペットのフンの放置も見られ、地域の美化を悪化させています。また、最近では放置された空き地に繁茂する雑草により、美化だけではなく衛生や防災・防犯上の問題も懸念されています。これらの地域の美化を守るためには、住民や事業者によるクリーン活動の促進と基本的なルールを守るという人々の意識向上が必要です。

環境美化に関しては、「長久手町美しいまちづくり条例」に基本的ルールは定められていますが、住民への啓発や地域の美化活動への支援等をさらに推進し、美しいまちとしていくことが必要です。

【主要課題】

- 地域の美化を促進するためには、住民や事業者によるクリーン活動を推進するとともに、ごみをポイ捨てしない、不法投棄しない、ペットのフンは飼い主が処理する、空き地は適切に管理等の基本的なルールを、一人ひとりが遵守することが必要です。

施策の体系



施策の内容

(1) ポイ捨てや不法投棄の防止

①ごみのポイ捨て防止とクリーン活動の促進

広報、ホームページや看板等により、ポイ捨て防止を住民や通行する人に呼び掛ける啓発活動を実施するとともに、ポイ捨てされやすい幹線道路の交差点付近等については、住民協働により花を植える等、ポイ捨てしにくい空間へ改善することにより、ごみのポイ捨て防止を促進します。

また、資材提供やごみ搬出等の支援により、住民主体によるクリーン活動等を促進します。

②ペットの飼育マナーの徹底とフン害の防止

広報、ホームページやチラシ配布、自治会の回覧等により、ペットの散歩時のマナー、飼い主

によるフンの持ち帰り等、飼い主の意識向上を図り、フン害のないきれいなまちの実現をめざします。

③不法投棄の防止と放置自動車・自転車対策の推進

広報やホームページ、看板設置等による啓発とともに、住民や警察と連携したパトロール等の実施により監視体制を強化し、不法投棄の防止を図ります。

放置自動車・自転車についても、防止のための啓発活動を実施するとともに、条例等に基づく手続きにより撤去・保管・廃棄等による対応により、放置の防止を図ります。

(2) 適切な空き地管理と雑草対策の促進

①空き地の適正管理の促進

空き地の土地所有者への啓発とともに、周囲の環境に影響を及ぼしている空き地については、条例に基づき、土地所有者等に適切な管理や雑草等の除去を指導することにより、空き地の適正管理を促進します。

②地域コミュニティによる雑草対策の促進

道路・公園・河川等の公共空間については、原則として管理者が草刈等を実施しますが、自治会等とも協力し、アダプト制度*6等を活用しながら、日常的な草刈や美化活動を促進します。

----- [用語解説] -----

*6：アダプト制度 (Adopt System)

施設管理者が、特定の道路・公園・河川等について、住民や民間業者と定期的に美化活動を行うよう契約する制度。

3. 公害の防止

現状と課題

環境基本法では、「大気汚染」「水質汚濁」「土壌汚染」「騒音」「振動」「地盤沈下」「悪臭」が「典型7公害」とされています。高度成長期には工場等を原因とする公害被害が全国各地で起きていましたが、公害防止技術や企業の対策も飛躍的に進み、公害被害は少なくなっています。

本町では、従来から公害排出型の事業所が少なかったことから、深刻な公害被害は起きていませんが、今後とも事業者と協力して環境状況を監視しながら、公害被害を未然に防ぐ必要があります。

一方で、グリーンロードをはじめとした本町の幹線道路の交通量は多く、騒音、振動や大気汚染の発生が懸念されます。また、夏季を中心とした光化学オキシダントの発生による住民の健康への影響も懸念されます。

多くの事業所では環境対策に取り組んでいますが、事業所によっては、大きな設備投資が困難であること、技術的な知識も得にくいこと等の理由で、公害対策が十分とは言えないところも存在しているものと思われます。そのため、公害防止に向けた事業所への支援策が求められます。

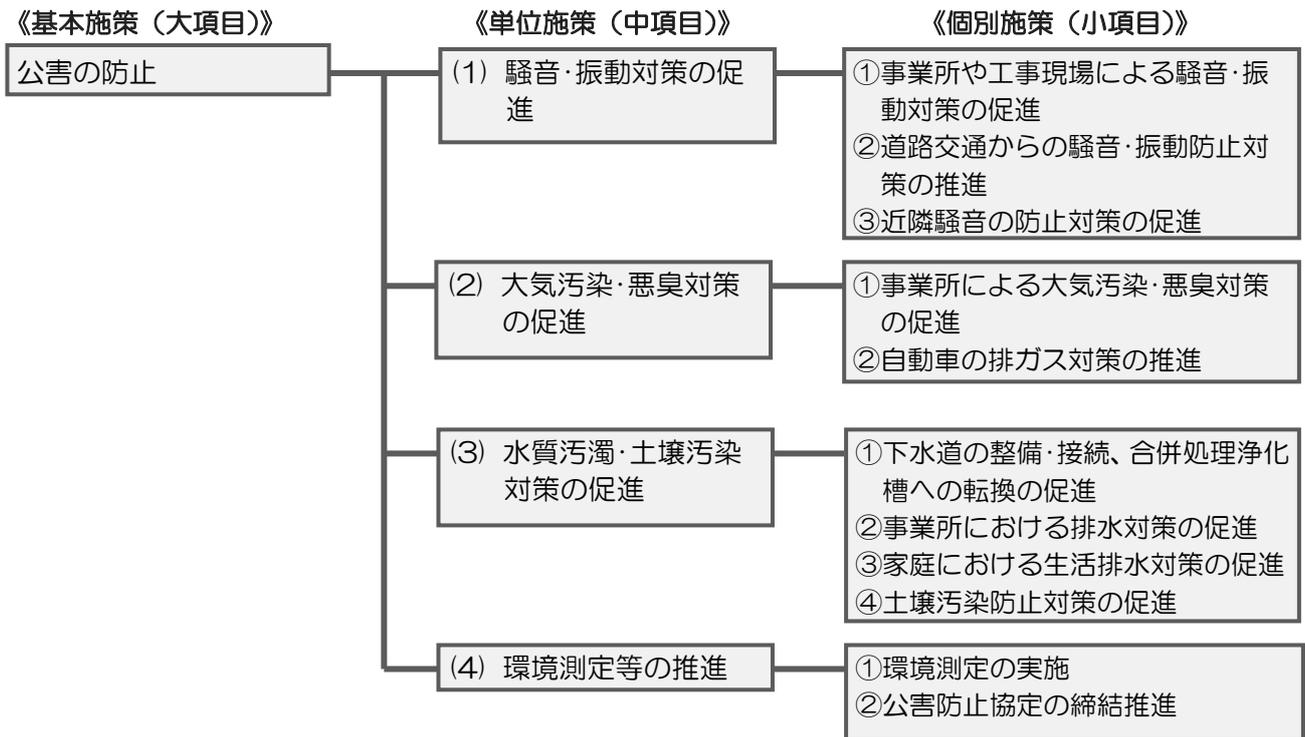
水質汚濁に関しては、事業者の対策とあわせて、下水道等の基盤施設の整備や合併処理浄化槽等の処理施設の設置が重要になることから、住民・事業者・行政が連携した取り組みが必要です。

本町の公害対策については、地域の環境状況を良好な状態に保つことが重要です。また、住民自身が近隣に対する公害発生源とならないように生活上の配慮を行うことも大切になります。

【主要課題】

- 本町においては、深刻な公害を発生させる事業所はないものの、環境状況の監視を継続して行うことが必要となっています。
- 事業者だけではなく、住民も自らが近隣に対する公害発生源とならないような配慮を促す啓発・PRが必要です。

施策の体系



施策の内容

(1) 騒音・振動対策の促進

①事業所や工事現場による騒音・振動対策の促進

騒音規制法や振動規制法などに基づき、県と協力しながら事業所に対して、騒音・振動の規制基準の遵守を指導するとともに、特定建設作業等における低騒音・低振動の建設機械の使用や工法の実施などの指導や啓発に努めることにより、騒音・振動対策を促進します。

中小企業や個人経営店舗等が行う騒音・振動対策に対しては、技術情報等を提供するとともに、金融機関と協力しながら環境対策融資制度を紹介する等、自主的な取り組みを促します。

②道路交通からの騒音・振動防止対策の推進

幹線道路等において、騒音低減に効果的な舗装工法等を推進するとともに、自動車の空ぶかし防止やアイドリングストップ等のドライバーへの啓発に努めることにより、道路からの自動車による騒音や振動の低減をめざします。

③近隣騒音の防止対策の促進

住民や店舗に対する防音対策の指導や普及啓発に努めるとともに、事業内容等に関する住民と事業者の相互理解を促すことにより、店舗や作業所、住宅からの近隣騒音やトラブルの発生防止を促進します。

(2) 大気汚染・悪臭対策の促進

①事業所による大気汚染・悪臭対策の促進

大気汚染防止法、悪臭防止法等の法令に基づき、県と協力しながら事業所に対して指導を実施するとともに、事業所による大気汚染・悪臭対策を促進します。

中小企業や個人経営店舗等が行う大気汚染・悪臭対策に対しては、技術情報等を提供するとともに、金融機関と協力しながら環境対策融資制度を紹介する等、自主的な取り組みを促します。

②自動車の排ガス対策の推進

電気自動車、ハイブリッド自動車などの低公害車の利用促進やアイドリングストップなどのエコドライブの促進、自動車利用の抑制などの普及啓発を行うとともに、渋滞緩和対策等の実施により、自動車の排ガス対策を推進します。

(3) 水質汚濁・土壌汚染対策の促進

①下水道等の整備・接続、合併処理浄化槽への転換の促進

公共下水道の整備を推進するとともに、整備済区域における下水道等への接続促進に向けた啓発を行うことにより、河川等の水質浄化を図ります。

下水道未整備区域においては、合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、浄化槽の適切な維持管理を促進します。

②事業所における排水対策の促進

水質汚濁防止法に基づき、県と協力しながら事業所に対して指導を実施するとともに、浄化処理や水質の測定・公表等、事業所による排水対策を促進します。

中小企業や個人経営店舗等が行う排水対策の設備投資に対しては、技術情報等を提供するとともに、金融機関と協力しながら環境対策融資制度を紹介する等、自主的な取り組みを促進します。

③家庭における生活排水対策の促進

食物残さ、油、多量の洗剤等で汚れた生活雑排水を流さないよう啓発するとともに、環境学習会や水質浄化活動などの住民活動を促進することにより、生活排水の浄化をめざします。

④土壌汚染防止対策の促進

土壌汚染対策法に基づき、県と協力しながら事業所に対して指導を実施するとともに、技術情報の提供等により、事業所による防止対策を促します。

(4) 環境測定等の推進

①環境測定の実施

大気、河川・ため池の水質、幹線道路の騒音・振動等の環境測定を定期的実施し、環境基準の適合状況等を監視するとともに、結果を公表します。

②公害防止協定の締結推進

環境負荷の大きい事業者等に対し、公害防止協定の締結への働きかけを行い、事業所等における自主的な環境対策の取り組みを促進します。また、法改正や社会動向に合わせた協定内容の見直しを行い、適切な運用を図ります。

4. 水循環の保全

現状と課題

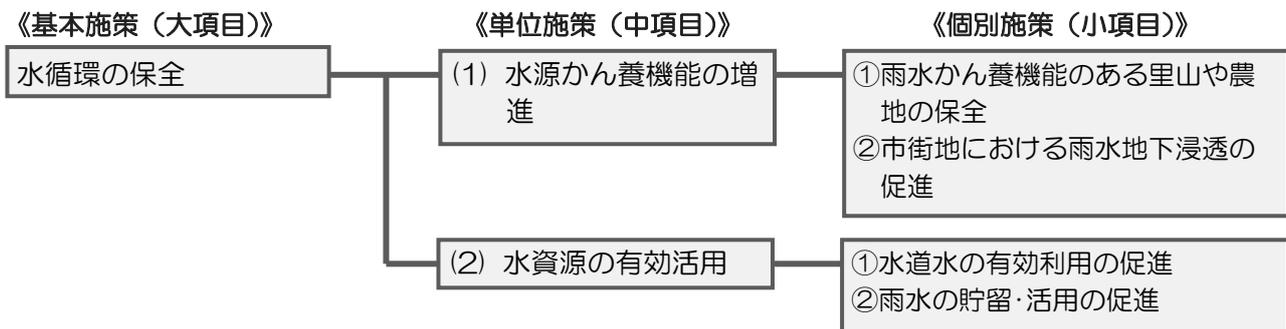
市街地の拡大に伴い、森林や農地が減少し、道路が舗装され、河川護岸のコンクリート化などが進められた結果、雨水を地中に浸透させる機能が低下しました。この結果、集中豪雨などでは一時的に大量の雨水が河川や水路に流れ込むため、浸水被害の拡大が懸念されるとともに、地下水かん養等の水循環にも影響を及ぼしています。そのため、樹林地、ため池、河川、農地などを保全するとともに、市街地においても雨水の地下浸透を促進することが必要です。

また、水道水源をもたない本町にとって、水は大切な資源であることを認識して節水を心がけ、雨水の貯留・利用等も促進することが必要です。

【主要課題】

- 水を大切に利用するとともに、雨水を地中に浸透させ、地下水をかん養させ、湧水としてため池や河川に流れるという水循環を守っていくことが必要です。

施策の体系



施策の内容

(1) 水源かん養機能の増進

① 雨水かん養機能のある里山や農地の保全

雨水を貯留し地中へ有効に浸透させる場所として、里山や農地の保全を促進します。そのため、里山管理・農地管理の諸活動を住民協働等により促進します。

② 市街地における雨水地下浸透の促進

学校、公園、道路などの公共施設において雨水浸透ますの設置や透水性舗装を推進するとともに、住宅や事業所の敷地においても、土や草地部分を残し、樹木の植栽、雨水貯留浸透施設の設置等の促進により、市街地における雨水の地下浸透を図ります。

(2) 水資源の有効活用

①水道水の有効利用の促進

貴重な水資源を保全するため、住民や事業者へ水道水の有効利用の啓発を図るとともに、節水アイデア等についての情報提供を行います。

②雨水の貯留・活用の促進

家庭や事業所における雨水貯留の意義を紹介・啓発するとともに、雨水貯留槽の設置に対する補助等の支援を行います。

第3節 多様な生物が人と共存する自然共生社会の構築

1. 自然環境の評価

現状と課題

本町は名古屋都市圏の外縁部にあり、その東部に広がる丘陵の里山地域と接する位置にあるため、「都市」と「農村」、「都市」と「自然」が隣接している点が特徴となっています。特に町の東部は、大草丘陵・岩作丘陵から愛・地球博記念公園を経て三ヶ峯丘陵へと里山が広がっており、縁辺部や谷間に分布する河川や湿地・ため池が希少な生物の生息・生育場所となっています。

生物多様性の保全については国際的にも重要課題となり、2010年の生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において「効果的かつ緊急な行動をとる」ことが合意され、本町でも生物多様性の損失を食い止めるための施策の推進が求められています。

町の西部は土地区画整理事業による市街地が広がっており、今後もリニモ沿線における市街地開発が構想され、都市的な土地利用が拡大する見込みです。このため、市街地と自然が共生する土地利用の実現が求められており、生物の生息・生育状況や保全のための基準などを今まで以上に明確にすることが求められています。

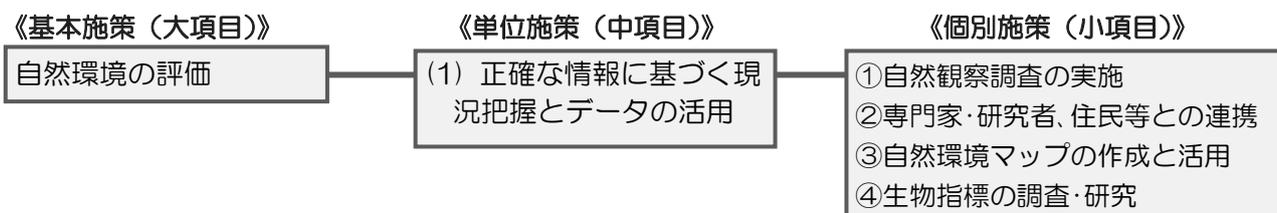
町域における生物種の分布に関する情報は、昭和55～56年度に実施した生物調査以降、本格的な調査は実施されておらず、開発に伴う局地的な環境調査などの断片的な情報があるのみです。生物多様性を保全するためには、定期的に生物の分布状況、生息・生育状況の調査を行い、データを蓄積することが求められています。

こうした自然環境に関する蓄積されたデータを基礎として、保護すべき自然を明確化し、今後の土地利用の規制・誘導等に生かしていくことが必要です。

【主要課題】

- 自然環境の実態を正しく評価するためのデータを蓄積しながら、保護すべき自然を明確化し、市街地と自然の共生を可能とする土地利用を実現していく必要があります。

施策の体系



施策の内容

(1) 正確な情報に基づく現況把握とデータの活用

①自然観察調査の実施

自然資源の現状を正確に把握するため、現地調査による生物の分布確認及び生息・生育状況の確認を行います。また、町内の自然資源のデータ整理のシステムを確立するとともに、本町の自然環境の経年的変化を捉えるための分析方法などの構築を推進します。

②専門家・研究者、住民等との連携

自然観察調査においては、専門家、地元研究者、自然愛好家などを構成員として調査への協力体制を構築します。また、専門家・研究者の指導により自然観察調査員を養成することなどにより、住民協働の機会拡大を図ります。

③自然環境マップの作成と活用

自然観察調査の結果を住民と共有できるように、希少種などの秘匿すべき情報を整理した上で、生物の分布状況を記した自然環境マップを作成するとともに、ホームページ等により公開し、住民から生物の生息・生育情報を得るための仕組みを検討します。

④生物指標の調査・研究

本町の自然環境の変化を把握することができる代表的な生物指標を設定し、その調査・分析方法について検討します。住民に分かりやすい指標とするため、専門家・地元研究者・自然愛好家とともに、住民の意見も踏まえて設定します。

2. 生物の生息・生育場所の確保

現状と課題

本町において希少種が生息・生育する代表的な場所には、湿地、水のきれいなため池、明るい二次林があります。特に三ヶ峯丘陵は、林に囲まれ、水のきれいなため池があり、水域と陸域が段階的に推移する貴重な場所となっています。また、河川では愛・地球博記念公園内の細流、二次林では三ヶ峯丘陵や大草丘陵などに、多様な生物が生息・生育しています。

これらの場所に加え、香流川沿いの農地、杵ヶ池公園・古戦場公園等の公園・緑地にも多様な生物が生息・生息しています。

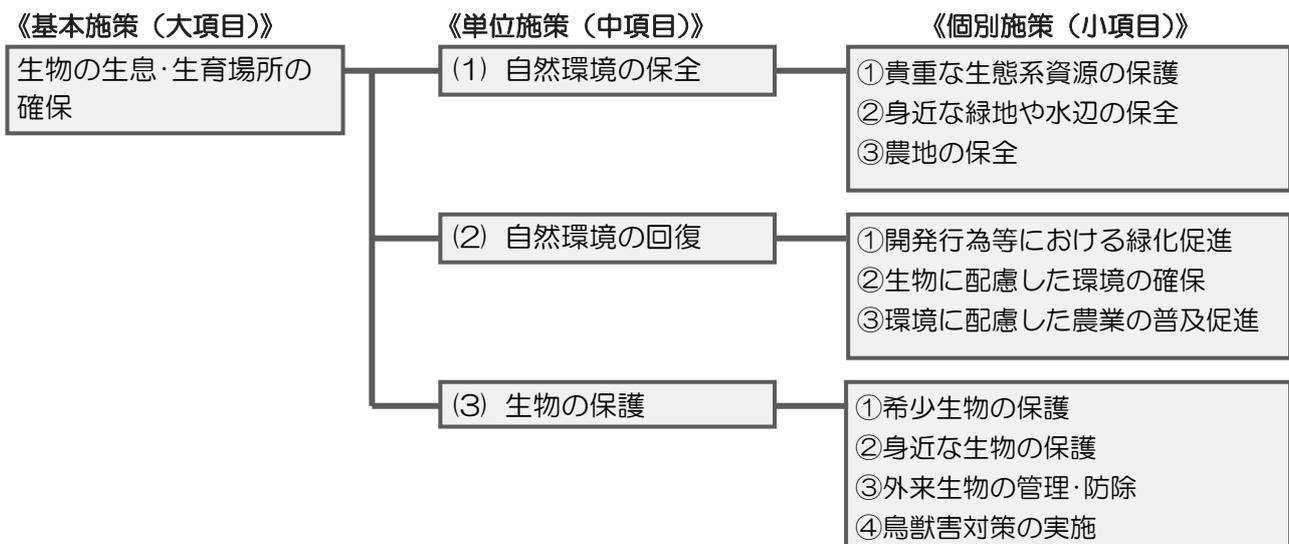
しかしながら、農地や里山の減少、生活様式の変化により人手の入らない里山の増加、農業従事者の高齢化や後継者不足による遊休農地の増加などにより、これまでの生態系の秩序が崩れ、生物の生息・生育場所が減少していると考えられます。さらに最近では、外来生物の移入による生態系への影響や農業への鳥獣被害が大きな社会問題となっています。

生物の多様性は人間の生存基盤にとっても重要な存在であることを理解し、生物の生息・生育場所の保全について努力していくことが必要です。

【主要課題】

- 湿地、ため池、二次林、身近な里山や農地の維持管理を行い、生物の生息・生育場所の保全を図る必要があります。
- 貴重種の保護についての方針を定め、方策を講じる必要があります。
- 外来生物の移入、鳥獣被害についても、有効な防除・駆除対策を講じる必要があります。

施策の体系



施策の内容

(1) 自然環境の保全

① 貴重な生態系資源の保護

自然観察調査などの結果を踏まえながら、貴重な生態系資源が存在する区域を設定し、保護に向けた対策の実施を推進します。

② 身近な緑地や水辺の保全

貴重な生態系資源となっている湿地やため池とともに、身近な里山などの緑地や小河川等の水辺の保全・管理を推進します。

③ 農地の保全

農地保全に努めるとともに、農協、NPO 等との連携による担い手育成、農地利用集積を促進することにより、耕作放棄地の発生防止に努めます。また、地域住民や NPO などとの協働により、農地及び周辺環境の整備・保全を促進します。

(2) 自然環境の回復

① 開発行為等における緑化促進

土石類の採取事業など一定規模以上の開発行為に対しては、みどりの条例に基づく事前協議を行い、事業後の表土の埋め戻しや植樹・植林などによる回復措置の実施を指導します。

② 生物に配慮した環境の確保

河川や水路の水質の保全を図るとともに、生物が生息・生育しやすい環境の確保に努めます。緑地や道路などにおいては、そこに生息・生育する生物に配慮した整備や維持管理に努めます。

③ 環境に配慮した農業の普及促進

農薬や化学肥料の使用量の削減、たい肥による土づくりなど、環境に配慮した農業を普及することにより、自然に負荷をかけない持続型の農業を推進します。

(3) 生物の保護

① 希少生物の保護

自然観察調査の結果に基づき、保護が必要と認められる希少生物を設定するとともに、生物の保護、生息・生育環境の管理のための方策を県・周辺自治体等と協力しながら進めます。

② 身近な生物の保護

身近に生息・生育する生物の情報を住民にわかりやすく提供し、自主的な保護・観察活動を促進します。

③ 外来生物の管理・防除

外来生物法に基づき、飼養、栽培、保管、運搬等の取扱いに関する啓発を行います。また、外来生物の野生での繁殖防止、特定外来生物の防除等を推進します。

④ 鳥獣害対策の実施

農作物等に被害を及ぼす有害鳥獣については、正しい情報提供を行いながら被害の防止に努めるほか、必要に応じた適正な捕獲・駆除や被害防止を推進します。

3. 景観の保全と創造

現状と課題

本町はみどり豊かな田園と良好な住宅地がバランスよく広がる調和のとれた町をめざし、うるおいや景観を意識したまちづくりを進めてきました。東部丘陵から香流川沿いの水田地帯により構成される田園風景は本町の代表的景観であり、住民が感じる「緑の豊かさ」の根拠となっている要素として、次世代に着実に継承することが必要です。

一方、土地区画整理事業により整備された市街地は、地区計画や都市景観整備モデル事業などにより、町のシンボルとなる景観を形成してきましたが、今後も、住民・事業者・行政の協働により、地域の個性を生かした景観形成が必要です。

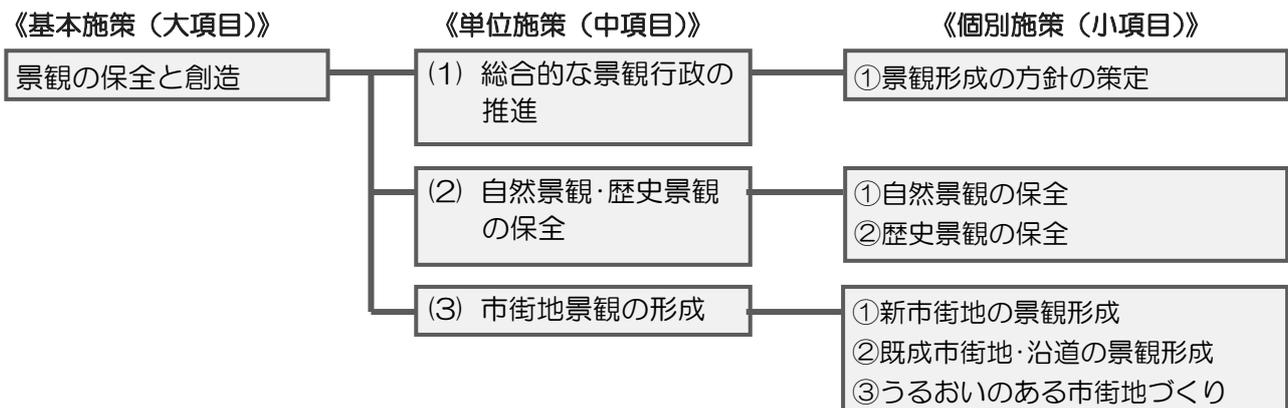
【主要課題】

- 本町の景観を代表する田園風景を次の世代に継承するため、農地や里山景観の保全が必要です。
- 住民・事業者・町の協働により、地域の個性を生かした景観形成が必要です。

表 4-3-1 長久手町の景観づくりの歩み

年度	景観づくりの歩み
昭和 60 年度	さつきが丘地区計画（約 3.1ha）
平成 3～5 年度	長久手町都市景観懇話会設置
平成 4 年度	長久手町都市景観基本計画策定
平成 5～7 年度	図書館通り周辺地区都市景観整備モデル事業実施
平成 8 年度	長久手町みどりの条例 施行 （みどりの推進計画、生垣設置補助、保存樹木・保存樹林の指定など）
平成 9 年度	丁子田地区計画（約 2.7ha）
平成 10 年度	戸田谷再開発地区計画
平成 12 年度	文化の家が愛知まちなみ建築賞受賞
平成 16 年度	長湫南部地区計画（約 98.2ha）
平成 16 年度	長久手町美しいまちづくり条例施行
平成 20 年度	長久手町青少年児童センター・長久手町立色金保育園が愛知まちなみ建築賞受賞

施策の体系



施策の内容

(1) 総合的な景観行政の推進

①景観形成の方針策定

本町の特性を生かした景観形成を総合的かつ計画的に推進するため、景観形成の方針を定め、景観行政を推進します。

(2) 自然景観・歴史景観の保全

①自然景観の保全

本町の景観の骨格を形成する東部丘陵の山並み、香流川、農地や里山・ため池などの景観保全を促進します。また、土地利用計画に基づく開発指導、住民主体の緑化・環境美化活動などを通じて、美しい自然景観の創出を促進します。

②歴史景観の保全

戦国時代の歴史をとどめる古戦場公園や色金山歴史公園、昔ながらの農村のたたずまいを残す農家住宅や集落地、神社・仏閣など、ふるさと長久手を感じさせる歴史景観を守り育てる活動を促進します。

(3) 市街地景観の形成

①新市街地の景観形成

リニモ沿線に計画されている新市街地の整備にあたっては、長久手町の自然・歴史景観に調和させるとともに、新しい町の顔にふさわしい景観形成を促進します。

②既成市街地・沿道の景観形成

地区計画などの制度を活用し、既存住宅地の景観形成や住環境の保全を推進します。

主要地方道力石名古屋線（グリーンロード）や図書館通りなどの沿道については、街並みに調和した屋外広告物の誘導などにより、賑わいと美しさを兼ね備えた沿道景観の形成を推進します。

③うるおいのある市街地づくり

河川やため池等の親水性を高めたり、公園・緑地を住民により親しみやすい場所とするなど、うるおいやゆとりを感じる市街地形成を進めます。また、民有地における壁面緑化や屋上緑化、花づくりなどを促進するとともに、公共空間の緑化に取り組み、緑あふれる市街地づくりをめざします。

4. 自然への理解増進

現状と課題

平成 14 年度より実施している「長久手田園バレー事業」においては、市民農園の設置、産地直売所の整備、長久手農楽校の開校等を行ってきました。また、今後の地域づくりを担うこどもたちを対象にした子ども版プロジェクトとして、平成 18 年度からは長久手町平成こども塾「丸太の家」を開設し、子どもを対象とした様々な自然体験プログラムを実践しています。

しかし、住民の自然への理解を深めるためには、長期にわたり継続的に取り組むことが必要です。自然とふれあう機会や場所、自然の正しい知識を得る機会や場所の提供などを通じ、自然のことを良く理解する住民を増やすことが求められます。

本町においては、平成こども塾の開設により、子ども向けの自然体験機会は充実していることから、今後は一般向けの学習機会・情報提供を充実し、子どもから大人まで幅広い年齢層に自然への理解を向上させることが必要です。

【主要課題】

- 子どもから大人までの幅広い年齢層を対象に、自然への理解を深めるプログラムを設定し、自然環境について自発的に行動することのできる住民を育てる必要があります。

表 4-3-2 主な自然体験プログラムのメニュー

名称（事業名）	担当課	概要
稲作体験	子育て支援課	・町内すべての保育園児を対象に田植えと稲刈りの体験 ・芋掘り
ネイチャー探検隊	子育て支援課	・町内在住の小学生を対象に、自然観察指導員の指導により町内の豊かな自然を観察
稲作体験	教育総務課 (平成こども塾)	・自然体験の一環として、小学生が稲作を体験
学校連携事業	教育総務課 (平成こども塾)	・学校の教育プログラムに合わせて、校外活動の場として「丸太の家」等を活用
サポーター事業	教育総務課 (平成こども塾)	・「丸太の家」において、ボランティアによる農業、自然観察、ものづくり等の体験活動を実施
自然観察会	環境課	・香流川での水生生物調査、湿地に生息・生育する希少種の観察、身近な里山を森林インストラクターの解説を聞きながら自然観察
夏休み子ども環境学習会	環境課	・小学生を対象に、生物多様性についてのお話しや工作を通じて自然や環境について学んでもらう
長久手農楽校	田園バレー事業課	・本格的に農業を学びたい方を対象に農楽校を開校し、農業を基礎から学ぶ機会を提供

資料：環境課調べ（平成 22 年度実績）

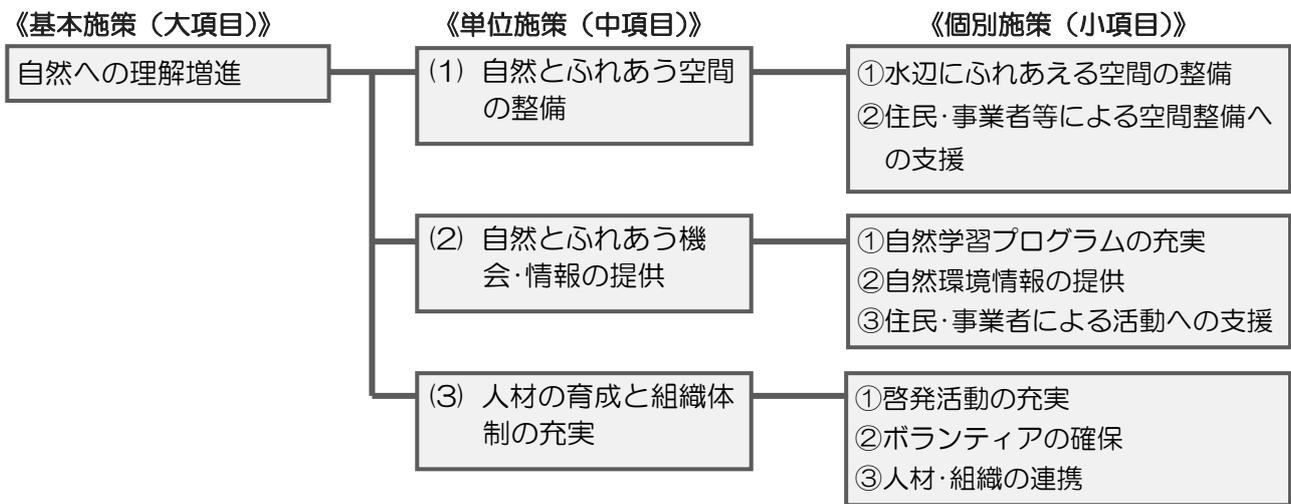


図 4-3-1 長久手農楽校
出典：長久手町ホームページ



図 4-3-2 長久手町平成こども塾『丸太の家』
出典：長久手町ホームページ

施策の体系



施策の内容

（１）自然とふれあう空間の整備

①水辺にふれあえる空間の整備

河川やため池などの水辺空間において、住民が水に親しむことのできる空間の整備・確保を推進します。

②住民・事業者等による空間整備への支援

森林、ビオトープ、自然観察施設など、住民や事業者、NPO 等が主体となって行う自然とのふれあいを目的とした空間整備に対する支援・協力を行います。

（２）自然とふれあえる機会・情報の提供

①自然学習プログラムの充実

各種団体が個別に実施している自然学習プログラムを体系的に整理し、それぞれの役割分担を明確にした上で、住民のニーズに応じた自然観察会や自然学習プログラムの充実を図ります。

②自然環境情報の提供

自然観察調査の結果をもとに、生物の分布状況を記した自然環境マップを作成し、ホームペー

ジなどで公開します。

住民が自然環境マップを更新しながら学習できるよう、住民からの情報を更新できるような仕組みを検討します。

③住民・事業者による活動への支援

自然観察会や自然体験イベントなど、住民や事業者、NPO 等が主体となって行う自然とのふれあいを目的とした活動に対して、アドバイザー派遣や広報等の支援を行います。

(3) 人材の育成と組織体制の充実

①啓発活動の充実

広報やホームページなどを通じて、自然に関する正しい知識の普及を行い、意識啓発に努めます。

②ボランティアの確保

自然学習プログラムをサポートするボランティアを育成するとともに、自然観察調査に協力するボランティア調査員の募集・育成を進めます。

③人材・組織の連携

自然の保護に関わる住民や活動団体が、相互に活動を紹介しあい、情報を共有するために、連携を図る場や機会を提供することにより、活動の充実や組織体制の強化をめざします。

第5章 環境行動を促すための取り組み



1. 環境教育・環境学習の推進

現状と課題

地球的規模で環境問題が叫ばれる昨今、私たちはこれまでの暮らし方を見直し、エネルギー・資源を節約し、ものを大切に長く使い、自然と向き合い暮らすなど、環境の保全と創造に資する新しい暮らし方に転換することが求められています。そのためには、すべての人が環境問題について関心を持ち、環境保全・創造の主体者であることの意識を高め、日常生活や社会生活で具体的な行動へと結びつけていかなくてはなりません。

そのため、家庭や学校はもちろん地域、事業所などあらゆる場所で、子どもから高齢者までそれぞれの年齢層に対し、環境教育・環境学習を推進していくことが必要です。

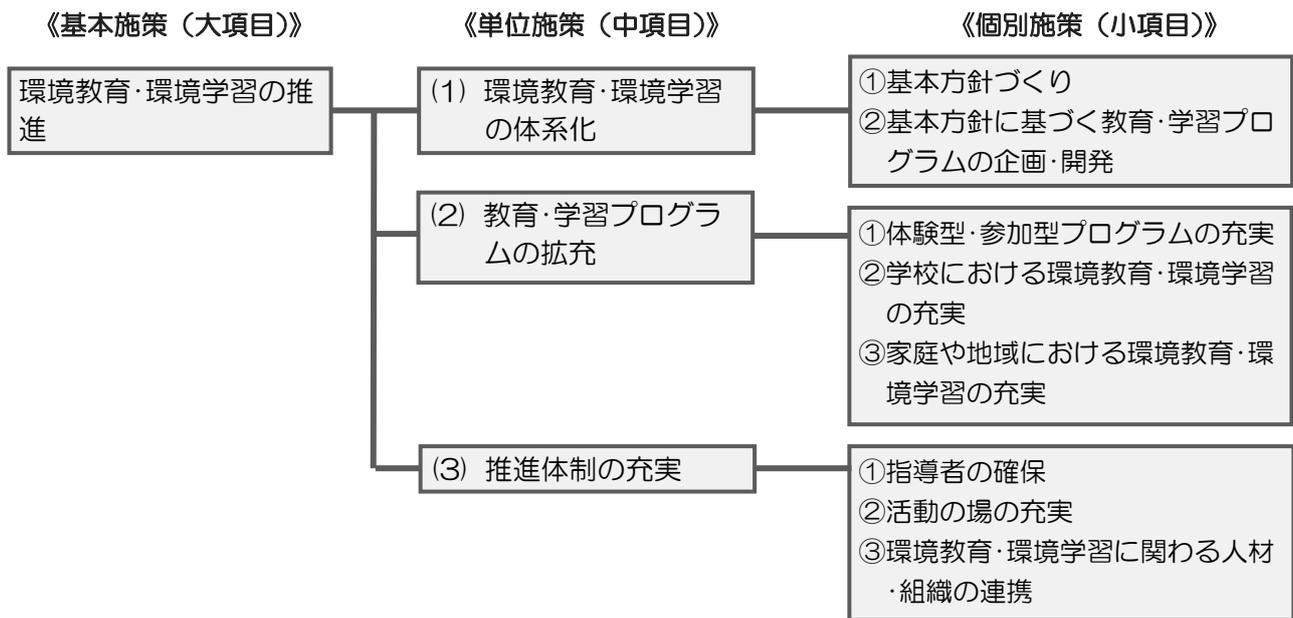
本町においては、グリーンマップ作成、子ども環境学習会や平成こども塾における自然体験プログラムや学校教育の現場において、子ども向けの環境教育・学習活動が行われています。また、環境の保全・創造に関わる活動に積極的に取り組んでいる住民団体・事業者は少なくありません。

今後は、こうした活動主体との連携をより緊密なものとしながら、体系的に環境教育・環境学習を推進していくことが必要です。

【主要課題】

- 家庭や学校はもちろん地域、事業所などあらゆる場所で、子どもから高齢者までそれぞれの年齢層に対し、環境教育・環境学習を推進していくことが必要です。
- 様々な活動主体との連携をより緊密なものとしながら、体系的に環境教育・環境学習を推進していくことが必要です。

施策の体系



施策の内容

(1) 環境教育・環境学習の体系化

①基本方針づくり

環境教育・環境学習における家庭、学校、地域、事業所、団体、行政などのそれぞれの役割、また、子どもから高齢者に至る住民各層のニーズに応じた環境教育・環境学習のあり方を基本方針として整理します。

②基本方針に基づく教育・学習プログラムの企画・開発

基本方針に基づき、ニーズに応じた環境教育・環境学習プログラムの企画・開発を行います。

(2) 教育・学習プログラムの拡充

①体験型・参加型プログラムの充実

住民に関心を持って参加してもらえるように、ごみ処理の現場や貴重な生物の生態などを実際にみて学んだり、里山や竹林の整備や河川の清掃を実際に体験して学ぶなど、体験型・参加型の環境教育・環境学習プログラムの提供を進めます。

また、住民参加による自然観察調査を進め、自然環境マップを作成していくなど、住民の参加意識・意欲を高めるような機会を提供します。

②学校における環境教育・環境学習の充実

小・中学校や保育園、幼稚園における環境教育・環境学習の充実に努めます。

学校の教育プログラムと連携して、児童・生徒たちが環境問題に関心を持ち、基礎的な知識を習得できるよう、環境教育・環境学習の内容の充実に努めます。

また、ながくてエコハウスや平成こども塾「丸太の家」などの有効活用を図るほか、地域・協力団体等との連携・調整などの支援を行います。

③家庭や地域における環境教育・環境学習の充実

町の広報やチラシ、環境かわら版などで環境問題についての情報をコンパクトに整理した資料を作成し配布するほか、ホームページの内容の充実により情報提供を行い、環境問題についての意識啓発を進めます。

また、環境にやさしい暮らしの程度を測ることのできる環境家計簿の普及・促進を進めます。
このほか、地域住民や各種団体による自主的な環境教育・環境学習の取り組みを支援します。

(3) 推進体制の充実

①指導者の確保

環境教育・環境学習への取り組みを学校のみならず地域・事業者などで活発化していくため、教育・学習活動の指導者となる人材の養成に取り組みます。

②活動の場の充実

ながくてエコハウス、平成こども塾「丸太の家」を環境教育・環境学習、研修・交流の場として有効に活用できるよう充実に努めます。

③環境教育・環境学習に関わる人材・組織の連携

環境保全・創造活動に関わる住民・事業者、各種団体、大学等の多様な主体が一堂に会し、環境情報を共有する場として、「(仮称)ながくて環境見本市」を毎年開催します。

人材・組織がお互いの理解を深め情報を共有することにより、複数の活動組織の協力関係の構築や新たな共同事業の発案につながるよう、人材・組織の横の連携を促します。

2. 環境情報の収集・整理と発信・共有

現状と課題

本町では、ごみ処理やし尿処理の現状等を毎年度「環境事業概要」にとりまとめ公表しているほか、町のホームページでも水質・大気（二酸化窒素）の測定結果、各種助成制度に関する情報等を発信しています。同様に、環境マネジメントシステムに基づく環境目標達成状況についても公表しています。

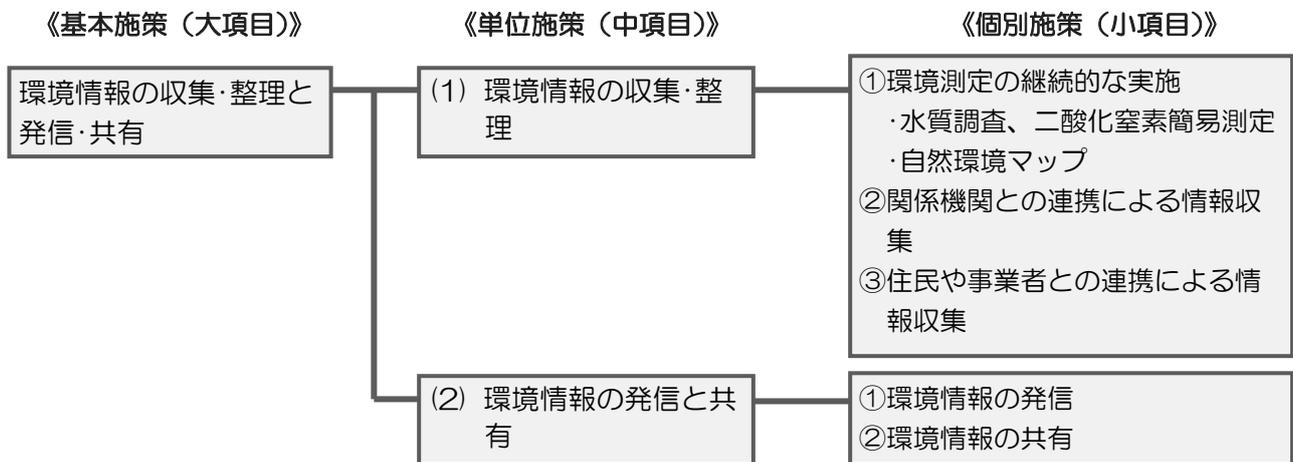
昨今の環境問題は複雑かつ多様化してきており、法律や制度、目標や基準、知見や技術についての変化は著しいものがあります。環境情報を収集・整理するとともに、行政はもとより住民や事業者が環境情報を有効に活用できるようにしていく必要があります。

環境情報の収集・整理に努めるとともに、収集した情報を住民・事業者など関係者間に双方向で発信し、情報をみんなで共有できる状況をつくり出しておく必要があります。

【主要課題】

- 情報の収集・整理、発信を行うことで、住民・事業者など関係者の中で環境情報が共有できる状況をつくり出す必要があります。
- そして、住民・事業者等の主体がこれらの情報を環境活動に有効に活用していくことが必要です。

施策の体系



施策の内容

(1) 環境情報の収集・整理

①環境測定の継続的な実施

町内河川の水質調査、二酸化窒素の簡易測定など、水質・大気についての環境測定を継続的に実施します。

また、自然観察調査を実施するとともに、自然環境マップを作成し、自然環境に関する情報の収集・整理を行います。

②関係機関との連携による情報収集

環境保全・創造に関わる国や都道府県の動向に注視するとともに、近隣市町をはじめとする関係行政機関や研究機関等との交流をもちながら、広域的な環境情報の収集、新たな環境問題に関する科学的知見の収集、現状把握の充実に努めます。

③住民や事業者との連携による情報収集

住民や事業者等の自主的な活動を支援しながら活動に協働して取り組む中で、町内における環境活動の実態把握に努めます。

(2) 環境情報の発信と共有

①環境情報の発信

町が実施する環境事業の概要をとりまとめた「環境事業概要」をはじめとして、環境測定結果、環境マネジメントに基づく目標達成状況などの年次報告を毎年度整理して公表します。

また、町の広報、ホームページ、チラシ、環境かわら版などを活用して、施策・事業や支援制度の概要、環境学習会、環境学習に関する人材や教材などの環境情報の提供を進めます。

②環境情報の共有

住民・事業者や各種団体・大学等の各主体が連携して、環境情報を共有する場として、「(仮称)ながくて環境見本市」を毎年開催します。

また、これら各主体が双方向で情報を発信・受信できる仕組みを構築します。

3. 住民・事業者・行政の連携

現状と課題

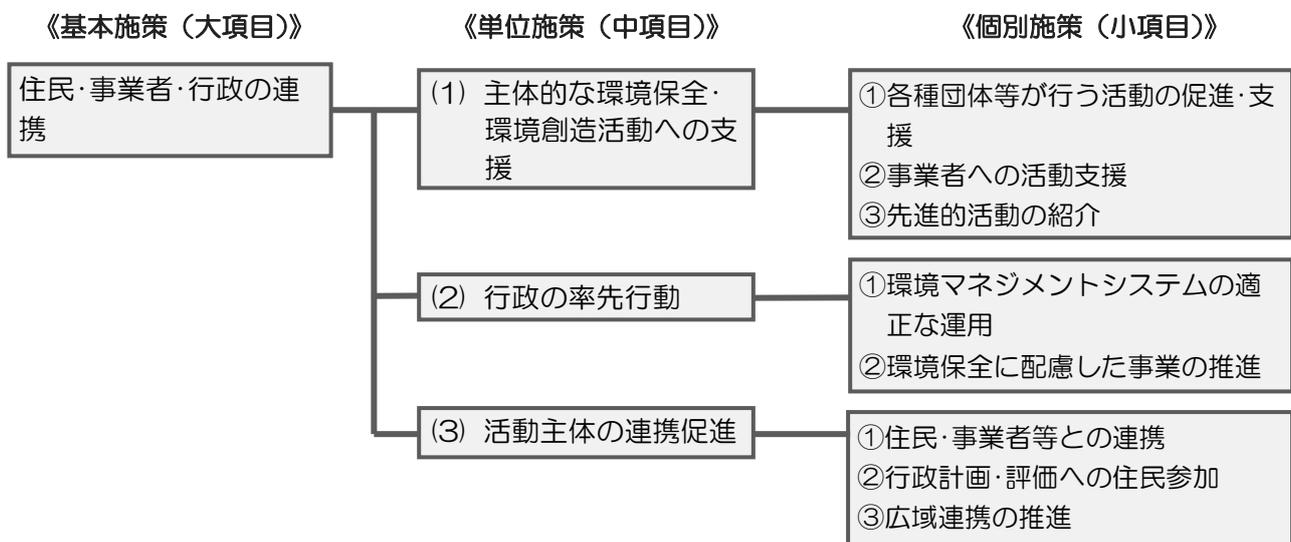
温室効果ガスの増加、ごみ排出量の増加、自然環境の低下など、今日取り上げられる環境問題の大きな特徴は、すべての住民・事業者が加害者であり、同時に被害者にもなっているという点です。したがって、これらの環境問題の解決には、日常の住民の暮らしや事業活動のあり方そのものを見直し、住民・事業者・行政が主体となった環境行動を一つひとつ着実に推進していくしかありません。

町はそのお手本として率先行動を示すとともに、住民、事業者、活動団体、NPO さらには地域（自治会等）などが主体となって行う環境保全・環境創造活動を支援することが求められています。また、お互いの主体が連携・協働して活動の輪を広げていくことも重要です。

【主要課題】

- 町は率先行動を示すとともに、住民、事業者、活動団体、NPO さらには地域（自治会等）などが主体となって行う環境活動を支援することが求められています。
- それぞれの主体が連携・協働して活動の輪を広げていく必要があります。

施策の体系



施策の内容

(1) 主体的な環境保全・環境創造活動への支援

①各種団体等が行う活動の促進・支援

地域（自治会等）、学校・PTA、事業所や各種団体などが取り組んでいる清掃活動、緑化・花いっぱい活動、資源回収活動、水質浄化活動などの活動を促進していきます。

また、新たな活動の立ち上げ、団体の組織化などの際には直接的な助言・指導を行うほか、助言・指導できる人材の紹介などを行います。

②事業者への活動支援

事業者の環境行動に関する情報提供、意識啓発を図り、企業の自発的な環境行動を促していきます。

③先進的活動の紹介

町内で行われる様々な主体の活動の中でも大きな成果を得ているような取り組みやユニークな取り組みなど、今後の参考となるような活動に対しては、広報やホームページ、環境かわら版などの媒体を通じて、住民に広く紹介していきます。

(2) 行政の率先行動

①環境マネジメントシステムの適正な運用

省エネルギー・省資源の推進、廃棄物の削減等を重点項目とした環境マネジメントシステムを適正に運用し、事務事業の環境配慮行動の徹底を図ります。

また、毎年度の環境目標達成状況を公表するとともに、監査を毎年実施し、システムや環境配慮行動の見直しを行います。

②環境保全に配慮した事業の推進

自動車排気ガスの削減、ごみの発生及び排出抑制、省資源・省エネルギー、公共工事における環境負荷の低減、委託業務における環境負荷の低減、環境汚染の危機管理の徹底など、住民・事業者の模範となるように、事業実施に係るさまざまな面での環境負荷の低減を徹底します。

(3) 活動主体の連携促進

①住民・事業者等との連携

環境保全・創造活動に関わる住民、事業者、各種団体、大学等の多様な主体が一堂に会し、環境情報を共有する場として、「(仮称)ながくて環境見本市」を毎年開催します。

このほか、環境保全・環境創造活動を担う人や活動のネットワークとして、「(仮称)ながくて環境ネットワーク」を創設します。

②行政計画・評価への住民参加

環境基本計画ならびに環境行政に関連する個別の計画策定や進行管理にあたって、住民の参加機会を提供し、行政と住民・事業者等の協働が図られるよう努めます。

③広域連携の推進

尾張東部衛生組合(瀬戸市・尾張旭市・長久手町)、尾張旭市長久手町衛生組合による、ごみ・し尿処理を円滑に行うため、関係市との環境協力・連携を推進します。

このほか、町域を越えて影響を及ぼすような環境課題については、関係自治体との連携を図り施策・事業の推進にあたります。

第6章 計画の推進



第1節 計画の推進体制

1. 町・事業者・住民の責務と役割

(1) 町・事業者・住民の責務

本計画がめざす環境像『人と地域がつながり、自然と環境にこだわるまち』を実現していくためには、行政はもちろんのこと事業者、住民の主体的な行動が不可欠です。

環境基本条例では、その基本理念において、『環境の保全及び創造は、住民、事業者及び町の協力と働きかけによって行わなければならない。』と定め、あわせて町、事業者、住民の責務を次のように定めています。

長久手町環境基本条例（抜粋）

平成12年3月29日 条例第16号

(町の責務)

第3条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、住民の健康で文化的な生活を確保するため、地域特性を活かした環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

2 町は、基本理念にのっとり、自らの施策を策定し、実施するに当たっては、環境への負荷の低減に努める責務を有する。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止するとともに、生活環境及び自然環境を適正に保全し、並びに環境への負荷を低減させるため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動に伴って発生する廃棄物の排出抑制に努めるとともに、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合には、その適正な処理及びリサイクルが図られることとなるよう必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

(住民の責務)

第5条 住民は、基本理念にのっとり、日常生活から生ずる環境の保全上の支障を防止するため、環境への負荷を低減させる責務を有する。

2 住民は、基本理念にのっとり、日常生活から排出される廃棄物の減量並びに適切な分別及び排出に努めるとともに、省エネルギー及びリサイクルを推進し、資源が有効に利用されるように努める責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、住民は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全及び創造に努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

(2) 町・事業者・住民の基本的役割

町、事業者、住民は協力して、環境基本条例に定める責務にのっとり行動することが求められています。それぞれの基本的な役割は次のように整理することができます。

①町の基本的役割

環境基本条例第 3 条に定められているように、町には、『地域特性を活かした環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務』があります。環境基本計画を中心に必要な計画・施策を策定し、着実に事業を実施する役割を担っています。

また、計画・施策の推進には住民、事業者の協力と主体的な行動が不可欠です。そのため、住民、事業者と協力・協調して事業を実施する役割があります。

さらに、町は、自らが事業者でもあり消費者でもあるとの立場から、環境行動に率先して取り組み、住民や事業者のよき手本となる役割があります。

②事業者の基本的役割

環境基本条例第 4 条において、事業者には、『公害を防止するとともに、生活環境及び自然環境を適正に保全し、並びに環境への負荷を低減させるため、必要な措置を講ずる責務』、『廃棄物の排出抑制に努めるとともに、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合には、その適正な処理及びリサイクルが図られることとなるよう必要な措置を講ずる責務』、『町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務』があると定めています。

事業者は法令による規制を遵守するとともに、地球温暖化防止対策、廃棄物の削減や自然環境の保全活動など、環境負荷を軽減するための事業活動に主体的に取り組んでいく役割があります。

また、町が実施する環境保全・環境創造のための取り組みに協力するとともに、地域住民や団体が行う活動にも積極的に参加・協力していく役割を担っています。

③住民の基本的役割

環境基本条例第 5 条において、住民には、『日常生活から生ずる環境の保全上の支障を防止するため、環境への負荷を低減させる責務』、『日常生活から排出される廃棄物の減量並びに適切な分別及び排出に努めるとともに、省エネルギー及びリサイクルを推進し、資源が有効に利用されるように努める責務』、『町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務』があると定めています。

めざす環境像の実現のためには、住民一人ひとりの主体的な行動が不可欠です。そのため、日常生活において、環境保全・環境創造につながるライフスタイルはどのようなものを学び、具体的に実行していく役割があります。

また、町が実施する環境保全・環境創造のための取り組みに協力するとともに、事業者、地域住民や団体が行う活動にも積極的に参加・協力していく役割を担っています。

2. 推進体制の整備

着実な計画の推進のために、次のような推進体制を構築します。

(1) 住民・事業者・行政の協働による推進体制

住民・事業者・行政（町）が、『人と地域がつながり、自然と環境にこだわるまち』をめざして課題を共有し、協力して課題解決にあたることができるよう、三者の協働による推進体制の構築を図ります。

そのため、環境保全・創造活動に関係するさまざまな団体・組織（個人、事業者、行政含む）が互いに対等な立場で集い、環境保全・創造活動に協働する場として『(仮称)ながくて環境ネットワーク』を創設します。

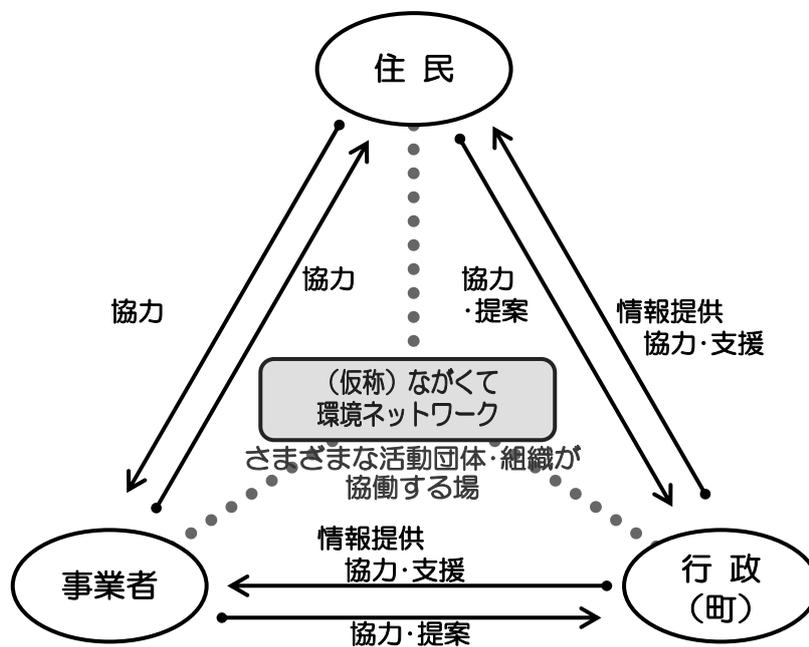


図 6-1 住民・事業者・行政の協働による推進体制

(2) 推進組織

本計画の推進に関わる組織とその役割は以下のとおりです。

①長久手町環境審議会

環境審議会は、環境基本条例第 13 条の規定に基づき設置される組織で、町長の諮問に応じ、次の事項を調査審議します。

- 1) 環境の保全及び創造に関する基本的事項並びに重要事項
- 2) 環境基本計画を策定及び変更するときの意見に関する事項
- 3) 環境調査等の結果に関する事項
- 4) その他環境の保全及び創造に関して、町長から意見を求められた事項

環境審議会は、本計画に定め実施される施策・事業の進捗状況に対して、全町的、総合的な見地からの意見や提言を町長に答申します。

②(仮称)ながくて環境ネットワーク

本計画を推進する協働体制として、住民・事業者及び行政(町)が参加する「(仮称)ながくて環境ネットワーク」を創設します。

この組織はいわゆる審議会や委員会などのように、事前に用意された議題に対する審議・協議を主とした活動組織としてではなく、本町の環境をとりまく現状や課題について情報交換し問題意識を共有化する場、相互の活動団体の協力関係や支援関係について意見交換する場、複数の団体が協働して具体の事業に取り組む場をめざします。

また、「(仮称)ながくて環境ネットワーク」の協力を得ながら、一般住民を対象にした活動報告会を兼ねて、講演会(活動実践者等による講演など)、活動発表会(町内で活動する環境活動団体の PR)やブース展示、パネル展示などのプログラムによる年次大会『(仮称)ながくて環境見本市』の開催をめざします。

③全庁的な推進体制(庁内環境委員会)

本計画を実施していくため、庁内に環境委員会を組織し、行政の取り組みに対する進捗状況の把握、関係課間の役割分担や総合調整、住民・事業者等との協働の進捗状況の把握を行い、計画の進行管理を行います。

なお、庁内環境委員会の事務局は環境課が担い、計画の進捗状況や目標の達成状況の把握、環境報告書の作成、関係者への報告などの業務を担います。

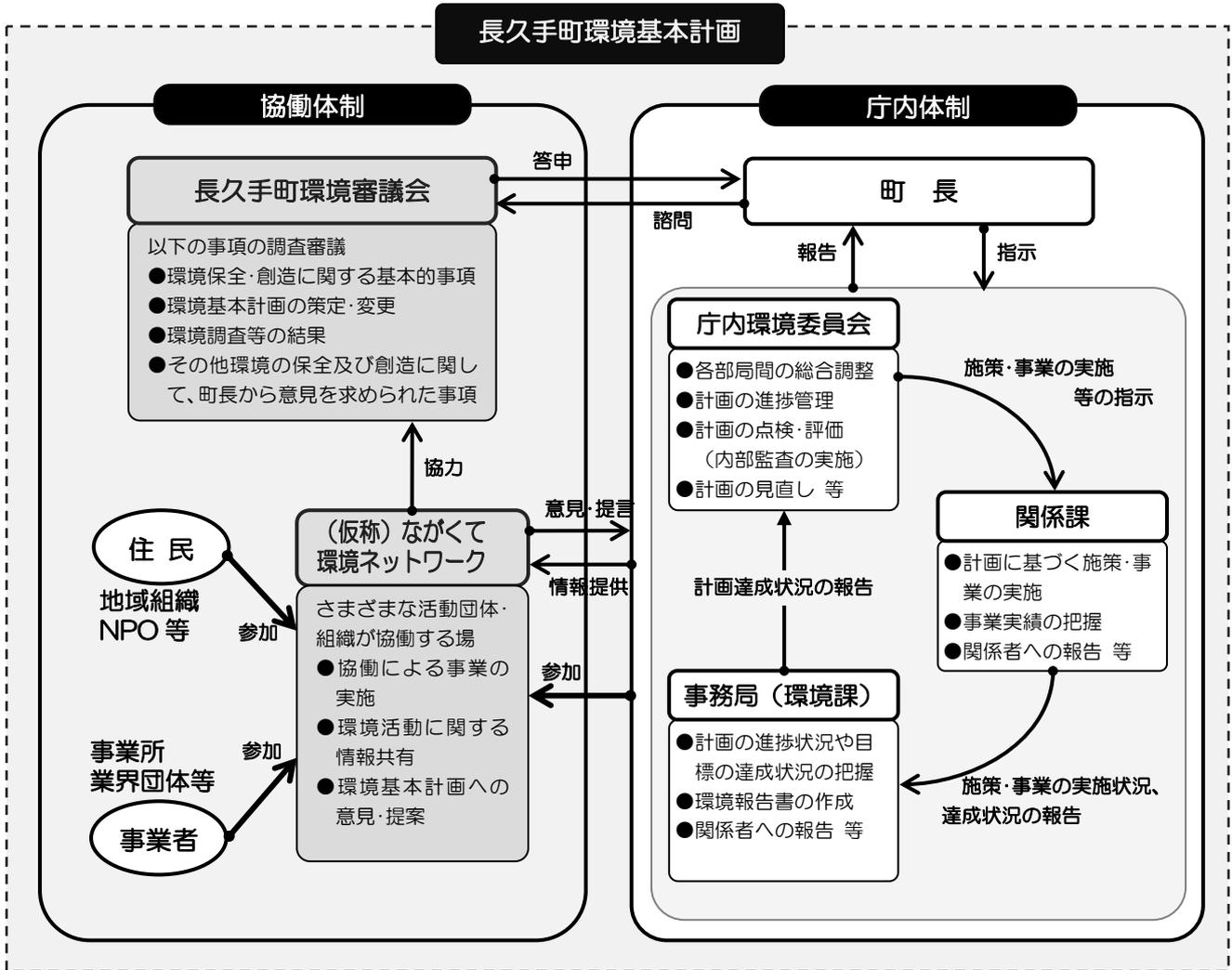


図 6-2 環境基本計画推進体制

第2節 計画の進行管理

1. 進行管理の方法（環境マネジメントシステムによる進行管理）

計画の進行管理は、環境マネジメントシステムを活用し、PDCA（Plan、Do、Check、Action）サイクル」による継続的な改善と推進を行います。

（1）PDCAサイクル

①計画（Plan）

住民・事業者・行政の三者による協議の場を設けながら、社会経済情勢や住民意識等の変化、新たな環境問題の発生等に適切に対応しつつ、本計画の見直しを行います。

計画の見直しは町の環境をとりまく状況変化に応じて行うものとしますが、概ね5年を目途に見直しすることとします。

②実行（Do）

本計画に基づき施策を実施します。なお、住民及び事業者の取り組みについては、「（仮称）ながくて環境ネットワーク」等での情報交換を行いながら、施策実施に向けて情報提供、協力・支援を行っていきます。

③点検・評価（Check）

以下の項目及び方法により行います。

項目	方法
◆基本目標の達成状況	基本目標ごとに設定した『環境指標』に基づき、目標値と現状値を比較することにより進捗状況を把握します。
◆施策の進捗状況	重点プロジェクトならびに基本的施策に記した事業ごとに、1)未着手・中止、2)準備中、3)事業中・継続中、4)完了の4段階で実施状況を確認します。
◆住民・事業者の取組状況	「（仮称）ながくて環境見本市」の年次大会を通じて、住民や事業者の取組を紹介し、活動状況を把握します。

④見直し（Action）

点検・評価（Check）の結果を踏まえ、施策及び事業の実施計画等を随時見直していきます。

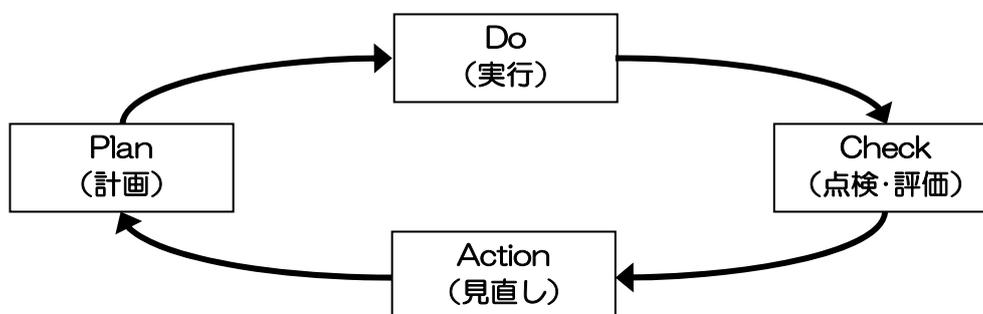


図 6-3 PDCA サイクルを用いた進行管理

(2) 協働によるPDCA

本計画を推進する協働体制として、住民・事業者及び行政（町）が参加する「（仮称）ながくて環境ネットワーク」を創設します。

このネットワークでの協議、試行的・実験的な取り組みを重ねながら、本町にふさわしい協働によるPDCAのしくみについて検討していきます。

2. その他（環境報告書の作成・公表と関係機関との連携）

（1）環境報告書の作成・公表

環境の現状や各施策の進捗状況については、年次報告書を作成し公表します。

また、年次報告書は環境審議会に報告し、本町の環境行政に対する総合的な見地からの意見を求めます。

（2）関係機関との連携

本計画の推進にあたっては、住民、事業者等との協働を推進していくとともに、広域的な取り組みが必要な施策については、国、県などの関係行政機関、近隣自治体との連携により推進していきます。

参考資料1 環境基本計画に関わる例規

1 長久手町環境基本条例

平成12年3月29日 条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、本町における環境の保全及び創造に関する基本理念を定め、住民、事業者及び町の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の住民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 環境の保全及び創造は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであるとの認識に立ち、現在及び将来にわたり健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受できるようにするため、適切に行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、住民、事業者及び町の協力と働きかけによって行わなければならない。

(町の責務)

第3条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、住民の健康で文化的な生活を確保するため、地域特性を活かした環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

2 町は、基本理念にのっとり、自らの施策を策定し、実施するに当たっては、環境への負荷の低減に努める責務を有する。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止するとともに、生活環境及び自然環境を適正に保全し、並びに環境への負荷を低減させるため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動に伴って発生する廃棄物の排出抑制に努めるとともに、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合には、その適正な処理及びリサイクルが図られることとなるよう必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

(住民の責務)

第5条 住民は、基本理念にのっとり、日常生活から生ずる環境の保全上の支障を防止するため、環境への負荷を低減させる責務を有する。

2 住民は、基本理念にのっとり、日常生活から排出される廃棄物の減量並びに適切な分別及び排出に努めるとともに、省エネルギー及びリサイクルを推進し、資源が有効に利用されるように努める責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、住民は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全及び創造に努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

(施策の基本方針)

第6条 町は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- 一 公害を防止し、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、住民の健康を保護し、生活環境及び自然環境を適正に保全すること。
- 二 人と自然が健全に共生できる良好な環境を確保するため、里山としての機能を持つ森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全を図ること。
- 三 人と自然との豊かな触れ合いの確保、みどりの保全、良好な景観の創造及び保全並びに歴史的文化遺産の保全を図ること。
- 四 地球環境保全及び地域環境への負荷の低減を図ること。
- 五 環境の保全及び創造に関する住民参加の枠組みを創出し、住民参加を推進すること。

(環境基本計画の策定と公表)

第7条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、長久手町環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向性
- 二 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を策定するに当たっては、第13条に規定する長久手町環境審議会の意見を聞かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

5 環境基本計画を変更する場合は、前2項の規定を準用する。

(施策の策定等及び環境基本計画との整合)

第8条 町は、施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全及び創造について配慮するとともに環境基本計画との整合を図るものとする。

(推進及び調整体制の整備)

第9条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進及び調整するため、環境調整に係る会議を設ける等必要な体制を整備することができる。

(環境教育及び学習の促進)

第10条 町は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習を促進し、住民及び事業者が、環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、その活動を行う意欲が増進されるようにするため、その推進に努めるものとする。

(自主的活動の支援等)

第11条 町は、住民、事業者又はこれらの者が組織する民間の団体が自発的に行う環境の保全及び創造に係る活動を支援するとともに、その活動を促進するために必要な情報の収集及び提供に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との連携)

第12条 町は、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策について、国及び他の地方公共団体と連携しながら推進するよう努めるものとする。

(環境審議会の設置)

第 13 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、長久手町環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会の組織等に関する事項は、規則で定める。

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2 長久手町公害対策審議会条例(昭和 48 年長久手町条例第 12 号)は、廃止する。

2 長久手町環境審議会設置規則

平成 12 年 3 月 31 日 規則第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、長久手町環境基本条例（平成 12 年長久手町条例第 16 号）第 13 条の規定に基づき、長久手町環境審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、次の事項を調査審議し、意見を述べる。

- 一 環境の保全及び創造に関する基本的事項並びに重要事項
- 二 環境基本計画を策定及び変更するときの意見に関する事項
- 三 環境調査等の結果に関する事項
- 四 その他環境の保全及び創造に関して、町長から意見を求められた事項

(委員)

第 3 条 審議会は、20 人以内の委員で組織する。

2 委員は、生活、自然、社会及び地球環境問題について識見を有する者の中から、町長が委嘱又は任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再委嘱又は再任を妨げるものではない。

(役員)

第 5 条 審議会に、会長と副会長を一人ずつ置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、審議会をまとめ、会議の議長となる。

3 副会長は、委員の互選によって定め、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が召集する。

2 審議会の会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、生活環境部環境課において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 12 年 4 月 1 から施行する。

附 則（平成 20 年規則第 18 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料2 計画改訂の経過

1 計画改訂の経過

長久手町環境審議会、長久手町庁内環境委員会、長久手町環境ワークショップによる協議のほか、第2次長久手町環境基本計画の取り組み状況や課題について関係各課へのヒアリングや計画案に対する意見集約を行ったほか、ながくて環境見本市、パブリックコメントを実施しました。

計画改訂の経緯は以下のとおりです。

<計画改訂の経過>

年	月日	作業内容
平成 22 年	8月上旬～中旬	長久手町環境基本計画進捗状況調査票に基づく各課ヒアリング
	9月28日	第1回長久手町庁内環境委員会
	9月下旬～ 10月上旬	各課からの意見集約 (環境基本計画改訂の骨子について)
	11月26日	第1回長久手町環境ワークショップ
	12月14日	第2回長久手町環境ワークショップ
	12月16日	第2回長久手町庁内環境委員会
	12月中旬～ 12月下旬	各課からの意見集約 (第3次環境基本計画案について)
平成 23 年	1月上旬～ 2月上旬	各課からの意見集約 (第3次環境基本計画案[第二稿]について)
	1月14日	第3回長久手町環境ワークショップ
	1月27日	第1回長久手町環境審議会 (町長より審議会へ諮問)
	1月下旬～ 2月上旬	長久手町環境審議会委員からの意見集約 (第3次環境基本計画案に対する意見集約)
	2月10日	第2回長久手町環境審議会
	2月16日～ 3月17日	パブリックコメント (第3次長久手町環境基本計画案についての意見募集)
	2月20日	ながくて環境見本市
	3月22日	第3回長久手町環境審議会
	3月25日	長久手町環境審議会会長より町長へ答申

2 長久手町環境審議会

長久手町環境審議会は、長久手町環境基本条例（平成12年長久手町条例第16号）第13条の規定に基づき設置されています。本計画の改訂について平成23年1月27日に諮問し、平成23年3月25日に答申されました。

<長久手町環境審議会 委員名簿>

(敬称略・50音順)

氏名	所属等	分野別
相原 愛	一般公募	住民代表
池田 昌弘	地域環境保全委員（愛知県委嘱）	住民代表
岩 渕 準	一般公募	住民代表
小川 克郎（会長）	名古屋産業大学 教授	学識経験者
亀谷 尚政	地球温暖化防止推進委員（愛知県委嘱）	住民代表
川本 幸政	長久手町商工会	団体
五島 幸一	愛知淑徳大学 教授	学識経験者
斎木 基久	株式会社豊田中央研究所	企業
高島 八十三	あいち尾東農業協同組合	団体
寺田 俊英	ホーユー株式会社	企業
成田 暢彦（副会長）	名古屋産業大学 教授	学識経験者
細谷 明裕	日東工業株式会社	企業
百瀬 則子	ユニー株式会社	企業

<長久手町環境審議会 審議の経過>

会議名／開催日時・場所	内容
第1回長久手町環境審議会 平成23年1月27日（木）10:00～12:00 ながくてエコハウス 多目的室	諮問 現計画の進捗状況について 第3次環境基本計画の策定について 基本理念と環境目標について 重点プロジェクトについて
第2回長久手町環境審議会 平成23年2月10日（木）15:00～16:30 ながくてエコハウス 多目的室	計画案に対する意見の反映について
第3回長久手町環境審議会 平成23年3月22日（火）14:00～16:00 長久手町役場 北庁舎2階 第5会議室	パブリックコメントで寄せられた意見とその回答について
答申 平成23年3月25日（金）15:45～16:15 長久手町役場 町長室	答申

< 諮 問 >

23長環第15号
平成23年1月27日

長久手町環境審議会長 殿

長久手町長 加藤 梅雄

長久手町環境基本条例第7条第1項の規定に基づく長久手町環境
基本計画の策定について（諮問）

このことについて、長久手町環境基本条例（平成12年3月29日条例第16号）第7条第5
項において準用する同条例同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

< 答 申 >

23長環審第1号
平成23年3月25日

長久手町長
加藤 梅雄 殿

長久手町環境審議会
会長 小川 克郎

長久手町環境基本条例第7条第1項の規定に基づく長久手町環境
基本計画の策定について（答申）

平成23年1月27日付け23長環第15号にて諮問のありましたこのことについて、長久手
町環境基本条例（平成12年3月29日条例第16号）第7条第5項において準用する同条例同
条第3項の規定に基づき、町の環境に対する考え方や取り組みの基本的方向を示すものとして審
議してきました。

そこで、本計画の推進にあたっては、下記の事項に配慮され、計画に定める環境像の実現に最
善を尽くされるよう要望します。

記

- 1 本計画を広く町民並びに事業者等に周知すること。
- 2 本計画の理念に沿って、町民はもとより事業所や大学などの幅広い参画を得て、協働によ
る推進体制の確立に努めること。
- 3 協働の関係を育みながら、町民や事業者とともに事業の推進に努めること。また、町民や
事業者等の意見を反映させて進行管理を確実に行うこと。
- 4 施策内容については、社会経済情勢の変化に柔軟に対応すること。
- 5 施策の実施にあたっては、重要性や緊急性を有するものから優先して取り組むこと。

3 長久手町庁内環境委員会

長久手町庁内環境委員会設置要綱に基づき長久手町庁内環境委員会を設置し、本計画の改訂に関しては2回開催しました。計画内容についての検討を行いました。

<長久手町庁内環境委員会 委員名簿>

区 分	部 課 等 名	職 名
委員長	生活環境部環境課	次長兼課長
委 員	まちづくり推進部企画政策課	企画情報係長
委 員	まちづくり推進部まちづくり協働課	まちづくり推進係長
委 員	総務部財政課	課長補佐兼財政係長
委 員	生活環境部安心安全課	課長補佐兼防災係長
委 員	生活環境部環境課	ごみ対策係長
委 員	保健福祉部子育て支援課	保育係長
委 員	建設部産業緑地課	課長補佐兼産業振興係長
委 員	建設部田園バレー事業課	主任専門員
委 員	建設部土木課	課長補佐兼管理係長
委 員	建設部計画課	都市整備係長
委 員	建設部下水道課	業務係長
委 員	教育文化部教育総務課	課長補佐
委 員	教育文化部生涯学習課	課長補佐兼社会教育係長
委 員	消防本部総務課	主任専門員

<長久手町庁内環境委員会 検討の経過>

会議名／開催日時・場所	内 容
第1回長久手町庁内環境委員会 平成22年9月28日(火) 15:00~16:30 ながくてエコハウス 多目的室	第2次長久手町環境基本計画の総括と課題 計画の改訂スケジュール 計画改訂の方向性
第2回長久手町庁内環境委員会 平成22年12月16日(木) 14:00~16:00 ながくてエコハウス 多目的室	第3次長久手町環境基本計画案について

4 長久手町環境ワークショップ

長久手町の環境の将来像について、住民や事業者の視点からの提言をいただくとともに、住民や事業者による環境活動をより連携・発展させる方向を検討するために、3回開催しました。

<長久手町環境ワークショップ参加団体>

区 分	部 課 等 名
住民団体	NEXPO（長久手・万博継承会）
住民団体	香流川をきれいにする会
住民団体	平成こども塾サポート隊
住民団体	リニモねっと
住民団体	長久手ゴミニティ会議
住民団体	長久手自然くらぶ
住民団体	長久手町消費者の会
企 業 等	株式会社豊田中央研究所
企 業 等	日東工業株式会社
企 業 等	あぐりん村

<検討の経過>

会議名／開催日時・場所	内 容
第1回長久手町環境ワークショップ 平成22年11月26日（金）14:00～16:00 長久手交流プラザ 多目的室	長久手町でできたらいいなと思う環境活動 を考える①
第2回長久手町環境ワークショップ 平成22年12月14日（火）14:00～16:00 ながくてエコハウス 多目的室	長久手町でできたらいいなと思う環境活動 を考える②
第3回長久手町環境ワークショップ 平成23年1月14日（金）14:00～16:00 ながくてエコハウス 多目的室	環境基本計画への意見の反映について ながくて環境見本市の企画の検討



5 ながくて環境見本市

【開催趣旨】 本計画では、平成23年度からの5年間を中間目標として、長久手町の環境保全・創造活動に関わる住民や事業者、各種団体、大学など、様々な関係者をつなげるネットワークづくりを進め、町内の環境活動を活性化していくことを位置づけています。この取り組みのスタートとして、町内で住民や事業者が取り組む環境に関わる活動について、その内容を発表するとともに、相互に情報交換する場として、『ながくて環境見本市』を開催しました。

当日は、町内の環境活動の発表や展示、遊び等の要素も取り入れた様々な体験等が行われ、環境に関心のある住民が多数来場しました。

【開催日時】 平成23年2月20日(日) 13:00~16:30

【会場】 福祉の家2階(集会室・会議室他)

【主催】 長久手町 生活環境部 環境課

【参加団体】 10団体

<開催案内チラシ>

【主催：長久手町】

ながくて環境見本市

～みんなで取り組む長久手町の環境まちづくりのキックオフ～

長久手町では新しい環境基本計画の策定を進めています。新しい計画では、長久手町の環境保全・創造活動に関わる住民や企業、団体など、多くの人が参加するネットワークづくりを進め、環境保全の活動を広げていくプロジェクトを位置づけました。長久手町の新しい環境づくりのスタートとして、長久手町での環境活動を紹介します、『ながくて環境見本市』を開催します。みなさんのご参加をお待ちしています！

～ワークショップ～

- ・牛乳パックをリサイクル！紙すき体験
- ・竹トンボを作って、飛ばしてみよう！
- ・毛糸で環境にやさしいアクリルたわし作り
- ・いきものハサミ工房
(チラシでマンモスやキリンを作ってみよう！！)

～試飲・試食～

- ・生産国の自然環境を守り、人と環境にやさしいサステイナブルコーヒーの試飲
- ・長久手産の手づくりおこしもの試食

参加無料だよ！

モリゾーとキッコロもくるよ！

モリゾー キッコロ ©GISPRI

【日時】 平成23年 **2月20日(日)13時～16時30分**

【会場】 **長久手町福祉の家 2階集会室 ほか**

【入場】 **無料 申込不要** (お気軽にご来場ください)

【内容】 ■ **長久手の環境活動報告会**
町内で環境保全に取り組んでいる住民団体や企業のみなさんに、長久手町の環境の魅力や取り組みの内容を語っていただきます。

■ **環境によいこと体験コーナー**
住民団体や企業の協力をいただきながら、環境にやさしい遊びや工作を体験していただきます。

詳細は裏面を参照

【環境活動報告会 出演予定者】 13:30~16:00 (都合により変更になることもあります。)

◆NEXPO (長久手・万博継承会)	愛・地球博覧会の理念を継承し、おもてなしの理念を持ってまちづくりの一助になりたいという想いで活動しています。環境保全、美化活動、植樹、リノモ利用促進などの活動をしています。
◆日東工業株式会社	長久手町警察に本社があります。太陽光発電の関連部品、電気自動車の充電スタンドの他、エネルギー使用量が計測できる「エネメーター」をつくっています。
◆平成こども塾サポート隊	こどもたちが農作業や料理を体験したり、自然や生き物を観察したりする「平成こども塾」をボランティアでサポートしています。主に、「食と農」「もち米栽培」「間伐材で創作」「自然観察-生き物マップづくり」についてサポート活動をしています。
◆アピタ長久手店 (ユニー株式会社)	アピタ・ユニーではお店で開催する環境学習「お店探検隊」のほかに、地域の環境づくりに力を注いでいるNPOや、各地域での催し物に協力し、環境活動に取り組んでいます。
◆長久手町消費者の会	多彩な趣味を持つ者が集い、無理をせずに出る活動を続けています。健康をテーマとした料理教室、視察会や講演会の開催、牛乳パックでの紙すき、年に1回の計量検査などを実施しています。
◆長久手町環境課	長久手町環境基本計画の改訂を行っています。住民や事業者の皆さんと一緒により長久手の環境をより良くしていきたいと考えています。環境活動に取り組む団体・事業者のネットワークづくりにご協力ください。また、4月1日からの粗大ごみ・もえないごみ有料化に向けたPRを行います。

【環境によいこと体験コーナー 出演予定者】 (都合により変更になることもあります)

◆NEXPO(長久手・万博継承会)	パネル展示
◆平成こども塾サポート隊	パネル展示と竹トンボづくり
◆長久手町消費者の会	紙すき、アクリルたわしづくり、試食品(おこしもの)
◆長久手町ミニテニスイキ	エコパックの展示、チラシ配布
◆香蓮川をきれいにする会	パネル(写真)展示
◆日東工業(株)	エネメーター実演、充電スタンド展示
◆アピタ長久手店[ユニー(株)]	環境にやさしいお買い物の展示とサステイナブルコーヒーの試飲
◆長久手町 環境課	環境基本計画パブリックコメント、チラシ配布、粗大ごみ有料化PR、あとはお楽しみ！(課題グッズもらってね)
◆エコマネーセンター	エコマネーポイントの発行とPR
◆いきものハサミ工房	チラシでマンモスやキリンを作ってみよう！！ 14時～15時～の2回。各回定員20名
◆特別ゲスト	モリゾーとキッコロも遊びに来るよ！

【会場案内】 **長久手町福祉の家**
長久手町大字前熊手下田171番地
電話：0561-64-6500

各ブースに参加すると
EXPOエコマネーポイント
が発行されます！

※エコマネーポイントは、環境グッズに交換したり、町の環境事業に寄付したりすることができます。

【お問合せ】 **長久手町役場 生活環境部環境課**
電話：0561-56-0612 FAX：0561-63-2100

＜当日配布パンフレット＞

＜ステージプログラム＞ 13:30～16:00 頃

～長久手町内の団体や企業の環境活動を紹介します～
 ※ステージ発表をお聞きいただいた方に、お楽しみ抽選会の抽選券を、各団体のステージ発表後に配布しております。みなさんぜひお越しください。

- 13:30 頃 開会のごあいさつ**
「環境見本市」の内容をご説明します。
- 13:35 頃 NEXPO(長久手・万博継承会)**
愛・地球博覧会の理念を継承し、おもてなしの理念を持ってまちづくりの一助になりたいという想いで活動しています。環境保全、美化活動、植樹、リネモ利用促進などの活動をしています。
- 13:55 頃 日東工業株式会社**
長久手駅前本社があります。太陽光発電の関連商品、電気自動車の充電スタンドの他、エネルギー使用量が計測できる「エネメーター」をつくっています。
- 14:15 頃 平成こども塾サポート隊**
こどもたちが農作業や料理を体験したり、自然や生き物を観察したりする「平成こども塾」をボランティアでサポートしています。主に、「食と農」「もち米栽培」「間伐材で創作」「自然観察ー生き物マップづくり」についてサポート活動をしています。

(ちょっとだけ休憩します。)

- 14:45 頃 アピタ長久手店(ユニー株式会社)**
アピタ・ユニーではお店で開催する環境学習「お店探検隊」のほか、地域の環境づくりに力を注いでいるNPOや、各地域での催し物に協力し、環境活動に取り組んでいます。
- 15:05 頃 長久手町消費者の会**
多彩な趣味を持つ者が集い、無理をせずに行える活動を続けています。健康をテーマとした料理教室、視察会や講演会の開催、牛乳パックでの紙すき、年に1回の計量検査などを実施しています。
- 15:25 頃 長久手町環境課**
長久手町環境基本計画の改訂を行っています。住民や事業者の皆さんといっしょに長久手の環境をより良くしていきたいと考えています。環境活動に取り組む団体・事業者のネットワークづくりにご協力ください。また、4月1日からの粗大ごみ・もえないごみ有料化に向けたPRを行います。

- 15:45 頃 お楽しみ抽選会**
環境にやさしい、お得な景品をご用意しています。
- 16:00 頃 閉会**
ありがとうございました。
展示やワークショップは16時30分頃までやっていますので、この後もゆっくりご覧ください。

ながくて環境見本市
～みんなで取り組む長久手町の環境まちづくりのキックオフ～

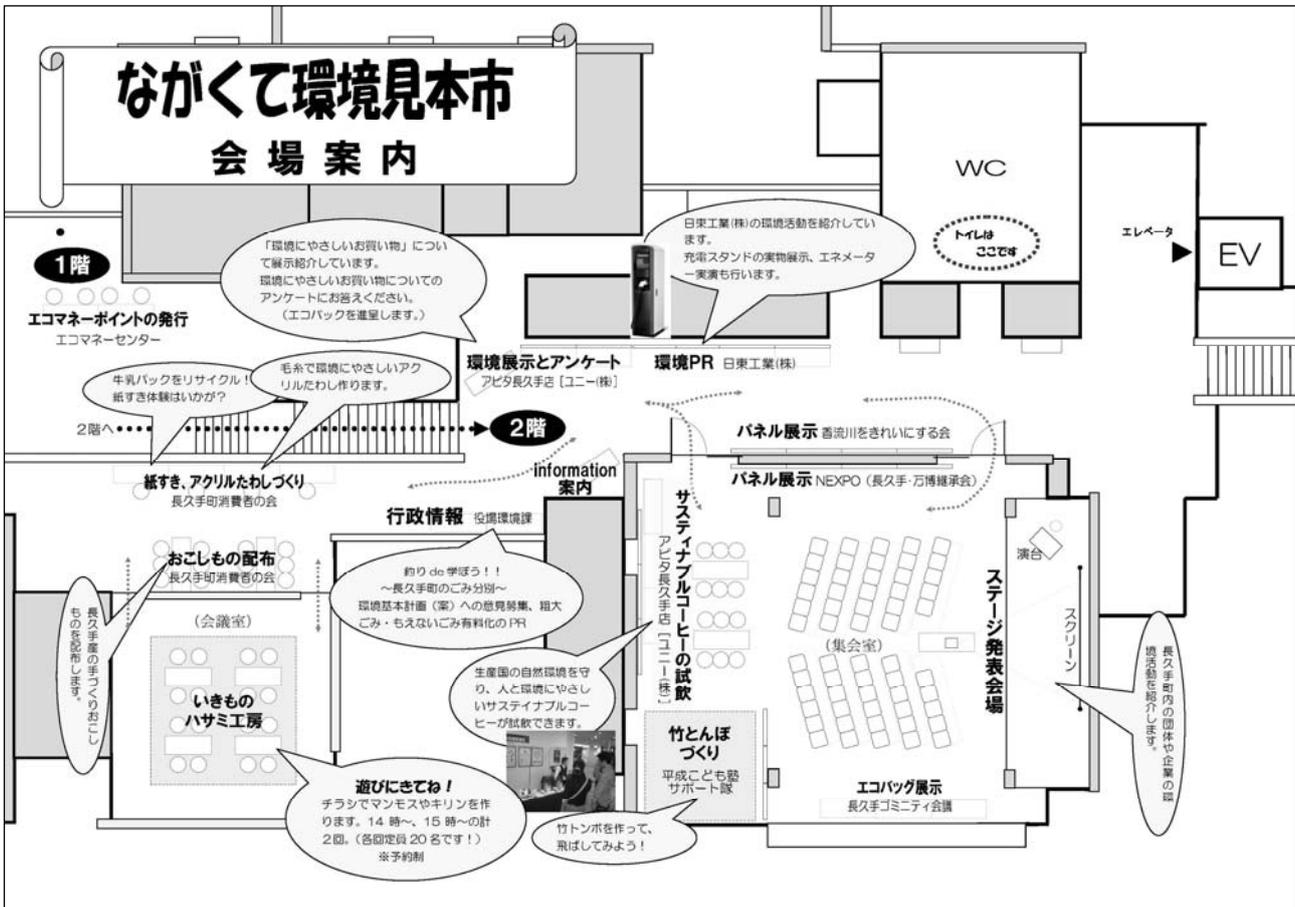
長久手町の環境まちづくりの新しいスタートとして、『ながくて環境見本市』を開催します。環境の保全や創造に関わる団体や企業のみならず多く参加しています。今日は一日楽しみながら、長久手町の環境について一緒に考えてみませんか？

＜環境よいかと体験コーナー＞ 13:00～16:30

それぞれの場所は、中面の会場案内図をご覧ください。

◇NEXPO(長久手・万博継承会)	活動内容をパネルで紹介しています。
◇平成こども塾サポート隊	竹トンボづくりが体験できます。
◇長久手町消費者の会	紙すきやアクリルたわしづくりが体験できます。「おこしもの」も配布しています。
◇長久手コミュニティ会議	エコバックなどを展示しています。
◇香流川をきれいにする会	活動内容や香流川の自然などを展示しています。
◇日東工業株式会社	電気自動車の充電スタンドや電気の消費量を測る「エネメーター」を展示しています。北側玄関前の広場にて電気自動車も展示しています。
◇アピタ長久手店【ユニー株式会社】	環境にやさしいお買い物について紹介しています。地球にやさしいサステイナブルコーヒーも試飲できます。
◇長久手町 環境課	ごみ分別ゲームに挑戦しませんか。また、環境基本計画(案)のパブリックコメントの紹介や、粗大ごみ・もえないごみ有料化のPRをしています。
◇エコマネーセンター	体験に参加したり、あぐりん村で地元産野菜などを購入するとGREEN シールがもらえます。シール5枚ごとにEXPO エコマネー1ポイントに換算できます。シール5枚分を長久手町の環境活動に寄付いただく記念品を差し上げます！
◇いきものハサミ工房	広告チラシでマンモスやキリンを作ってみよう！！14時～15時～の2回、各回定員20名です。 ※予約制
◇モノノミとキッコロ	会場に遊びに来ます。なかよくしてね。

【第3次長久手町環境基本計画(案)】に対するパブリックコメントを実施しています！
 3月17日(木)まで、「第3次長久手町環境基本計画(案)」に対するみなさんのご意見を募集しています。計画案は、役場環境課、役場西庁舎1階情報コーナーのほか、長久手町ホームページでもご覧いただけます。ご意見のある方は、住所、氏名、連絡先をご記入の上、書面でご覧いただきご提出ください。郵送の場合：〒480-1196(住所不要) 長久手町役場生活環境部環境課 あり F.A.Xの場合：0561-63-2100 電子メール：kankyo@town.nagakute.lg.jp 【お問い合わせ】 長久手町生活環境部環境課 電話：0561-56-0612



<当日の様子>





第3次長久手町環境基本計画

平成23年3月

発行／長久手町

愛知県愛知郡長久手町大字岩作字城の内60番地1

長久手町生活環境部環境課（〒480-1196）

電話 0561-56-0612 FAX 0561-63-2100

本計画書は、資源保護のため再生紙を使用しています。